

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し 業務の効果的実施等の観点から次のとおり適宜弾力的に見直しを行うこと。</p> <p>(1) 労災病院の全国的・体系的な勤労者医療における中核的役割の推進、産業保健推進センターの産業保健関係者への支援活動等の機能強化のため、本部の施設に対する業務運営支援・経営指導機能などのマネジメント機能を強化すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し 機構の業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組む。</p> <p>(1) 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の強化など、本部の施設運営支援・経営指導体制を強化する。 特に労災病院については、病院毎の財務分析・情報提供を推進する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し 機構の運営業務を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組む。</p> <p>(1) 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の充実に併せ、経営方針について職員への浸透度のフォローアップ及びバランス・スコアカードの活用により理解度の向上に努める。 また、病院毎の財務分析等の機能を強化するため、労災病院の事務局組織の見直しを行い、新たに経営企画課を設置する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料01-01</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料01-02</span> 機構の運営業務を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取組を行った。</p> <p>(1) 施設運営支援、経営指導体制の強化を図るとともに、経営方針の職員への浸透度のフォローアップ及びバランス・スコアカードの活用による理解度の向上を図るため、次のような取組を行った。</p> <p>① 施設の経営分析に基づく運営支援・経営指導体制の充実</p> <p>ア 理事会(週1回)を開催し、中期目標・中期計画を確実に達成するため、施設が取り組むべき事項や方向性を示した運営の基本方針を策定し施設に対して指導を実施した。</p> <p>イ 中期目標・中期計画を確実に達成するため、平成18年度に各施設が取り組むべき事項や方向性を示した運営の基本方針を策定し、全職員に配布して機構の運営方針の周知徹底を図った。</p> <p>ウ 診療報酬マイナス改定(△3.16%)の影響を最小限に止め健全な経営基盤を確立するため、経営改善推進会議(隔週開催)において、個々の病院毎に患者数の推移、病床利用率、診療収入単価、平均在院日数等の経営分析指標に基づく分析を行うとともに、地域医療連携の強化、新たな施設基準・高点数施設基準の取得などの患者数確保・収入確保対策、更には病床削減を含む効率的な医療提供体制の構築など病院毎の取組事項を検討し、実施した。また、診療材料・衛生材料の共同購入を拡大し、新たに高度放射線医療機器の共同購入を実施した。(高度放射線医療機器の共同購入に伴う削減額 △5.6億円)</p> <p>エ 本部・病院間において、運営状況及び目標達成のための具体的取組、中長期的な経営見通し等について、病院毎に協議(病院協議)を実施し、平成20年度までの経営目標の達成見通しと対策を策定するとともに、平成18年度の上半期実績を踏まえ、平成18年度当初計画の達成に向け18年度下半期の経営目標見直し後計画(リカバリー計画)及び目標達成のための行動計画を策定させ経営改善に努めた。</p> <p>オ 経営改善病院に対しては、昨年度に引き続き、毎月「経営改善進捗状況報告書」を提出させ、継続的なフォローアップを実施するとともに、月次計画の達成状況が十分でない病院に対しては、本部役職員が病院に出向き、病院幹部職員に対して直接指導・助言を行った。</p> <p>② 経営方針の職員への浸透度のフォローアップ及びバランス・スコアカードの活用による理解度の向上</p> <p>ア 本部主催の各種会議、研修会等を通じて職種ごとに繰り返し機構の置かれている状況や経営方針を説明するとともに、本部役職員が施設、技師会総会等に出向き、運営会議あるいは総会等の場で各職種代表者及び職員に対して直接働きかけを行うなど周知徹底を図った。</p> <p>イ 経営方針の浸透度について、昨年度に引き続き職員アンケート(10月実施)により施設別に調査を行い、浸透度の低い施設に対しては、浸透度の高い施設における取組を好事例として紹介するとともに、次期BSCの課題に取り上げるよう指導を行った。</p> <p>ウ 各病院においては、運営計画の作成のための各部門とのヒアリングや院内各部門の職場内ミーティングにおいて、経営</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績												
<p>(2) 役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度を導入すること。</p> <p>2 一般管理費、事業費等の効率化  中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）に比し、一般管理費（退職手当を除く。）については15%程度、また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については5%程度節減すること。</p>	<p>(2) 外部機関等を活用して情報を収集し、新たな人事・給与制度を速やかに導入する。</p> <p>2 一般管理費、事業費等の効率化  一般管理費（退職手当を除く。）については人件費の抑制、施設管理費の節減を図り、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）の相当経費に比べて15%程度の額を節減する。  また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直し等により、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）の相当経費に比べて5%程度の額を節減する。</p>	<p>(2) 施設の業務目標、部門の業務目標の達成を確実なものとするため、管理職については、個人別の役割目標を設定し、PDCAによるマネジメントとして実施する。  また、勤勉手当について施設業務実績を反映した形に改定するとともに、年功的な管理職手当について見直しを行う。</p> <p>2 一般管理費・事業費等の効率化  (1) 一般管理費（退職手当を除く。）については、業務委託の推進等人件費の抑制、節電・節水による省資源・省エネルギーなど日常的な経費節減、競争入札の積極的な実施等に努める。  また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、物品の統一化を行うことによる物品調達コストの縮減、保守契約内容の見直し等により節減に努める。</p>	<p>方針やその達成に必要な取組について部門毎のBSCを活用し理解度の向上を図った。</p> <p>③ 病院毎の経営管理機能の強化  病院毎の経営管理機能を強化するため、事務局の組織体制をスクラップアンドビルドの観点から見直し、病院経営に係る経営戦略の企画立案を担当する経営企画課を7病院に設置した。</p> <p>(2) 新たな制度の導入に向け次のような取組を行った。  資料01-03-01 資料01-03-02</p> <p>① 管理職に対する「個人別役割確認制度」の導入  施設及び部門の業務目標の達成を確実なものとするため、管理職について個人別の役割目標を設定した「個人別役割確認制度」を導入した。</p> <p>② 施設別業務実績の給与への反映及び年功的な管理職手当の見直し  職員給与規程を改正し、勤勉手当については、平成19年6月期の支給から施設別業務実績（医療事業収支率）を反映させるとともに、管理職手当については、平成18年4月から定額支給とし、年功的な要素を見直した。  ※ 医療事業収支率＝医療事業収入÷医療事業費×100  勤勉手当の支給月数に次のとおり医療事業収支率に対応した経営状況指数を乗じる</p> <table border="1" data-bbox="2220 957 2653 1230"> <thead> <tr> <th>医療事業収支率</th> <th>経営状況指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>110以上</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>105以上110未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>100以上105未満</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>95以上100未満</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>95未満</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 一般管理費・事業費等の効率化 資料01-04  (1) 一般管理費・事業費の節減  ① 一般管理費（退職手当を除く。）については、平成17年度に比べ△3.5%の節減（対17年度節減額△7.4億円；対15年度△10.2%節減：16～18年度3年間で中期計画の68%を達成）を実施した。主な節減の取り組み事項は以下のとおりである。  ア 人件費の抑制  本部による指導のもと、事務職員数の抑制を図るとともに下記の取り組みにより人件費を△6億円縮減した。  ・事務職員数の縮減（△60人）  ・12月期賞与（期末手当）0.1月分カットしたことと管理職加算支給割合を2%カットしたことによる縮減。  イ 業務委託費の縮減  業務内容の見直しや、競争入札を行ったこと等により、平成17年度に比べ△20百万円縮減した。  ウ その他の取組  ・コピー料金の見直しや競争入札を行ったことにより、印刷製本費を平成17年度に比べ△14百万円縮減した。  ・リサイクル品の使用や契約努力等により、消耗器材費を平成17年度に比べ△12百万円縮減した。</p>	医療事業収支率	経営状況指数	110以上	1.2	105以上110未満	1.1	100以上105未満	1.0	95以上100未満	0.9	95未満	0.8
医療事業収支率	経営状況指数														
110以上	1.2														
105以上110未満	1.1														
100以上105未満	1.0														
95以上100未満	0.9														
95未満	0.8														

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>なお、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務については、費用節減に努めることにより、その費用のうち運営費交付金の割合を低下させること。</p> <p>(2)「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、勤労者医療の推進のための対応とともに、収支相償(損益均衡)の目標の達</p>	<p>医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおける運営費交付金の割合については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底等による費用節減に努めることにより、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度(平成15年度)に比べて5ポイント程度低下させる。</p> <p>(2)「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて、人件費について、医療の質や安全の確保、医療制度改革の動向に即した経営基盤の確立等を見据えつつ5%以上の削減に取組み、これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間において、</p>	<p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、市場価格調査の積極的な実施による物品調達コストの縮減等により、その費用のうち運営費交付金の割合の低下に努める。</p> <p>なお、こうした努力にもかかわらず、平成18年度に予定されている診療報酬改定を含む医療制度改革等の影響が相当程度残る場合にあっても、当該交付金の割合をできるだけ低下させるよう、取組を計画的に推進する。</p> <p>(3) 人件費については、「行政改革の重要方針」及び診療報酬の改定を踏まえた所要の削減を行う。</p> <p>併せて、その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえた所要の対応を行うこととする。</p>	<p>② 事業費(労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く)については、平成17年度に比べ△2.6%の節減(対平成17年度節減額△1.3億円:対15年度△8.6%節減:16~18年度3年間で中期計画の172%を達成)を実施した。主な節減の取組事項は以下のとおりである。</p> <p>ア 労災看護専門学校学生諸費の縮減(施設関係業務経費)  労災看護専門学校において、学生食を廃止すること等により、学生諸費を平成17年度に比べて△30百万円縮減した。</p> <p>イ 社会復帰指導員業務費の縮減  社会復帰指導員の業務のうち、本部への業務集中化により社会復帰指導員業務費を平成17年度に比べて△16百万円縮減した。</p> <p>ウ 印刷製本費の縮減  印刷部数・仕様の見直し等により平成17年度に比べて△8百万円縮減した。</p> <p>エ 賃借料の縮減  産業保健推進センターにおいて、平成17年度に引き続き事務所賃借料の契約交渉の強化・徹底を実施するとともに、より安価な事務所への移転を行ったこと等により、平成17年度に比べて△8百万円縮減した。</p> <p>オ 光熱水費の縮減  冷暖房の節電、ガス・水道使用量の節減により平成17年度に比べ△6百万円縮減した。</p> <p>カ その他取組  以上の取組に加えて、下記の取り組みにより事業費の縮減に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メール便等安価な発送手段利用により平成17年度に比べ△4百万円縮減した。</li> <li>・新情報システムの保守契約の仕様変更等により平成17年度に比べ△3百万円縮減した。</li> </ul> <p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金の割合の低下 <u>資料01-05</u>  12月期賞与(期末手当)0.1月分カット、管理職加算支給割合2%カット及び節水バルブ導入等による光熱水費削減努力等による支出抑制に加え、手術増による入院収入等の増により、運営費交付金の割合を平成17年度に比べ△0.7ポイント低下させた。(対15年度△4.2ポイント低下:16~18年度3年間で中期計画の84%を達成)</p> <p>(3) 人件費削減及び給与制度の見直し  人件費削減のため、人員数については、労災病院の事務職・技能業務職を中心にアウトソーシングによる人員削減を行い、給与についても、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 12月期の期末手当の支給月数を0.1月削減</li> <li>② 管理職加算割合の半減に加え、12月期の期末・勤勉手当に係る管理職加算支給割合を更に2/100削減しており、平成</li> </ol>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績			
<p>成にも留意しつつ必要な取組を行うこと。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p>	<p>勤労者医療の推進のための対応とともに、収支相償（損益均衡）に向けた計画的取組にも留意しつつ必要な取組を行う。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映拡大等を図る。</p>		<p>22年度において、医療の質・安全の確保に配慮をいしつつ、「5%に相当する額以上を減少させることを基本として」という行革推進法の趣旨が達成できるよう努めた。また、給与制度については、管理職手当について年功的な要素を排除し定額化とするとともに、勤勉手当について施設別の業務実績を反映させるよう見直しを行った。</p>			
評価の視点		自己評定	A	評 定		
<p>○ 組織・運営体制の見直しにより、効率的かつ効果的な業務運営が図られたか。</p> <p>・ 組織・運営体制について、本部の施設運営支援・経営指導体制の強化を図る観点から、見直しが行われたか。</p> <p>・ 個々の労災病院ごとの財務分析が行われ、これに基づく経営指導・支援が行われたか。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 事業運営の効率化に関しては、一般管理費について△10.2%（15年度比、中間目標に対する達成率68.0%）、事業費について△8.6%（15年度比、中期目標に対する達成率172.0%）、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金の割合について4.2ポイント改善（15年度比、中期目標に対する達成率84.0%）を実現した。</p> <p>○ 病院毎の経営管理機能を強化するため、事務局の組織体制をスクラップアンドビルドの観点から見直し、経営企画課を7病院に設置した。</p> <p>○ 経営改善推進会議（隔週開催）において病院毎に患者数の推移、病床利用率、診療収入単価、平均在院日数等の経営指標に基づく財務分析を行い、診療報酬マイナス改定の影響を最小限に止めるために本部職員が病院に出向き説明会を行うとともに、新たな施設基準・高点数施設基準の取得状況のフォローアップを実施した。</p> <p>○ 目標達成のための取組、中長期的な経営見直しについて、病院毎に協議（病院協議）を実施し、20年度までの経営目標の見直し計画を策定するとともに、18年度上半期実績を踏まえ、18年度下半期の経営目標見直し後計画（リカバリー計画）と目標達成のための行動計画を策定した。</p> <p>○ 経営改善病院については、昨年度に引き続き、毎月「経営改善進捗状況報告書」を提出させ継続的なフォローアップを実施するとともに、月次計画の達成状況が十分でない病院については本部役職員が病院に出向き病院幹部職員に対し直接指導・助言を行った。</p> <p>○ 職員への浸透度の向上を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18年度基本方針を全職員に配布して機構の運営方針の周知徹底を図った。</li> <li>・ 昨年度に引き続き施設毎に職員アンケートを実施し、浸透度の低い施設には浸透度の高い施設の好事例を紹介するとともに次期BSCの課題とした。</li> <li>・ 各病院においては、運営計画の作成のための各部門とのヒアリング等において、経営方針やその達成に必要な取組について部門毎のBSCを活用し、理解度の向上を図った。</li> <li>・ 組織全体の活性化を図り、職員のモチベーション及びモラルを維持・向上させるため、平成19年6月期から勤勉手当に施設別業務実績を反映させるとともに、管理職手当については平成18年4月から年功的な要素を排除し、役職毎の定額支給とした。</li> </ul> <p>以上のことから、自己評定を「A」とした。</p> <p>(注1) □は厚生労働省独立行政法人評価委員会による17年度評価結果への対応</p> <p>・ 病院毎の経営管理機能を強化するため、事務局の組織体制をスクラップアンドビルドの観点から見直し、経営企画課を7病院に、経営戦略の策定、地域医療事情調査等を実施することにより、経営改善の一層の推進を図った。</p> <p>・ 全国労災病院院長会議、臨時事務局次長・総務課長会議を始め管理職を主とした会議等を計30回開催し、中期計画、年度計画達成に向けての対応、医師確保対策や看護体制の確保・充実、診療報酬改定への取組み等労災病院が喫緊に取り組むべき課題について指示・説明を行った。</p>			<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BSCの導入による組織管理は着実に定着しており、今後も引き続き向上を目指して欲しい。</li> <li>・ BSCの中身の充実をお願いする。</li> <li>・ 人事制度改革の努力も多い。</li> <li>・ 計画以上のペースで進んでいると判断する。</li> <li>・ 事業運営の効率化に関して、平成15年度比で一般管理費△10.2%、事業費△8.6%とした。</li> <li>・ 職員アンケートを実施し、ヒアリング等を行い、組織の活性化を図った。</li> <li>・ 管理職手当の年功的な要素を排除した。</li> <li>・ 経営改善病院に着き、本部役職員が出向いて直接指導・助言を行った。</li> </ul>	

- 外部コンサルタントを活用し、職員の勤務実績、法人の事業実績等を反映した人事・給与制度の検討がなされ、新たな制度の設計・構築が行われたか。
- 一般管理費（退職手当を除く）及び事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）の効率化について、中期目標を達成することが可能な程度（一般管理費については毎年度3%程度削減、事業費については毎年度1%程度削減）に推移しているか
- 費用のうち運営費交付金の割合について、中期目標を達成することが可能な程度（毎年度1ポイント程度削減）に推移しているか。
- 一般管理費のうち人件費について、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間において5%以上の削減を行うための取組を進めたか。（案）
- 国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。（案）
- 労災病院医師確保制度の策定や役員等による看護系大学を訪問する等本部主導で医師・看護師確保に努めた。
- 随時施設に出向き収入確保対策及び支出削減対策、DPCの効率的・効果的運用等について、業務指導を実施した。
- 理事会・経営推進会議を精力的に開催し、病院毎の患者数の推移、病床利用率、診療収入単価、平均在院日数等の経営指標に基づき財務分析を行い、診療報酬マイナス改定の影響を最小限に止めるために本部職員に病院に出向き説明会を行うとともに、新たな施設基準・高点数施設基準の取得状況についてフォローアップを実施した。  
また、診療材料・衛生材料の共同購入を拡大し、新たに高度放射線医療機器の共同購入を実施した。（高度放射線医療機器の共同購入に伴う削減額△5.6億円）
- 本部・病院間において、病院毎に協議（病院協議）を実施し、20年度までの経営目標の達成見通しと対策を策定するとともに、18年度上半期実績を踏まえ、下半期の経営目標見直し後計画（リカバリー計画）及び目標達成のための行動計画を策定させ経営改善に努めた。
- 経営企画課を設置した病院に対し、18年度に取り組む課題と行動計画の作成を指示し、その活動実績を四半期毎に報告させ、評価及び助言を行った。
- 経営改善病院については、昨年度に引き続き「経営改善進捗状況報告書」を毎月提出させ継続的なフォローアップに努めるとともに、月次計画の達成状況が十分でない病院については、本部役職員が病院に出向き病院幹部職員に対し直接指導・助言を行った。
- 人事・給与制度については、組織全体の活性化を図り、職員の働く意識を向上させていくため、勤勉手当に施設別業務実績を反映させるとともに、管理職手当から年功的要素を排除し、定額支給とする見直しを行った。
- 一般管理費（退職手当除く）については、人件費の抑制（12月期賞与（期末手当）0.1月分カット、管理職加算支給割合2%カット）、業務内容の見直し等により業務委託費の削減を図ることにより、平成17年度に比べて△3.5%、平成15年度に比べて△10.2%削減した。（中期目標に対する達成率は68.0%）
- 事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く）については、労災看護専門学校学生諸費の削減、社会復帰指導員業務費の削減、印刷製本費、賃借料等の削減により、平成16年度に比べて△2.6%の削減、平成15年度に比べて△8.6%削減した。（中期目標に対する達成率172.0%）
- 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、12月期賞与（期末手当）0.1月分カット、管理職加算支給割合2%カット、節水バルブ導入等による光熱水費削減努力等による支出抑制に加え、手術増による入院収入等の増により、運営費交付金の割合を平成17年度に比べ△0.7ポイント、平成15年度に比べ△4.2ポイント低下させた。（中期目標に対する達成率84.0%）
- 人件費削減のため、人員数については、労災病院の事務職・技能業務職を中心にアウトソーシングによる人員削減を行い、給与についても、  
①12月期の期末手当の支給月数を0.1月削減  
②管理職加算割合の半減に加え、12月期の期末・勤勉手当に係る管理職加算支給割合を更に2/100削減しており、平成22年度において、医療の質・安全の確保に配慮を行いつつ、「5%に相当する額以上を減少させることを基本として」という行革推進法の趣旨が達成できるよう努めた。また、給与制度については、管理職手当について年功的要素を排除し定額化するとともに、勤勉手当について施設別の業務実績を反映させるよう見直しを行った。

【17 ‘評価】

今後とも、職員への浸透度のフォローアップを行うとともに、各職種ごとの理解度を高めるよう引き続き努力を期待する。

【17 ‘評価】

今後は、医師を除く職員給与のカット、労災病院間転任推進制度、施設別業務実績の勤勉手当への反映などの施策を手がかりに、職員のモチベーション及びモラルを維持・向上させる仕組みの工夫を図るとともに、組織全体の効率化、活性化の実現に向けた経営改善の取り組みを強固に続けていくことを期待する。

【17 ‘評価】

今後とも、一般管理費・事業費の効率化により一層努力することを期待する。

- 18年度に各施設が取り組むべき事項や方向性を示した運営の基本方針を策定し、全職員に配布して機構の運営方針の周知徹底を図った。
  - ・ 経営方針の浸透度について、職員アンケートを実施し、浸透度の低い施設においては、本部・病院間の協議（病院協議）において、BSCの見直しを含め課題として取り組むよう指導するとともに、理解度を高めるため理事長又は役員が施設に出向き、運営会議や技師会総会等で職員に対して機構運営方針の説明を行った。また、社内広報誌に浸透度の高い病院における取組を好事例として紹介した。
  - ・ 各病院においても職場懇談会の場で院長が機構の運営方針を説明したり、運営方針に関するテーマを設定し職種ごとに意見交換会を開催するとともに、院内報に運営方針の解説を掲載する等により、機構の運営方針について職員の理解度を高めた。
  - ・ 各病院において、運営計画の作成のための各部門とのヒアリング等において、経営方針やその達成に必要な取組について部門毎のBSCを活用し、理解度の向上を図った。

- 職員のモチベーション及びモラルの維持・向上については、労災病院間派遣交流・転任推進制度など既に導入した施策や、平成18年度新たに導入した「個人別役割確認制度」、平成19年度から適用される施設別業務実績の勤勉手当への反映により、引き続き取り組んでいく。

また、BSCの活用を通じた職員の経営参画意識の醸成などにより、組織全体の活性化、効率化を図り、経営改善に向けた取組を引き続き行っていく。

- 一般管理費及び事業費の効率化については、業務委託の推進等人件費の抑制、省資源・省エネルギーの推進による光熱水費の節減、競争入札の積極的な実施、物品の統一化による調達コストの縮減、保守契約の見直しによる節減等に今後ともより一層努める。

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>3 労災病院の再編による効率化                      労災病院については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)及び「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)に基づき、37病院を30病院(5病院を廃止し4病院を2病院に統合する)とする労災病院の再編を、定められた期限(平成19年度)までに行うこと。</p> <p>4 休養施設及び労災保険会館の運営業務の廃止                      休養施設及び労災保険会館については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、平成17年度末までに全て廃止すること。</p>	<p>3 労災病院の再編による効率化                      労災病院の再編(統廃合)については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)及び「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)に基づき、統廃合の対象病院毎に「労災病院統廃合実施計画」を策定し、定められた期限までに着実に進める。</p> <p>なお、労災病院の統廃合の実施に当たっては、当該地域における医療の確保、産業保健活動の推進等に十分配慮するとともに、当該労災病院の受診患者の診療や療養先の確保及び職員の雇用の確保等に万全を期す。</p> <p>4 休養施設及び労災保険会館の運営業務の廃止                      休養施設及び労災保険会館の廃止については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、定められた期限までに着実に進める。</p>	<p>3 労災病院の再編による効率化                      (1) 「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)において平成18年度が廃止期限とされた岩手労災病院については、統廃合対象病院毎に作成した「労災病院統廃合実施計画」に基づき廃止に係る業務を進め、平成19年3月31日までに廃止する。</p> <p>(2) 平成19年度を予定時期とする統廃合対象病院については、統廃合に向けた準備を進める。</p> <p>[なし]</p>	<p>3 労災病院の再編による効率化                      (1) 平成18年度廃止対象病院の状況 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料02-01</span>                      ・ 岩手労災病院                      平成18年5月18日に花巻市長から「要望書 岩手労災病院の移譲について」が提出され、花巻市が岩手労災病院の資産を譲り受け、花巻市の作成する基本構想に即した医療を適切に行い得る医療事業者を選定して当該資産を貸し付ける構想が示された。これを踏まえ、検討を進めた結果、平成18年9月27日に機構と花巻市との間で「基本協定」を締結し、平成19年4月1日に花巻市が選定する医療事業者である医療法人杏林会へ移譲した。</p> <p>(2) 平成19年度統廃合対象病院の状況 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料02-02</span>                      ① 廃止対象病院                      ・ 筑豊労災病院                      平成18年11月30日に飯塚市、飯塚市議会、飯塚医師会による「筑豊労災病院の後医療に係る要望書」が提出され、飯塚市が筑豊労災病院の移譲を受け指定管理者制によって運営するという構想が示された。これを踏まえて検討を進めた結果、飯塚市と基本的な条件についての協議が整ったことから、平成19年1月31日に機構と飯塚市との間で「基本協定」を締結し、平成20年4月1日に飯塚市へ移譲することを決定した。</p> <p>② 統合対象病院                      ア 美唄・岩見沢労災病院                      管理面・組織面での統合の具体的な形及び運用方法を検討しているところである。一方、美唄市地域での医師不足に伴う美唄労災病院の診療機能の縮小や経営状況の悪化等に加え美唄市において平成17年4月に「美唄市地域医療ビジョン」が策定され、市立美唄病院と美唄労災病院の統合の構想が示される等地域医療を取り巻く状況に大きな変化が生じたことから、再編計画どおりに統合を進めることが適当であるか検討するよう、厚生労働省から求められている。                      そのため、市立美唄病院と美唄労災病院が統合した場合の具体的な姿についても検討することとし、美唄市と協議を行っているところである。</p> <p>イ 九州・門司労災病院                      管理面・組織面での統合の具体的な形及び運用方法を検討しているところである。</p> <p>(なし)</p>

評価の視点	自己評定	S	評 定	S
<p>評価の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>統廃合対象病院毎の「労災病院統廃合実施計画」が策定されたか。</li> <li>「労災病院統廃合実施計画」には、当該地域における医療の確保、産業保健活動の推進、当該労災病院の受診患者の診療や療養先の確保及び職員の雇用の確保等に係る対策が盛り込まれたか。</li> <li>当該年度に予定される病院の廃止は適切に行われたか。また、廃止に係る業務は適切に進められたか。</li> </ul> <p>【17 ‘評価】 今後予定されている病院の廃止・統合についても順調な推進を期待する。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 岩手労災病院については、当機構をはじめ、厚生労働省、岩手県、花巻市及び岩手県医師会による連絡会議を開催し、円滑な廃止・移譲に向けて、関係者との打合せ、情報交換を行う等、職員の雇用への配慮やせき損患者を含む患者の療養の確保について精力的な調整を行った。</p> <p>移譲に伴う病院資産の譲渡については、不動産管理細則第27条、物品管理細則第23条及び不動産鑑定評価等所定の手続に従い、市場価格を踏まえた鑑定評価を行うことにより適正な価格で譲渡した。</p> <p>具体的には、統廃合対象病院ごとに策定した「労災病院統廃合実施計画」に基づき、岩手労災病院の廃止に係る業務を適切に進めるとともに、花巻市を含む地元関係者との協議を積極的に行った結果、資産を花巻市に譲渡のうえ、花巻市が選定した医療事業者である医療法人杏林会（以下「杏林会」という。）に対して移譲することに決定し、平成19年3月31日に病院を廃止、平成19年4月1日をもって杏林会へ移譲することができた。</p> <p>なお、後医療が円滑に引き継がれるよう、杏林会に対して、労災病院グループから一定期間専門医師(泌尿器科)を派遣し、診療の支援を行った。</p> <p>平成19年度に統廃合を行う予定の病院については、後医療の在り方に関する地元関係者との協議及び統合に向けた具体策の検討などの業務を精力的に進めており、計画した年度内に統廃合が行える予定である。</p> <p>以上のように、平成18年度廃止対象病院の岩手労災病院については、計画した年度内に廃止し、地元が選定した医療事業者に移譲するとともに、職員の雇用にも十分配慮したこと、また、平成19年度の統廃合対象病院についても円滑な統廃合に向けて業務を進めることができたことから、自己評定を「S」とした。</p> <p>(注1) □は厚生労働省独立行政法人評価委員会による平成17年度評価結果への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年9月1日に策定した「岩手労災病院廃止実施計画」に基づき、平成19年3月31日に廃止し、同年4月1日をもって資産を花巻市に譲渡し、同市が選定した医療法人杏林会に移譲した。また、廃止に係る業務については、法令に基づく手続及び届出、法人文書の管理等について作業リストを作成し、円滑に作業を実施した。</li> <li>職員については、機構の施設において雇用の場を確保することを大前提としつつ、移譲後の新病院に再就職を希望する職員については採用されるよう配慮した。また、就職先紹介等の支援を行った。</li> </ul> <p>□ 平成19年度廃止予定の筑豊労災病院については、地元関係者との協議の結果、飯塚市が病院資産を取得した上で、同市が選定した指定管理者により運営されることとし、機構と飯塚市の間で移譲に係る基本協定を締結した。</p>	S	<p>評 定</p>	<p>S</p>
			<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岩手労災病院を地域の特殊性を踏まえて円滑な統廃合を行った。</li> <li>労災病院の再編は確かに進んでいるが、売却による経営資源の再構成までをもって評価としたい。</li> <li>岩手労災病院の廃止、移譲に向けて、職員の雇用確保、患者の療養の確保のために努力した。</li> <li>移譲先の杏林会に対し、一定期間、労災病院グループから専門医師を派遣した。</li> <li>7病院の更なる縮小、廃止の方向について要検討。</li> <li>廃止対象の岩手労災病院の自己評定がどうし「S」となるのか。評価が甘すぎる。</li> <li>病院の廃止は至難の事業である。</li> </ul>	



中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 業績評価の実施、事業実績の公表等 業績評価を実施し業務運営へ反映させるとともに、業績評価の結果や機構の業務内容を積極的に公表し、業務の質及び透明性の向上を図ること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 業績評価の実施、事業実績の公表等 (1) 中期目標期間の初年度に、外部有識者を含む業績評価委員会を設置し事業毎に事前・事後評価を行い、業務運営に反映する。また、業績評価の結果については、ホームページ等で公表する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 業績評価の実施、事業実績の公表等 (1) 業務の質の向上に資するため、内部業績評価に関する業績評価実施要領に基づき、機構自ら業務実績に対する評価を行い翌年度の運営方針を作成するとともに、内部業績評価制度による業務改善の効果について検証しつつ、制度の定着を図る。 また、外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価及び翌年度運営方針に対する事前評価を実施し、その結果を業務運営に反映する。 なお、業績評価の結果については、ホームページ等で公表する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 業績評価の実施、事業実績の公表等 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料03-01</span> (1) 業績評価の実施 ① 内部業績評価の実施 内部業績評価実施要領に基づき業績評価制度を全面的に実施した。全ての事業(8事業)・施設毎(100施設)・労災病院の部門毎(1000部門)にバランス・スコアカード(以下「BSC」という)の手法を用いた内部業績評価を実施し、平成18年中に全ての評価単位において上半期評価と決算期評価の2回の評価を実施した。上半期評価では自己評価と管理者評価に基づき、目標と実績に乖離がある事項に関しては、フォローアップを行うとともに、後期のBSCの進行管理に反映させた。決算期評価では目標と実績に乖離がある事項に関しては、フォローアップを行うとともに、翌年度の運営方針に反映させた。さらに、BSCの確実な達成と効果の拡充に向けて「個人別役割確認制度」を導入実施した。BSCの目標を管理職個人の重要課題として位置づけて取り組むなどの効果が現れているところである。 ② 業務改善効果の検証及び制度の定着に向けた取組 内部業績評価制度の定着を目指して、BSCに対する職員の理解度を調査し、理解度の低い施設に対して病院協議等において指導等を行った。 また、BSCに対する職員の理解向上のため、本部集合研修において計9回の講義を行った。 以上のような取組の結果、職員のBSCの理解度は前年の40.3%から44.9%と4.6ポイント上昇した。 さらに、日本医療バランスト・スコアカード研究学会学術総会等に積極的に参加し、他医療機関におけるBSC活動の好事例収集に努めた。 ③ 内部業績評価の実施による具体的改善効果 平成18年度において内部業績評価制度を実施したことにより、以下の業務改善効果が得られた。 ア 財務の視点 ・損益改善 対前年度 31億円改善 【H17】 △73億円 → 【H18】 △42億円 イ 利用者の視点 ・患者からの高い評価 満足度調査において満足のいく医療が受けられたとの評価：78.7% ・勤労者予防医療センター利用者からの評価の向上 健康確保に有用であった旨の評価 【H17】 90.6% → 【H18】 90.9% 対前年度 0.3ポイント増 ウ 質の向上の視点 ・質の高い医療の提供 クリニカルパスの策定件数の増 【H17】 2,684件 → 【H18】 3,303件 対前年度比 23.1%増</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
	<p>(2) 毎年度決算終了後速やかに事業実績をホームページ等で公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。</p>	<p>(2) 業務の透明性を高めるため、決算終了後速やかに業務実績をホームページ等で公開するとともに、業務内容の充実を図るため、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営へ反映させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ D P C 導入病院の増 【H17】0施設 → 【H18】9施設</li> <li>・ 病院機能の向上 地域医療支援病院 【H17】3施設 → 【H18】5施設</li> <li>地域がん診療連携拠点病院 【H17】4施設 → 【H18】8施設</li> <li>災害拠点病院 【H17】7施設 → 【H18】8施設</li> <li>エ 効率化の視点</li> <li>・ 一般管理費の縮減 【H17】                    【H18】 △3.4% → △3.5% (対17年度縮減額736百万円)</li> <li>・ 薬品費の削減 患者1人当たり薬品購入単価 【H17】3,013円 → 【H18】3,107円 ※医療の急性期化に伴い単価増となった。</li> <li>オ 学習と成長の視点</li> <li>・ 職員のモチベーション向上（職員アンケート調査における職員満足度） 理念・基本方針への共感 【H17】55.3% → 【H18】56.5% 1.2ポイント増 研修・教育に対する取組 【H17】44.3% → 【H18】48.7% 4.4ポイント増</li> <li>・ 労災疾病に関する研究・開発の推進 研究に必要な臨床症例集積数・提供数 6,285件</li> </ul> <p>④ 業績評価委員会における意見・提言の業務への反映 外部有識者による業績評価として「業績評価委員会」（10月開催）において平成17年度及び平成18年度上期の業務実績の事後評価を実施し、その結果を業務の改善に反映した。 なお、前年度の業務実績に関する評価と次年度の運営方針に係る提言を各々タイムリーに審議するため、平成19年度から年2回開催することを決定した。 また、「業績評価委員会」の意見・提言及び機構の対応について、ホームページ等で公表した。</p> <p>(2) 業務実績の公表 業績評価の結果、事業の業務実績をホームページで公表し、電子メールにより広く機構の業務に対する意見・評価を求めた。メールにて届けられた意見については、翌年度の業務運営に反映させるとともに、質問者に対して回答を行った。</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>○ 適切な評価体系を構築するとともに、業務実績等を公表することにより、業務の質の向上及び透明性の確保が図られているか。</p> <p>・ 外部の学識経験者等により構成される業績評価委員会により業績評価が実施されているか。</p> <p>・ 業績評価の結果、業務実績を公開し、意見・評価を求めるとともに、これらが事業運営に反映されているか。</p> <p>【17 ‘評価】 制度導入による成果が出るには時間を要するものであるが、今後は、民間で導入されている諸制度についても参考としつつ、この業績評価制度について引き続きその定着を図っていく必要がある。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 内部業績評価実施要領に基づき、業績評価制度を組織的に実施した。 全ての事業・施設毎・労災病院の部門毎にバランス・スコアカード（以下「BSC」という。）の手法を用いた内部業績評価を実施し、循環型マネジメントシステム（PDCA）を用いた効率的かつ効果的な業務運営を行った。 また、BSCの確実な達成と効果の拡充に向けて「個人別役割確認制度」を導入実施した。 平成18年11月には上半期評価を実施し、自己評価、管理者評価の結果をBSCの5つの視点からなる取組に着実に反映させた。 平成18年10月に外部有識者からなる業績評価委員会を開催し、業務実績、運営方針に係る中間・事後評価が実施された。当該委員会において指摘された事項について業務の改善に反映させるとともに、翌年度の運営方針に盛りこんだ。 これら組織一丸となったBSC活動への取組の結果、例えば損益の改善効果が見られるなどビジョン達成に向けて「五つの視点」における取組で具体的な業務の改善効果が得られたこと、また、BSCの確実な達成や一層の定着化に向けて、「個人別役割確認制度」の導入や施設に対する個別指導の強化など業績評価制度の効果を更に高めるような取組を実施したことから、自己評定を「A」とした。</p> <p>(注1) □は厚生労働省独立行政法人評価委員会による平成17年度評価結果への対応</p> <p>・ 外部有識者による業績評価として「業績評価委員会」（10月開催）において平成18年度の上半期実績の事後評価、平成19年度機構運営方針の事前評価を実施した。なお、前年度の業務実績に関する評価と次年度の運営方針に係る提言を各々タイムリーに審議するため、平成19年度から年2回開催することを決定した。 収支相償に向けた収入確保・支出削減対策の一層の推進という指摘に対して、医療機器の共同購入、病診連携強化・長期連休中の救急受入体制の充実による新入院患者確保対策、高点数施設基準の取得による診療単価アップ、業務委託化による人件費の抑制、薬品の同種同効品の整理、後発医薬品の採用、医療材料のSPD一括供給方式導入及び対象品目の拡充といった医療諸費の縮減等更なる支出削減に取り組んだ。</p> <p>・ 業績評価の結果、業務実績をホームページで公表し、機構の業務に対する意見・評価を電子メール等により広く求めた。それら意見については、質問者に対し回答を行うとともに、必要と認められるものについて翌年度の運営方針に反映させた。</p> <p>□ BSCの効果を発揮させるためには、各施設で策定する戦略の質と、それをBSCの戦略マップ、評価指標及び行動計画の策定から評価にいたるまでに確実に反映させることが重要である。 このため、業務実践の長である副院長会議等の場において民間の目標管理制度等における「戦略の策定」から「戦略に基づいた業務プロセスの実行」にいたる運用方法等を示して、BSCの運用上の課題・問題点について討議する場を設け当該機能の充実に取り組むこととしている。 また、BSCに対する職員の理解度を調査し、理解度の低い施設に対して病院協議等において指導等を行った。 さらに、日本医療バランスト・スコアカード研究会学術総会等にも積極的に参加し、他医療機関におけるBSC活動の好事例等の収集及び情報交換に努めていくこととした。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ BSCの定着化を職員に徹底させた。 ・ BSCは、定着段階である。 ・ BSC運営のポイントは上下のコミュニケーション充実、配慮をお願いする。 ・ 毎年度、BSC普及のための費用はどうなっているのか。 ・ 勤労者医療につき、研究成果の蓄積と公刊は顕著な向上と受け止められる。とりわけ、アスベスト、メンタルヘルス等への努力の集中は今後も見据えた重要な取組と評価できる。 ・ 計画通り進んでいると判断する。 ・ 医療機器の共同購入、病診連携強化等により、医療諸費の縮減等に取り組んだ。 ・ 業績評価委員会を開き、外部有識者からの指摘を踏まえて支出削減に取り組んだ。</p>	

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>2 療養施設の運営業務</p> <p>(1) 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>中期目標期間の初年度に、勤労者医療に関する臨床研究機能、予防活動機能、地域支援機能を集約するとともに、各機能を組織的・計画的に推進すること。</p> <p>① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進産業活動に伴い、依然として多くの労働災害が発生している疾病、又は産業構造・職場環境等の変化に伴い、勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病について、別紙の13分野の課題に応じて研究の方向性を定め、労災疾病に係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発、普及に取り組むこと。</p> <p>また、労災疾病に係る研究・開発、普及に当たっては、各労災病院が有する臨床研究機能を集約して各分野毎に中核病院を選定し、各労災病院間のネットワークを活用して取り組むこと。</p>	<p>2 療養施設の運営業務</p> <p>(1) 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>勤労者医療に関する臨床研究機能、予防活動機能、地域支援機能を集約し、各機能を組織的・計画的に推進するため、次のとおり取り組む。</p> <p>なお、アスベスト問題に対しては、アスベスト関連疾患分野として粉じん等による呼吸器疾患分野から独立させ中核病院を定めて重点的に研究開発を行っていくとともに、労災病院内に設置したアスベスト疾患センターにおいて、アスベスト関連疾患の診断・治療・症例の収集及び医療関係者等への知見の提供を実施する。</p> <p>① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進</p> <p>中期目標に示された13分野毎に別紙のとおり研究テーマを定めるとともに、研究・開発、普及の効果的な推進を図るため、次のような取組を行う。</p>	<p>2 療養施設の運営業務</p> <p>(1) 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>勤労者医療の中核的役割を推進するため、労災疾病研究センターにおいて行う臨床研究、勤労者予防医療センターにおいて行う予防活動及び勤労者医療の地域支援の推進を図るため設置する地域医療連携室において行う地域支援の各機能を集約した勤労者医療総合センターでは、次のとおり取り組む。</p> <p>なお、アスベスト問題に対しては、アスベスト関連疾患分野として粉じん等による呼吸器疾患分野から独立させ中核病院を定めて重点的に研究開発を行っていくとともに、労災病院内に設置したアスベスト疾患センターにおいて、アスベスト関連疾患の診断・治療・症例の収集及び医療関係者等への知見の提供を実施する。</p> <p>① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進</p> <p>労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進を図るため、各労災疾病研究センターにおいて、中期計画の別紙13分野の研究テーマ毎に、次のような取組を行う。</p> <p>なお、研究・開発の実施に当たっては、産業医科大学等の研究機関と連携を図るとともに、医師以外のコメディカル部門について参画を促進する。</p>	<p>2 療養施設の運営業務</p> <p>(1) 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>資料04-01-01 勤労者医療の推進</p> <p>資料04-01-02 (アスベスト関連疾患分野)</p> <p>資料04-01-03 (粉じん等による呼吸器疾患分野)</p> <p>資料04-01-04 (勤労者のメンタルヘルス分野)</p> <p>資料04-01-05 (四肢切断、骨折等の職業性外傷分野)</p> <p>資料04-01-06 (せき髄損傷分野)</p> <p>資料04-01-07 (身体への過度の負担による筋・骨格系疾患分野)</p> <p>資料04-01-08 (職場復帰のためのリハビリテーション分野)</p> <p>資料04-01-09 (化学物質の曝露による産業中毒分野)</p> <p>資料04-01-10 (高温・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患分野)</p> <p>資料04-01-10 (騒音、電磁波等による感覚器障害分野)</p> <p>(業務の過重負担による脳・心臓疾患(過労死)分野)</p> <p>勤労者医療総合センターにおいては、勤労者医療の中核的役割を推進するため、次のとおり取り組んだ。</p> <p>なお、平成17年度に引き続き、アスベスト問題に積極的に対応するため、労災疾病等研究開発普及事業においては、従来の12分野に加え、アスベスト関連疾患分野を新たに立ち上げ、アスベスト関連疾患に係る多くの診療実績を有する岡山労災病院を研究の中核センター(アスベスト関連疾患研究センター)として位置付けるとともに、研究スタッフを増やし、新たに2つの研究テーマ「良性石綿胸水の診断と治療に関する調査研究」「石綿(アスベスト)ばく露者における石綿肺がん及び中皮腫の早期診断法の確立」に着手することにより、研究の一層の強化を図った。</p> <p>① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進</p> <p>新たにアスベスト関連疾患分野を加えた各研究分野におけるこれまでの研究成果は以下のとおり。</p> <p>◇ アスベストばく露による中皮腫症例を集積し解析を行い、我が国のアスベストばく露による中皮腫の臨床像を明らかにした。 【冊子】我が国における中皮腫の臨床像 ー労働者健康福祉機構・労災病院グループ自験症例132例のまとめー</p> <p>◇ アスベストばく露による肺がん症例を集積し解析を行い、我が国のアスベストばく露による肺がんの臨床像を明らかにした。 【冊子】我が国における石綿ばく露による肺がんの調査研究 ー労災病院グループ自験症例66例の臨床像ー</p> <p>◇ アスベストばく露による良性石綿胸水症例を集積し解析を行い我が国のアスベストばく露による良性石綿胸水の臨床像を明らかにした。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
			<p>【冊子】我が国における良性石綿胸水の診断と治療に関する調査研究      ー労災病院グループ自験症例45例の臨床像ー</p> <p>◇ アスベスト関連疾患の診断治療に一般医師の日常診療にも役立つガイドブックを作成・発行した。      【冊子】アスベスト関連疾患日常診療ガイド増補改訂版      ーアスベスト関連疾患を見逃さないためにー</p> <p>◇ 石炭鉱山、金属鉱山、窯業、トンネル工事等々の画像の選定を行い、広く日常診療にも役立つ各粉じん作業別のじん肺症例集を作成した。      【冊子】画像で診る今日の職業別じん肺症例選集</p> <p>◇ 専門医であっても困難であった胸膜プラークのCT3次元表示法による画期的な診断法を確立し、診断精度を飛躍的に向上させた。      【冊子】診断精度を向上させた新しい画像診断法の開発      1. CT3次元表示法による胸膜プラークの画期的診断法</p> <p>◇ 発見が極めて困難であったじん肺所見を有する者の肺がん診断法を確立し、精度を向上させた。      【冊子】診断精度を向上させた新しい画像診断法の開発      2. 経時サブトラクション法によるじん肺合併肺がんの診断法</p> <p>◇ 多忙なため受診が困難な勤労者が、時間等の制約を受けずに手軽に利用できるメンタルヘルス・チェックシステムを確立した。      【冊子】インターネットによるメンタルヘルス・チェックと精神保健指導の有用性に関する実証的研究      ー多忙な労働者が、いつでも、どこからでも利用可能なシステムの確立ー</p> <p>◇ うつ病の客観的診断法は現在のところ確立していなかったが、研究の結果、脳血流によるうつ病像の客観的評価法についての知見を得た。      【冊子】脳血流<sup>99m</sup>Tc-ECD SPECTを用いたうつ病像の客観的評価法の研究開発      ー脳の画像によるうつ病像の客観的評価法の開発ー</p> <p>◇ 重度手指外傷の受傷時のスコアから、最適な治療計画策定に必要な将来の機能回復の程度や現職復帰の予測を可能とする診断法を開発した。      【冊子】上肢の重度障害に対する治療法についての調査研究と治療法の検討      ー受傷労働者の円滑な職場復帰を目指してー</p> <p>◇ 頸椎ドックの結果を解析することで、早期発見・早期治療を可能とするMRIによる頸部脊柱管狭窄症の診断基準を定めた。      【冊子】非骨傷性頸髄損傷予防法と早期治療体系の確立      ーMRIによる日本人の頸椎・頸髄の標準値の設定、頸椎ドックに於ける新しい取り組みー</p> <p>◇ 職場における腰痛の発症要因として、従来考えられていた作業姿勢、作業動作、作業環境に加えて、新たな要因として、心理・社会的要因も関与していることが明らかになった。      【冊子】勤労者の腰痛の実態      ー職場における心理・社会的要因の関与ー</p> <p>◇ 脳梗塞患者のリハビリテーションにおける職場復帰を促進する因子を解明した。      【冊子】早期職場復帰を可能にする各種疾患（特に脳血管障害）に対するリハビリテーションのモデル・システムの研究・開発</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
	<p>ア これまでの診療実績・研究実績等を踏まえ、13分野毎に中核病院を定めるとともに、「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」を構築することにより、研究テーマ毎にモデル医療やモデル予防法の研究開発に必要な臨床データ等を全国的・体系的に集積する。</p> <p>イ 研究開発されたモデル医療等の円滑な普及を図るため、次のような取組を行う。</p> <p>い 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）を構築し、中期目標期間の最終年度において、アクセス件数を10万件以上（※）得る。 （※参考：平成14年度実績4,124件（産業中毒、じん肺、腰痛データ・ベース）</p>	<p>ア 「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」を活用して、全労災病院から研究・開発に必要な臨床データ等を集積するとともに、その評価・分析を行う。</p> <p>イ 研究開発されたモデル医療等の普及を図るため、次のような取組を行う。</p> <p>い 高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患、働く女性のためのメディカルケア分野に関し、これまでの研究成果を基に、労災指定医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）を構築し、既存（※）のデータ・ベース（ホームページ）と併せてアクセス件数4万7千件以上を得る。 【※既存データ・ベース（ホームページ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体への過度の負担による筋・骨格系疾患</li> <li>・振動障害</li> <li>・化学物質の曝露による産業中毒</li> <li>・粉じん等による呼吸器疾患</li> <li>・職場復帰のためのリハビリテーション</li> <li>・勤労者のメンタルヘルス</li> <li>・四肢切断、骨折等の職業性外傷</li> <li>・せき髄損傷</li> </ul>	<p>－ Phase1 勤労世代（労働年齢）における脳血管障害の発症要因の特性－</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 自覚症状に基づき行われている振動障害の診断について、客観的診断法を確立した。</li> <li>◇ 夜間労働による不規則な月経周期の発生機序に、血中メラトニンが関与していることを解明した。 【冊子】女性の深夜・長時間労働が内分泌環境に及ぼす影響に関する研究 －労働が女性ホルモン分泌に与える影響の解明を目指して－</li> <li>◇ 総計1,261物質に及ぶ有害化学物質のデータベースを作成し、情報検索を可能にした。</li> <li>◇ 理・美容師の職業性接触皮膚炎防止に、パッチテストが有効であることを明らかにした。 【冊子】理・美容師の職業性接触皮膚炎 －宮城県における理・美容師についてのフィールドワークからの報告－</li> <li>◇ 糖尿病網膜症労働者の就業続行を可能にするための治療方針及び、ソーシャルサポートの必要性を明らかにした。 【冊子】網膜硝子体疾患による急性視力障害に対する治療法の研究開発 －糖尿病網膜症の労働者の視力保持のために－</li> </ul> <p>ア 臨床データの分析や集積に不可欠な「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」の運用に当たり、利便性の向上等の観点から関連機器・ソフトウェアの新規導入やシステム変更を随時実施することにより、研究者からの要望等に対して速やかな対応に努めた。また、必要に応じて本部から担当職員を研究センターに派遣したことにより、ネットワークシステムの活用に関する研究者等の理解を深め、評価・分析に当たっての更なる改善が図られた。</p> <p>イ 中間時における研究成果の普及を図るため、次のような取組を行った。</p> <p>い ホームページ等情報提供に関すること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① アスベスト関連疾患分野については、情報に対する社会のニーズが特に高いことから、研究者の協力を得て、計画外であったホームページの構築に取り組むこととし、中皮腫等アスベスト関連疾患の解説から公的救済制度の手続等に至るまで幅広い内容を盛り込んだホームページを作成し、平成18年12月18日より公開を開始した。 また、労災病院グループにおける中皮腫の自験症例132例について、研究結果に係る要旨を簡潔にまとめた冊子を作成し、産業保健調査研究発表会を通じて全国47の産業保健推進センター相談員（医師）に配布したほか、マスコミ関係者や各種学会・研修会の出席者等にも随時配布し、研究成果の情報提供に努めた。</li> <li>② 高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患、働く女性のためのメディカルケア分野についても、これまでの研究成果について分かりやすくまとめたデータ・ベース（ホームページ）を構築し、平成19年3月30日より公開を開始した。</li> </ol>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
	<p>ii 労災病院の医師等に対してモデル医療等に係る指導医育成の教育研修を実施する。</p> <p>iii 中期目標期間中に、日本職業・災害医学会等関連医学会において、14研究・開発テーマに関し30件以上（※）の学会発表を行う。 （※参考：研究開発期間中と終了時に、それぞれ1回以上実施）</p> <p>ウ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえ、外部委員を含む研究評価委員会を設置して、各研究テーマの事前評価を行い、以降毎年度、中間・事後評価を行うことで、その結果を研究計画の改善に反映する。</p>	<p>ii 労災病院の医師等に対してモデル医療等に係る指導医育成の教育研修を実施する。</p> <p>ウ 各研究開発計画の中間評価を行うため、外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、研究開発計画の達成度、コストパフォーマンスを含めた研究開発計画の妥当性等について評価を実施する。 また、その結果を研究開発計画の改善に反映する。</p>	<p>なお、データ・ベース（ホームページ）へのアクセス件数の平成18年度実績は9万9千43件となった。</p> <p>ii 教育研修に関すること ① 実地医家を対象として、平成17年度に作成、発行した「アスベスト関連疾患日常診療ガイド」について、実地医家の要望を踏まえ、症例の更なる追加や病理所見など貴重な情報を新たに盛り込んだ「増補改訂版」を発行（平成18年9月）し、初版分と併せて販売部数1万2千部を達成。医療分野でのベストセラーとなった。 ② 「粉じん等による呼吸器疾患」分野の取組として、粉じん作業別の症例のX線画像等をまとめた「画像で診る今日の職業別じん肺症例選集」を作成し、厚生労働省中央じん肺診査医及び全国47の産業保健推進センターに配布した。今後は、じん肺法に基づき厚生労働大臣が任命するじん肺診査医（122名）や労災病院の専門医、都道府県医師会等に配布し、貴重な教材として活用していく予定としている。</p> <p>iii 学会発表等に関すること 日本・職業災害医学会（平成18年11月）において、13分野の主任研究者等が研究成果等に関する発表を行った。</p> <p>ウ 各研究開発計画の中間評価を行うため、平成19年2月22日及び23日の2日間に渡って業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、研究分野ごとに研究開発計画の達成度、コストパフォーマンスを含めた研究開発計画の妥当性等について、外部委員等による評価が行われ、各々の専門領域の見地から具体的な問題点や改善策が示された。 機構本部においては、昨年度の評価部会における評価結果や各委員の意見・要望を踏まえ、各主任研究者と連携を図りながら必要な支援を行った。</p>

評価の視点	自己評定	S		評 定	S	
<p>○ 療養施設の運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p>	<p>（理由及び特記事項）</p> <p>○ アスベスト問題への具体的な取組 平成17年度に引き続き、アスベスト問題に積極的に対応するため、アスベスト関連疾患分野を新たに立ち上げ、アスベスト関連疾患に係る多くの診療実績を有する岡山労災病院を研究の中核センターとして位置付けるとともに、研究スタッフを増やし新たに2つの研究テーマに着手することにより、研究の一層の強化を図った。 また、平成17年度に作成、発行した「アスベスト関連疾患日常診療ガイド」については、実地医家からの要望を踏まえ、症例の更なる追加や病理所見など貴重な情報を新たに盛り込んだ「増補改訂版」を発行（平成18年9月）した。</p>			<p>（理由及び特記事項）</p> <p>・アスベストに関する研究と具体的対策を速やかに立ち上げて、わが国における診療の指針を確立した。 ・じん肺の診断法も新しい方式を確立した。 ・これまでに引き続きアスベスト問題への研究成果の蓄積と貢献は大きい。 ・高度な研究成果の具体的なフィードバックの実現をさらに期待したい。但し、研究テーマの選定については、より勤労者の新しいニーズに対応した</p>		

更に、日常診療において、アスベスト関連疾患との鑑別診断を必要とする他の粉じんによる呼吸器疾患を加えた症例集「画像で診る今日の職業別じん肺症例選集」を作成した。「アスベスト関連疾患日常診療ガイド」の姉妹編として有益であるとの評価を受けている。

#### ○ 労災疾病等13分野の具体的研究成果

各分野において研究開発計画書に基づき症例収集に取り組み研究を推進した結果、全ての分野において研究成果が得られ関連学会にて発表した。また、業績評価委員会医学研究評価部会による中間評価結果においては、全ての分野について研究を継続すべきとの意見を得た。

今後、勤労者医療への新たな貢献の期待される各分野からの具体的研究成果は以下のとおりである。

- ①アスベストばく露による中皮腫、肺がん、良性石綿胸水の臨床像を明らかにした。  
(アスベスト関連疾患分野)
- ②複雑な胸部レントゲン所見を示すじん肺症例に、新たに発生した肺がんの初期陰影を診断可能にする経時サブトラクション法を確立し、じん肺合併肺がんの診断精度を向上させた。  
(粉じん等による呼吸器疾患分野)
- ③CT 3次元表示法による胸膜プラークの画期的な診断法を確立し、診断精度を飛躍的に向上させた。  
(粉じん等による呼吸器疾患分野)
- ④脳血流によるうつ病の客観的評価法を確立した。  
(勤労者のメンタルヘルス分野)
- ⑤労働者が、いつでも、どこからでも、利用可能なインターネットによるメンタルヘルスチェックシステムを確立した。  
(勤労者のメンタルヘルス分野)
- ⑥重度手指外傷の受傷状況をスコア化することにより、治癒後の手の機能及び職場復帰について予測が可能であることを示し、最適な治療計画の作成を可能にした。  
(四肢切断、骨折等の職業性外傷分野)
- ⑦MRIによる頸部脊柱管狭窄症の診断基準を定め、早期発見、早期治療を可能にした。  
(せき髄損傷分野)
- ⑧職場における腰痛の発症要因として、心理、社会的要因の関与を明らかにした。  
(身体への過度の負担による筋・骨格系疾患分野)
- ⑨脳梗塞患者のリハビリテーションにおける職場復帰を促進する因子を解明し、ソーシャルサポートの重要性を明らかにした。  
(職場復帰のためのリハビリテーション分野)
- ⑩振動障害の客観的診断法としてのFSBP%を確立した。  
(振動障害分野)
- ⑪看護師における夜間労働による不規則な月経周期の引き金として、メラトニンが関与していることを解明した。  
(働く女性のためのメディカル・ケア分野)
- ⑫ジフェニルアルシン酸などの有害物質の新しい分析法を開発した。  
(化学物質の曝露による産業中毒分野)
- ⑬総計1,261物質に及ぶ有害化学物質のデータベースを作成し、情報検索を可能にした。  
(化学物質の曝露による産業中毒分野)
- ⑭理・美容師の皮膚荒れ防止のために、パッチテストが有用であることを示した。  
(高温・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患分野)
- ⑮糖尿病性網膜症労働者の視力保持に関して、主治医と職場との連携によるソーシャルサポートの必要性を明らかにした。  
(騒音、電磁波等による感覚器障害分野)
- ⑯1,500人に及ぶ機構職員の残業時間などの勤務状況、健康診断データを収集し、脳・心臓疾患のイベント発症要因を解明するシステムを構築した。  
(業務の過重負荷による脳・心臓疾患(過労死)分野)

#### 3 評価委員会の指摘事項への対応状況

- ①研究開発の成果を社会的資源として生かすための更なる努力と積極的な貢献については、各分野において、全労災病院から集積した臨床データに基づく、研究・開発

独自の研究成果を蓄積されることを期待する。

- ・高い成果を上げていると判断する。
- ・労災疾病等13分野につき、それぞれめざましい研究成果をあげた。
- ・13分野研究についてのデータベースにつき、高いアクセス件数をあげた。
- ・労災疾病についての臨床研究を勤労者予防医療に生かした。また、各診療科と総合センターとの間でデータの提供と成果物の提供を行うという連携を円滑に行った。
- ・労災病院と他の病院の差別化は大きなポイントと見料する。労災病院ならではの取組を期待する。



を計画どおり実施し、各分野において診断法の開発等の成果をあげている。

- ②シナジー効果については、4分野において労働安全衛生総合研究所の研究者を共同研究者としているほか、平成17年度に機構外の研究者3名の協力を得て作成、発行した「アスベスト関連疾患日常診療ガイド」については、「増補改訂版」を発行した。さらに、労働安全衛生総合研究所が行っている石綿小体等の計測の精度管理等に係る研究について、アスベスト関連疾患ブロックセンターを設置している労災病院の検査技師が協力を行った。

#### 4 数値目標の達成状況

13分野研究に係るデータベースのアクセス件数については、平成18年度99,043件と平成17年度比259%を達成した。今後、新たなデータベースの段階的な構築を考慮すると、中期目標の「平成20年度におけるアクセス件数10万件以上」について、充分達成可能な数値を得た。

以上、1～4により、自己評定を「S」とした。

(注1) □は厚生労働省独立行政法人評価委員会による17年度評価結果への対応

(注2) ■は総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による平成17年度二次評価への対応

- ・ 地域支援の各機能を集約した勤労者医療総合センターの組織的体制が、確実に構築されたか。

- ・ 各労災疾病研究センターにおいて、中期計画の別紙13分野(案)の研究テーマ毎に研究開発計画を作成したか。

- ・ 労災疾病研究センターの設置、労災疾病等の研究・開発、普及ネットワークの構築により研究・開発体制が整備され、臨床データ等が全労災病院から集積されるなど、労災疾病に係る研究・開発が計画的かつ着実に実施されているか。

#### 【17 '評価】

今後も、労災疾病に係る研究開発の成果を社会的資源として生かすため、更なる努力と積極的な貢献を期待する。

#### 【17 '2次評価】

労災病院については、労災疾病(勤労者医療13分野(案))の研究機能は、引き続き、効率的な研究実施の観点から集中・特化するとともに、労働安全衛生総合研究所及び産業医科大学とのシナジー効果を発揮させた上で、中期目標期間終了時の検討を視野に入れた今後の労災病院の在り方を含む評価を行うべき。

- ・ 平成16年度に構築した地域支援の各機能を集約した勤労者総合センターの組織的体制を効率的かつ効果的に運営するとともに、平成17年度に全国23の労災病院に設置したアスベスト疾患センターにおいては、アスベスト関連疾患の診断・治療及び症例の収集を継続的に実施している。このうち、全国7ブロックの拠点となる各ブロックセンターにおいては、昨年度に引き続き、労災指定医療機関を始め他の医療機関の支援を行った。

- ・ 平成16年度に作成した研究開発計画書に沿って研究開発を推進するとともに、その成果及び実績について外部委員を含めた医学研究評価部会で中間評価を実施し、研究開発計画の改善を図った。

- ・ 「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」の運用に当たっては、利便性の向上等の観点から関連機器・ソフトウェアの新規導入やシステム変更を随時実施した。また、必要に応じて本部から担当職員を派遣し、技術的な相談や操作指導等を行ったことで、ネットワークシステムの活用に関する研究者等の理解を深めることができ、評価・分析にあたっての更なる改善が図られた。

□ 「今後も、労災疾病に係る研究開発の成果を社会的資源として生かすため、更なる努力と積極的な貢献を期待する。」については、各分野において、全労災病院から集積した臨床データに基づく、研究・開発を計画どおり実施しており、各分野においては診断基準・診断法の開発等を行ったほか、症例選集、マニュアルの作成等の成果をあげている。

■ 「労災病院については、労災疾病(勤労者医療13分野)の研究機能は、引き続き、効率的な研究実施の観点から集中・特化するとともに、独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び産業医科大学とのシナジー効果を発揮させた上で、中期目標期間終了時の検討を視野に入れた今後の労災病院の在り方を含む評価を行う」という指摘に対して、労災疾病13分野の研究にあたり、化学物質の曝露による産業中毒分野研究及び職場復帰のためのリハビリテーション分野の研究において産業医科大学、粉じん等による呼吸器疾患分野及びアスベスト関連疾患分野の研究において独立行政法人労働安全衛生総

合研究所等の研究者をそれぞれ共同研究者とすることにより、他の研究機関との連携を図っている。また、平成17年度に機構外の研究者3名の協力を得て作成、発行した「アスベスト関連疾患日常診療ガイド」については、専門家の助言を踏まえ、症例の更なる追加や病理所見など貴重な情報を新たに盛り込んだ「増補改訂版」を発行した。さらに、労働安全衛生総合研究所の「石綿小体等の計測の精度管理等に係る研究」について、アスベスト関連疾患ブロックセンターを設置している労災病院の検査技師が、石綿小体の計測を実施する等の協力を行った。

・ モデル医療情報、モデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）が構築されるとともに、アクセス件数4万7千件以上を得られたか。

・ 既存の8分野に加え、新たに高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患分野、働く女性のためのメディカル・ケア分野の2分野についてデータ・ベース（ホームページ）を構築した。17年度に検索システムの改善等利便性の向上に努めたこともあり、18年度のアクセス件数は99,043件となり、今年度の目標値を大きく上回った。残り3分野についての構築を勘案すると、中期目標の「平成20年度におけるアクセス件数10万件以上」に大きく近づいた。

・ 外部委員を含む研究評価委員会により各研究テーマの事前評価、中間評価、最終評価が行われ、その結果が研究計画の改善に反映されているか。

・ 平成19年2月22日及び23日の2日間に渡って業績評価委員会医学研究評価部会を開催した。医学研究評価部会においては、研究分野ごとに研究開発計画の達成度、コストパフォーマンスを含めた研究開発計画の妥当性等について、外部委員等による評価が行われ、各々の専門領域の見地から具体的な問題点や改善策が示された。機構本部においては、昨年度の評価部会における評価結果や各委員の意見・要望を踏まえ、各主任研究者と連携を図りながら必要な支援を行った。

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>② 勤労者に対する過労死予防等の推進  勤労者の健康確保を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理を推進し、中期目標期間中、勤労者の過労死予防対策の指導を延べ23万人以上（※1）、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ5万5千人以上（※2）、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ7千人以上（※3）実施すること。  また、利用者から、職場における健康確保に関して、有用であった旨の評価を70%以上得ること。</p> <p>（※参考1：平成14年度実績  17,887人）  （※参考2：平成14年度実績  7,838人）  （※参考3：平成14年度実績  855人）</p>	<p>② 勤労者に対する過労死予防等の推進  勤労者に対する過労死予防等の推進に関し示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。</p> <p>ア 労働衛生関係機関との連携や予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等により、指導・相談の質の向上を図る。</p> <p>イ 勤労者等の利便性の向上を図るため、指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮する。</p> <p>ウ 利用者の満足度調査を毎年度実施し、結果を指導・相談内容に反映させることにより、その質の向上を図る。</p>	<p>② 勤労者に対する過労死予防等の推進  勤労者の健康確保を図るため、勤労者予防医療センターにおいて次のような取組を行い、勤労者の過労死予防対策の指導を延べ10万2千人以上、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ1万4千人以上、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ3千人以上実施するとともに、利用者満足度調査を実施し、利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を70%以上得る。</p> <p>ア 指導・相談の質の向上を図るため、労働衛生関係機関との連携を促進するとともに予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等し、指導・相談業務等に活用する。</p> <p>イ 勤労者等の利便性の向上を図るため、利用しやすい指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮するとともに、企業への出張講習等を積極的に行う。</p> <p>ウ 利用者の満足度調査と併せて、企業の事業主及び健康管理者を対象とした勤労者の健康保持増進に関するニーズ調査、指導・相談等が勤労者の健康確保にどの程度寄与しているかを検証</p>	<p>② 勤労者に対する過労死予防等の推進  資料05-01-01 資料05-01-02  資料05-01-03 資料05-01-04  資料05-01-05</p> <p>勤労者の健康確保を図るため、勤労者予防医療センターにおいて次のような取組を行い、勤労者の過労死予防対策の指導を延べ135,238人、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ18,580人、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ3,884人実施した。  また、利用者満足度調査を利用者4,045人に対して実施し、2,939人の回答者のうち職場における健康確保に関して有用である旨の評価を90.9%得た。  なお、調査にて把握した利用者の意見についての評価、分析を行い、必要に応じて希望分野の講習の開催、運動器具の整備など迅速な対応を行い事業に反映した。</p> <p>ア 指導・相談の質の向上を図るため、労働衛生関係機関との連携を図り、予防医療に関する社会の方向性等を把握するとともに、予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等を行い指導・相談業務等に活用し、指導の好事例等については、各種学会等で発表した。  メタボリックシンドロームに対する社会的関心の高まりに迅速に対応するため、我が国のメタボリックシンドロームの診断基準、メタボリックシンドロームと脳・心臓疾患との関係などの情報を新たに盛り込んだ改訂版「働く人々の生活習慣病予防ノート」を発行し指導・相談事業等に活用した。  メンタルヘルス不全予防対策「勤労者心の電話相談」については、相談対応の更なる向上を図るため、過去の相談に関する回答例に専門家の評価等を加えた事例集（CD-ROM）を作成し相談業務を担当するカウンセラーに配付した。  業務指導を実施し、得られた各施設の取組状況に関する好事例や留意事項を取りまとめ、業務の活性化の参考資料となるよう施設にフィードバックした。</p> <p>イ 勤労者等の利便性の向上を図るため、平日17時以降の利用しやすい時間帯や土、日、祭日に指導・相談等を行った。  また、来所が困難な勤労者に対して郵送による栄養指導も行った。  さらに、企業等に対して出張指導の案内を行い積極的な事業展開を図った。</p> <p>ウ 企業の事業主を対象とした勤労者の健康保持増進に関するニーズ調査については、2,391社に対してアンケート調査を行い、1,207社から回答を得た。得られた結果を踏まえて、企業のニーズに応じた内容の講習会、出張による講習会等を企</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績	
		<p>するためのセンター利用者を対象とした健康改善度についての調査研究を実施し、業務の改善に反映する。</p>	<p>画した。 また、各種指導についての効果に関する調査研究等を実施して、その成果を各種指導で活用するとともに各種学会等での発表、ホームページに掲載するなどして対外的にも広く周知した。 さらに勤労者予防医療センターの事業が勤労者の健康確保に寄与しているかを検証するため、センター利用者を対象に共同調査研究1「メタボリックシンドロームの成因を明らかにする研究」及び、2「メタボリックシンドロームに対する適切な指導のあり方を検討する研究」の2研究を開始した。</p>	
評価の視点	自己評価	S	評 定	A
	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>1 数値目標の達成状況 勤労者に対する過労死予防等の推進については、18年度計画の計画件数を全て上回るとともに、中期目標3年目において過労死予防対策、勤労女性の健康管理対策の2分野については示された数値目標を達成した。また、利用者満足度調査においては利用者の9割が満足との回答を得た。</p> <p>2 指導・相談の質の向上及び利便性の向上に向けた取組状況</p> <p>① 指導・相談の質の向上に向けた取組</p> <p>ア 関連学会等146の会合への参加、収集した多くの専門書、文献の中から104の予防医療に関する最新の情報を指導・相談業務に活用</p> <p>イ 11の施設に対し業務指導を実施し事業の活性化を図るとともに、業務の参考とするため好事例、指摘事項を取りまとめた「結果概要」を各施設に配付</p> <p>ウ 過労死予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「働く人々の生活習慣病予防ノート」を改訂（18，000冊作成）</li> <li>・ホームページを利用した食事指導を実施</li> <li>・施設で取り組んだ指導の好事例を学会で発表</li> <li>・アスレチックリハビリテーションの開設</li> <li>・スタッフのスキルアップ研修会への参加</li> </ul> <p>エ メンタルヘルス不全予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「勤労者心の電話相談等事例集」（CD-ROM版）の作成</li> <li>・定期的勉強会の開催及び外部の研修会への参加</li> </ul> <p>オ 勤労女性の健康管理対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性医療フォーラム」への参加</li> <li>・幼稚園に出向いての相談業務を実施</li> </ul> <p>② 利便性の向上に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤労者の利用しやすい時間帯での指導・相談を実施</li> <li>・商店街に出向いて健康相談を実施</li> <li>・時間が取れない勤労者に対し郵便による栄養指導を実施</li> <li>・スタッフ、設備を持たない医療機関に対して、当センターが指導を実施する予防医療の病診連携を開始</li> <li>・予防医療活動に従事するスタッフを支援するためのネットワークを構築</li> <li>・現在実施している運動指導を他のスポーツ施設等で継続できるシステムを構築</li> <li>・電子メールによるメンタルヘルス相談の実施</li> <li>・企業ニーズ調査を実施し、企業の要望に応じた出張講習会等を実施</li> </ul> <p>3 評価委員会の指摘事項への対応状況 調査研究の実施により、各種指導の効果を検証するなどして、その成果を学会等で発表し、ホームページに掲載するなどして広く周知した。また、新たにメタボリック</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学会、国際的学術誌などで客観的な高評価を得たことを証明されたい。</li> <li>・本独法の政策的存立の中心であるこのような課題の実現に対して、さらに強く期待したい。</li> <li>・計画以上の成果を上げていると判断。</li> <li>・学会等で収集した知識を活用し、指導・相談業務に活用した。</li> <li>・具体的な事例に則したガイダンスをするためのわかりやすい資料を作成し、広く普及させた。</li> <li>・スタッフ設備を持たない医療機関に対し、予防医療の病診連携を始めた。</li> <li>・勤労者の利用しやすい時間帯で指導・相談を実施した。</li> <li>・もっと具体的な成果を望む。</li> </ul>	

シンドロームに関する共同調査研究を実施した。

以上1～3により、自己評定を「S」とした

(注1) □は厚生労働省独立行政法人評価委員会による17年度評価結果への対応

- ・ 勤労者の過労死予防対策の指導が延べ10万2千人以上実施されたか。
- ・ メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談が延べ1万4千人以上実施されたか。
- ・ 勤労女性に対する女性保健師による生活指導が延べ3千人以上実施されたか。
- ・ 利用者から職場における健康管理に関して有用であった旨の評価を70%以上得られたか。
- ・ 指導・相談の質の向上を図る観点から、最新の予防法の情報収集等が行われ、指導・相談業務等に活用されているか。
- ・ 指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮して勤労者等の利便性の向上を図っているか。
- ・ 満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されたか。

【17 評価】

今後は、実施した対策の効果について研究・調査をしつつ、対象者を拡大し幅広く働きかけていくことを期待する。

- ・ 勤労者の過労死予防対策の指導を延べ135,238人実施し、16～18年度の3年間で中期目標の143.4%を達成した。
- ・ メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ18,580人実施し、16～18年度の3年間で中期目標の84.9%を達成した。
- ・ 勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ3,884人実施し、16～18年度の3年間で中期目標の132.7%を達成した。
- ・ センターの利用者を対象に満足度調査を実施し、(対象4,045人 回答2,939人)得られた回答から「職場における健康確保に関して有用であった」旨の評価を90.9%得た。
- ・ 146の会合に参加し、また収集した多くの文献の中から、有用な予防医療に関する104の最新の情報を指導・相談業務に活用した。11施設に対して業務指導を実施し、好事例、指摘事項を取りまとめた「結果概要」を各施設に配付し指導・相談業務の質の向上を図った。これに加え過労死予防対策では、メタボリックシンドロームに関する記述を追加するなど「働く人々の生活習慣病予防ノート」を改訂し(18,000冊)、生活指導、保健指導等に活用した。栄養指導では、ホームページを利用して生活習慣病予防のレシピ等を紹介した。また、学会において各施設の効果的な指導手法等を発表し、発表内容はホームページにも掲載した。運動指導では、疾病後のリハビリテーションとは異なり、より健康に就労活動を行うための筋力等を高めることを目的としたアスレチックリハビリテーションを開設した。さらに、より高いレベルの指導を行うことを目的として各種学会等にスタッフを積極的に参加させ、スキルアップを図った。メンタルヘルス不全予防対策では、電話相談等の相談事例に考察を加えた「勤労者心の電話相談等事例集」(CD-ROM版)を作成し、相談員に配付したほか、相談員が勉強会や研修会に参加して資質の向上を図った。勤労女性の健康管理対策については、2回開催した「労災病院女性医フォーラム」において、機構外の医師、産業医、看護師が行った講演に参加し、女性医療についての最新の情報を収集することにより、指導・相談の質の向上を図った。
- ・ 勤労者の利用しやすい時間帯(17時以降、土、日、祭日)に各種指導・相談等を3,743回実施し、21,228人の参加を得た。また、商店街に出向いての健康相談等も実施した。時間が取れない勤労者に対しては、食事調査・問診票を使用した郵便による栄養指導を実施した。横浜労災病院では、電子メールによるメンタルに関する相談を4,805件実施した。さらに予防医療の病診連携や、ネットワーク(予防医療ネットワーク)の構築にも取り組んだ。企業への出張講習会を積極的に行い、474企業に対し542回実施し、24,184人の参加を得た。
- ・ 満足度調査において提出された意見をもとに評価、分析を行い、指導時間の延長、予防医療における最新機器を整備するなどして、より利用し易いセンターとなるよう業務の改善を図った。また、新たに「企業ニーズ調査」(対象2,391社 回答1,207社)を実施し、得られた調査をもとに要望の高い分野の講習会、研修会の実施、出張講習会の増等を実施し企業のニーズに則した事業を推進した。

□ 「今後は、実施した対策の効果について研究・調査をしつつ、対象者を拡大し幅広く働きかけていくことを期待する。」との指摘に対して、各施設で各種指導の効果に関する調査研究を実施し、その成果を各種指導で活用するとともに、各種学会等で発表、ホームページに掲載するなどして広く周知した。加えて、18年度から、9センターのスケールメリットを生かしたメタボリックシンドロームに関する研究を開始した。

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>③ 勤労者医療の地域支援の推進                      労災病院においては、地域における勤労者医療を支援するため、紹介患者の受け入れなど地域の労災指定医療機関との連携を推進するとともに、労災指定医療機関を対象にしたモデル医療普及のための講習、労災指定医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。</p> <p>また、利用した労災指定医療機関、産業医等から診療や産業医活動の上で有用であった旨の評価を70%以上得ること。</p>	<p>③ 勤労者医療の地域支援の推進                      労災病院においては、勤労者医療の地域支援の推進に関し示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。</p> <p>ア 患者紹介に関する労災指定医療機関との連携機能を強化すること等により、中期目標期間の最終年度までに、患者紹介率を40%以上(※1)とする。                      (※参考1：平成14年度実績 30.3%)</p> <p>イ 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を設定することにより、中期目標期間中、延べ3万2千人以上(※2)に対し講習を実施する。また、モデル医療に関し、多様な媒体を用いた相談受付を実施する。</p> <p>ウ 高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ・診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ6万件以上(※3)実施する。</p> <p>エ 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を毎年度実施し、地域支援業務の改善に反映する。                      (※参考1：平成14年度実績 30.3%)                      (※参考2：平成14年度実績 5,987人×5年間の5%増)                      (※参考3：平成14年度実績 11,364件×5年間の5%増)</p>	<p>③ 勤労者医療の地域支援の推進                      地域医療連携室において次のような取組を行うとともに、利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を70%以上得る。</p> <p>ア 地域医療連携室において労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、40%以上の患者紹介率を確保する。</p> <p>イ 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関の診療時間等に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるよう媒体の多様化を図り、1万2千人以上を対象にモデル医療の普及を行う。</p> <p>ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ2万1千件以上の受託検査を実施する。</p> <p>エ ニーズ調査・満足度調査の結果を検討し、調査において出された意見を地域支援業務の改善に反映する。</p>	<p>③ 勤労者医療の地域支援の推進 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料06-01</span>                      地域医療連携室において次のような取組を行うとともに、利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用(役に立った)であった旨の評価について74.4%の評価を得た。</p> <p>ア 地域医療連携室において、労災指定医療機関等に対してFAX等による直接予約システムを導入するとともに、地域連携パスの導入に取り組んだ結果、44.7%の紹介率を確保した。</p> <p>イ 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関の診療時間等に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるよう媒体の多様化を図り、22,395人を対象にモデル医療の普及を行った。</p> <p>i アスベスト関連疾患に係る研修会等の開催                      喫緊の課題となっている石綿(アスベスト)関連疾患に係る医師を対象としたアスベスト診断技術研修(基礎・専門研修)、病理医師を対象としたアスベスト小体計数検査技術研修会を開催し、延べ800名の労災指定医等が受講した。</p> <p>ii 労災病院女性医療フォーラム等の開催                      働く女性を医療面から支援することを目的として東北、和歌山での2回にわたる「労災病院女性医療フォーラム」の開催(18年9月：180名参加、19年2月：231名参加)により診断技術、モデル医療の普及に努めた。</p> <p>ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ27,538件の受託検査を実施した。</p> <p>エ 平成17年9月1日から平成18年8月31日までの期間中に紹介実績のある医師に対してニーズ調査(医療情報の提供、医療水準、診療時間帯等のアンケート調査)を実施し、この調査結果に基づき労災指定医及び産業医等から示された意見、要望を地域医療連携室へフィードバックして業務改善に反映した。</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労災指定医療機関等が勤労者医療の地域支援に対してどのようなニーズがあるか調査し、ニーズに合致した地域支援業務が実施されているか。</li> <li>・ 利用者である労災指定医療機関等から、診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価が70%以上得られたか。</li> <li>・ 労災病院において、地域医療連携室を設置して労災指定医療機関との連携強化に努め、40%以上の患者紹介率が達成されたか。</li> <li>・ 労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会が開催され、医師等1万2千人以上にモデル医療の普及が行われたか。</li> <li>・ モデル医療に関して、多様な媒体を用いた相談受付が実施されているか。</li> <li>・ ホームページ、診療案内等に高度医療機器の利用案内に関する情報が盛り込まれたか。</li> <li>・ 受託検査が延べ2万1千件以上実施されたか。</li> <li>・ ニーズ調査・満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されたか。</li> </ul>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 労災指定医療機関等との連携強化、モデル医療の普及、高度医療機器を用いた受託検査の業務を積極的に推進することにより、患者紹介率44.7% (年度計画に比し4.7ポイント増、中期計画111.8%達成)、モデル医療の普及のための症例検討会・講習会の参加人数22,395人 (年度計画の186.6%、中期計画の179.6%達成)、高度医療機器の用いた受託検査27,538件 (年度計画の131.1%中期計画の129.6%達成) の実績をあげた。併せて、労災指定医療機関及び産業医等に対する利用者満足度調査の結果、中期目標で示された70%を上回る74.4%の利用者から満足であるとの評価を得た。 このように全ての項目で計画を上回る実績をあげたことから、自己評定を「A」とした。</p> <p>(注1) □は厚生労働省独立行政法人評価委員会による17年度評価結果への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労災指定医療機関等から勤労者医療の地域支援業務に対して、どのようなニーズがあるか調査し、ニーズにあった地域支援業務の改善を行った。</li> <li>・ 労災指定医療機関を対象とする満足度調査を実施、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価について、中期目標70%を上回る74.4%の評価を得た。</li> <li>・ 地域医療連携室において労災指定医療機関等に対して紹介患者の受付等業務 (FAX等による直接予約システムの導入) を行うとともに、地域医療連携パスの導入に取り組んだ結果、44.7%の患者紹介率を確保し、中期計画の40%以上を達成した。</li> <li>・ 労災指定医療機関の休診日や診療時間終了後の配慮しつつ症例検討会や講習会を開催し、医師等22,395人に対しモデル医療の普及を行った (年度計画の186.6%達成)。 16年度実績 (16,386人)、17年度実績 (18,681人)、18年度実績 (22,395人) の3年間で57,462人に実施、中期計画3万2千人を多く上回った (達成率179.6%)。</li> <li>・ モデル医療に関して、電話・FAX・メール等による相談受付を実施した。</li> <li>・ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報を行った。</li> <li>・ 労災指定医療機関等の検査依頼に対し、地域医療連携室経由による電話又はFAXによる直接予約システムの導入等利便性の向上を図り、27,538件の受託検査を実施した。(18年度計画達成率131.1%) 16年度実績 (23,092件)、17年度実績 (27,119件)、18年度実績 (27,538件) の3年間で77,749件を実施、中期計画6万件に対し、129.6%を達成した。</li> <li>・ 平成17年9月1日から平成18年8月31日までの期間中に、紹介実績のある医師に対してニーズ調査 (地域医療連携室のサービスを利用する労災指定医療機関等や産業医の医師に対する医療情報の提供、医療水準、診察時間帯等についてのアンケート調査) を実施し、この調査結果に基づき労災指定医及び産業医等から示された意見、要望を各</li> </ul>		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域医療、人材育成の面での貢献は、その認識と取組ともに高く評価する。</li> <li>・ 症例検討会、講習会を開き、多くの参加者を集めた。</li> <li>・ 高度医療機器を用いた受託検査を中期計画の129.6%分達成した。</li> <li>・ 地域医療連携パスを導入し、中期計画を上回る患者紹介率を上げた。</li> <li>・ モデル医療につき、電話・ファックス・メール等による相談を受け付けた。</li> <li>・ 計画通り進んでいると判断する。</li> <li>・ 年度計画を上回って達成している。</li> </ul>	

地域医療連携室の業務改善に反映した。

【17 評価】

今後、更なる満足度の向上を目指す事業の展開を期待したい。

□ 勤労者医療の地域支援については、労災指定医療機関等に対する満足度調査及び医療  
需要調査の結果から地域の医療需要を把握し、自院の担うべき役割を明確にした地域医  
療連携パスの策定等により地域医療の充実発展に貢献し、さらなる満足度向上に努めて  
いく。



中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績																																												
<p>④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供</p>	<p>④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供</p>	<p>④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供</p>	<p>④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供 <span style="float: right;">資料07-01</span></p> <p><u>急性期医療への対応</u> <span style="float: right;">資料07-02</span></p> <p>i 急性期化に対応した診療体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平均在院日数の短縮並びに看護師の確保により急性期化に対応した診療体制の構築を図った。</li> </ul> <p>※平均在院日数 17.5日【H17】→16.2日【H18.1累計】(1.3日短縮)</p> <p>※一般病棟入院基本料上位算定</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">17年度</td> <td style="text-align: center;">18年度</td> </tr> <tr> <td>7対1算定:</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">1施設</td> </tr> <tr> <td>10対1算定:</td> <td style="text-align: center;">15施設</td> <td style="text-align: center;">→30施設</td> </tr> <tr> <td>13対1算定:</td> <td style="text-align: center;">17施設</td> <td style="text-align: center;">→1施設</td> </tr> </table> <p>ii 救急医療体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働災害への対応を含めた救急体制の強化を行うことにより、救急搬送患者の受け入れの増加を図った。</li> </ul> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">17年度</td> <td style="text-align: center;">18年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">66,699人</td> <td style="text-align: center;">67,942人</td> </tr> </table> <p>iii 地域医療連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の医療機関との間であらかじめ特定の疾患に関する連携パスを策定することにより、シームレスな地域医療連携を実現</li> </ul> <p>※地域医療連携パス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大腿骨頸部骨折 11施設</li> <li>その他 7施設(脳梗塞、脳卒中、NST等)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>紹介率を向上させ、地域支援機能の強化を行うことにより、勤労者医療の中核及び地域医療の中核としての体制を構築</li> </ul> <p>※地域医療支援病院</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">17年度</td> <td style="text-align: center;">18年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3施設</td> <td style="text-align: center;">→5施設</td> </tr> </table> <p>※地域がん診療連携拠点病院</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">17年度</td> <td style="text-align: center;">18年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4施設</td> <td style="text-align: center;">→8施設</td> </tr> </table> <p>iv 急性期リハビリテーションの維新</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災労働者、勤労者をはじめとした入院患者の早期社会復帰を図るため、リハビリテーション診療体制の再編等、リハビリテーション機能の急性期化を図った。</li> </ul> <p>※リハ基準の再編</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">(17年度)</td> </tr> <tr> <td>理学療法 I</td> <td style="text-align: right;">29施設</td> </tr> <tr> <td>作業療法 I</td> <td style="text-align: right;">29施設</td> </tr> <tr> <td>心疾患リハ</td> <td style="text-align: right;">2施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(18年度)</td> </tr> <tr> <td>運動器リハ I</td> <td style="text-align: right;">32施設</td> </tr> <tr> <td>脳血管疾患リハ I、II</td> <td style="text-align: right;">29施設</td> </tr> <tr> <td>心大血管リハ II</td> <td style="text-align: right;">2施設</td> </tr> <tr> <td>呼吸器リハ I (新設)</td> <td style="text-align: right;">28施設</td> </tr> </table>		17年度	18年度	7対1算定:	-	1施設	10対1算定:	15施設	→30施設	13対1算定:	17施設	→1施設	17年度	18年度	66,699人	67,942人	17年度	18年度	3施設	→5施設	17年度	18年度	4施設	→8施設	(17年度)		理学療法 I	29施設	作業療法 I	29施設	心疾患リハ	2施設	↓		(18年度)		運動器リハ I	32施設	脳血管疾患リハ I、II	29施設	心大血管リハ II	2施設	呼吸器リハ I (新設)	28施設
	17年度	18年度																																													
7対1算定:	-	1施設																																													
10対1算定:	15施設	→30施設																																													
13対1算定:	17施設	→1施設																																													
17年度	18年度																																														
66,699人	67,942人																																														
17年度	18年度																																														
3施設	→5施設																																														
17年度	18年度																																														
4施設	→8施設																																														
(17年度)																																															
理学療法 I	29施設																																														
作業療法 I	29施設																																														
心疾患リハ	2施設																																														
↓																																															
(18年度)																																															
運動器リハ I	32施設																																														
脳血管疾患リハ I、II	29施設																																														
心大血管リハ II	2施設																																														
呼吸器リハ I (新設)	28施設																																														

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績						
<p>ア 労災病院においては、別紙に示された13分野の労災疾病について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的医療を提供するとともに、その質の向上を図ること。</p> <p>なお、労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。</p>	<p>ア 労災病院においては、次のような取組により、中期目標の別紙に示す13分野の労災疾病について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的医療を提供するとともに、その質の向上を図る。</p> <p>i 中期目標期間の初年度に、12分野毎の専門医からなる検討委員会を設置し、各分野毎に臨床評価指標を策定する。当該指標により、次年度から医療の質に関する自己評価を行う。</p> <p>ii 研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し、症例検討会等で評価を行うとともに、その結果をフィードバックし研究に反映させる。</p> <p>iii 労災看護専門学校において、勤労者の健康を取り巻く現況や職業と疾病との関連性等に関するカリキュラムを拡充することにより、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成する。</p>	<p>ア 13分野の疾病に関する高度・専門的医療を提供するとともに、提供する医療の質の向上を図るため、労災病院において次のような取組を行う。</p> <p>i 分野毎の臨床評価指標について、集積した基礎データを各労災病院へフィードバックするとともに、基礎データと自院のデータとの比較により医療の質に関する自己評価を行う。</p> <p>ii 労災看護専門学校において、勤労者医療に関する特別講義（75時間4単位）を含む新カリキュラムに基づき、専門的知識を有する看護師を育成する。</p> <p>iii 労災リハビリテーション工学センターにおいては、歩行訓練の工学的研究、麻痺患者に対する機能的電気刺激の応用研究に基づき義肢装具等を開発するとともに、その成果をリハビリテーションに活用する。</p>	<p><b>医療の高度専門化</b> <span style="float: right;">資料07-03</span></p> <p>i 学会等への積極的参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大学・学会との連携強化を図り、最新の技術、知識の習得及び実践を通じて高度な医療を提供した。 各種学会認定施設数：647（日本胸部外科学会、日本救急外科学会等50学会）</li> </ul> <p>学会認定医数：1,127人 学会専門医数：1,295人 学会指導医数：611人</p> <p>ii 専門センター化によるチーム医療の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従来の診療科別から、臓器別・疾患別の専門センターを設置することにより、高度専門的医療を提供するとともに、職種及び診療科の枠を越えたチーム医療を提供する。 専門センター数：121（消化器センター、脊椎外科センター、糖尿病センター等）</li> </ul> <p>iii 高度医療機器の計画的整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高度・専門的な医療を提供し、医療の質の向上を図るため、より高度な治療機器、より正確な診断機器等の整備を行った。</li> </ul> <p>13分野の疾病に関する高度・専門的医療を提供するとともに、提供する医療の質の向上を図るため、労災病院において次のような取組を行っている。</p> <p>i 労災疾病に関する臨床評価指標に基づく評価</p> <p>分野毎の臨床評価指標について、集積した基礎データを各労災病院へフィードバックするとともに、基礎データと自院のデータとの比較により医療の質に関する自己評価を行った。 <span style="float: right;">資料07-07</span></p> <p>（評価結果）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>A</td> <td>→</td> <td>13疾病</td> </tr> <tr> <td>A'</td> <td>→</td> <td>1疾病</td> </tr> </table> <p>ii 勤労者医療の専門的知識を有する看護師の育成</p> <p>労災看護専門学校において、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成するため、勤労者医療に関する特別講義を含む新カリキュラムに基づき、勤労者の作業環境や健康管理の実際を学習するため、企業見学実習を実施した。また、災害看護を習得するため、労災病院と協力し、災害看護演習に参加した。 <span style="float: right;">資料07-06</span></p> <p>iii 工学的研究成果のリハビリテーションへの活用</p> <p>労災リハビリテーション工学センターにおいては、義肢装具等の開発、歩行訓練の工学的研究及び機能的電気刺激の応用研究を推進し、麻痺患者等への運動機能再建の研究のために、吊り上げトレッドミルを用いた歩行訓練として、延べ25人の麻痺患者に対して延べ1,037回のデータ分析を実施した。</p> <p>また、高齢者に多発している大腿骨頸部骨折の予防を目的</p>	A	→	13疾病	A'	→	1疾病
A	→	13疾病							
A'	→	1疾病							

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
	<p>iv 労災リハビリテーション工学センターにおいて、工学技術を用い義肢装具等の研究・開発を実施し、その成果をリハビリテーションに活用する。</p> <p>v 次の(i)及び(ii)の取組により、高度・専門的医療の提供に必要な優秀な人材を確保するとともに、その資質の向上を図る。</p> <p>(i) 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムを作成し、医師臨床研修に積極的に取り組むことにより優秀な医師を育成、確保する。</p> <p>(ii) 毎年度、研修カリキュラムを検証し、職種毎の勤労者医療に関する研修内容をはじめとする専門研修内容を充実することにより、職員個々の資質の向上を図る。</p>	<p>iv 高度・専門的医療を提供できる優秀な人材を確保するとともに資質の向上を図るため、次のとおり取り組む。</p> <p>(i) 医師臨床研修指定病院においては、勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムに基づいて医師臨床研修に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。 また、労災疾患に意欲を燃やす医師を確保するため、初期臨床研修から後期研修を盛り込んだ労災病院の研修医募集ガイドブックを作成し、医学生に配布する。</p> <p>(ii) 研修における受講者の理解度に関するアンケート調査、労災病院における患者満足度調査の結果等を検証し、勤労者医療に関する研修内容をはじめとする専門研修内容及び研修カリキュラムの充実に反映させる。 また、各施設においては、研修効果を上げるため集合研修参加者の受講後における伝達研修の充実を図る。</p>	<p>として開発を進めているヒッププロテクターの緩衝材について10月に特許申請を行った。さらに平成18年3月に特許申請を行った荷重プレーキ式長下肢装具について、平成19年3月に海外特許の申請を行った。 これらの研究成果について学会での発表、医学誌への掲載、国際福祉健康産業展への出展などを通して広報活動に努めた。 資料07-04-01 資料07-04-02</p> <p>iv 優秀な人材の確保・育成 高度・専門的医療を提供できる優秀な人材を確保するとともに資質の向上を図るため、次のとおり取組を行った。 資料07-05-01 資料07-05-02</p> <p>(i) 各労災病院においては、勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムに基づいて臨床研修に取り組むとともに、病院見学や研修病院合同セミナー等の機会を利用して病院のPRを行うことにより、優秀な医師の育成、確保に努めた。 また、本部においては、研修医募集ガイドブック(改訂版)を2千部作成し、医学生や関係大学等に配布するとともに、機構ホームページや医師募集サイトへの募集広告の掲載や労災病院群の共同、連携による後期臨床研修の改善等により、優秀な医師の確保・育成に係る支援を行った。</p> <p>さらに看護師の確保にも努め、次のことに取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事の大学訪問(30校)</li> <li>・看護師の合同就職説明会参加(7会場) (当機構ブース訪問者 295人)</li> <li>・機構主催の就職説明会開催(9会場)</li> <li>・キャリアアップ支援(各種制度等の整備、推進)</li> <li>・ガイドブックの改訂、ポスターの作成</li> <li>・HPの充実</li> </ul> <p>その結果、H.19.4現在、看護師の採用者数は、943人となっている。 また、離職率は前年度に対して減少した。 (H.17 11.7% → H.18 10.8%)</p> <p>(ii) アンケート結果等を基に18年度本部集合研修のうち22研修に勤労者医療に関する講義科目を取り入れ、1,148人が受講し、平均82%の理解度が得られた。研修後のアンケート調査では、勤労者医療の必要性や機構としての取り組みが理解できた、勤労者予防医療活動の有意義さとその必要性を再確認した、13分野の研究内容等良く理解できた旨の受講感想等があり、勤労者医療の重要性の認識が図られた。 また、患者満足度の向上に資するため、各職種ごとの研修に患者接遇に関する研修を実施、受講者のうち90%が</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
	<p>vi 救急救命士の病院研修受入等による消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これにより、中期目標期間中に、延べ30万人以上（※）の救急搬送患者を受け入れる。 （※参考：平成14年度実績 56,653人×5年間の5%増）</p> <p>イ 日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、さわやか患者サービス委員会活動、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、より良質な医療を提供する。</p>	<p>v 救急救命士の病院研修受入や連絡会議の開催等により消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これらにより、6万3千人以上の救急搬送患者を受け入れる。</p> <p>イ 良質で安全な医療を提供するため、次のとおり取り組むとともに、患者満足度調査を実施し、全ての労災病院において患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を70%以上得る。</p> <p>i 良質な医療を提供するため、準備の整った病院から順次、日本医療機能評価機構等の病院機能評価を受審するとともに更新時期を迎えた施設においては再受審する。</p>	<p>満足、87%が業務に生かすことができると答えた。「接遇について改めて考えさせられ日々の自分の態度について反省した」、「接遇の重要性について理解できた」、「明日からでも実践できる接遇マナーを学ぶことができた」等の意見が寄せられた。 さらに、研修効果をあげるため、本部集合研修受講後、各施設において伝達研修が確実に行われるよう受講報告書に伝達研修実施日の記載を義務付けた。</p> <p>v 救急救命士の病院研修受入や連絡会議の開催等により消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これらにより、67,942人（計画達成率107.8%）の救急搬送患者を受け入れた。</p> <p>vi 病院情報システム等IT化の推進 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料07-11</span> 医療の質の向上や病院運営の効率化等の観点から、医療情報の共有化によるチーム医療の充実や地域医療連携の推進等を目指し、オーダリングシステム、電子カルテシステムの導入を進めた。 また、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、平成17年7月1日に本部にCIO及びCIO補佐官を設置し本部から各施設への指導體制を強化している。 さらに、本部職員を医療機関CIOを養成するための外部研修に参加させ、専門的な知識を習得させることとした。 施設職員に対しては本部集合研修時に情報システム化の推進による業務の効率化等IT関連の基礎的な知識を習得させるため専門的な知識を習得させるための専門的な講義を実施した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>オーダリングシステム 24施設（18年度新設2施設）</p> <p>電子カルテ 1施設（19年度1施設拡大）</p> </div> <p>イ 良質で安全な医療の提供 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料07-08</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料07-09</span> 良質で安全な医療を提供するため、日本医療機能評価機構等の病院機能評価を受審、クリニカルパス活用の推進などに取り組んだ。また、全ての病院において70%以上の患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を得た。 （全労災病院で平均78.7%の満足度）</p> <p>i 外部評価機関による病院機能評価 良質な医療を提供するため、準備の整った病院から順次、日本医療機能評価機構等の病院機能評価を受審するとともに更新時期を迎えた施設においては再受審した。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績																																				
<p>イ 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、情報開示に基づく患者の選択を尊重し、良質な医療を提供すること。これにより、患者満足度調査において全ての病院で70%以上の満足度を確保すること。</p> <p>また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図ること。</p>	<p>また、医療安全チェックシートを見直し、全ての労災病院で活用するとともに、医療安全に関する研修及び医療安全推進週間を実施し、医療安全に関する知識・意識の向上を図る。</p>	<p>ii チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のためクリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用を推進する。</p> <p>iii 利用者の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果をさわやか患者サービス委員会の活動を通じて、業務の改善に反映する。</p> <p>iv 安全な医療を推進するため、全病院に導入した「医療安全チェックシート」を活用した取組を継続し、医療安全に関する問題点の改善を図るとともに医療安全への質の向上を図るため、全病院をグループ分けし、「労災病院間医療安全相互チェック」を全ての病院で実施する。</p> <p>また、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、各労災病院において、全職員を対象とした医療安全に関する研修会を年2回以上実施するとともに医療安全推進週間に参加する。</p> <p>なお、医療の安全性及び透明性の向上のため、医療事故に関するデータの公表に向けて所要の準備を開始する。</p>	<p>病院機能評価の受審</p> <table border="1" data-bbox="2077 178 2626 346"> <tr> <td></td> <td>H17</td> <td></td> <td>H18</td> </tr> <tr> <td>受審</td> <td>28施設</td> <td>→</td> <td>29施設</td> </tr> <tr> <td>(受審率)</td> <td>87.5%</td> <td>→</td> <td>90.6%</td> </tr> <tr> <td>認定</td> <td>25施設</td> <td>→</td> <td>28施設</td> </tr> <tr> <td>(認定率)</td> <td>78.1%</td> <td>→</td> <td>87.5%</td> </tr> </table> <p>※日本全国の病院の認定率は、25.9%</p> <p>ii 医療の標準化(高度医療のモデル化)の推進 全ての労災病院に設置するクリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、平成18年度末までに3,303件のクリニカルパスを作成した(対前年比:23.1%増)。 また、医療の標準化を図るためDPCを積極的に導入した。(17年度準備病院(調査協力病院)11施設 →18年度対象病院9施設及び準備病院10施設)</p> <p>iii 患者満足度調査に基づく問題点 患者満足度の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果をさわやか患者サービス委員会の活動を通じて、業務の改善に反映した。</p> <p>iv 安全な医療の推進 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料07-10</span> 全労災病院共通の「医療安全チェックシート」の項目を5月(平成18年度診療報酬改正への対応等)と11月(放射性同位元素の管理体制項目追加)に見直しを行うとともに、当該チェックシートの解説書を作成し、取組の継続を行った。 5月のチェック結果に基づき、各施設に「医療安全確保のための改善計画書」の策定を指示し、それに対する本部の指導・支援により、平成17年度11月のチェック結果では項目達成率が全病院平均90.5%だったのに対し、平成18年度では95.2%と4.7ポイント上昇した。</p> <p>【医療安全チェックシートによる項目達成率の推移】</p> <table border="1" data-bbox="2077 1218 2864 1354"> <tr> <td>H17.5</td> <td>H17.11</td> <td>H18.5</td> <td>H18.11</td> </tr> <tr> <td>(225項目)</td> <td>(225項目)</td> <td>(257項目)</td> <td>(265項目)</td> </tr> <tr> <td>68.4%</td> <td>90.5%</td> <td>91.3%</td> <td>95.2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(+22.1ポイント)</td> <td>(+0.8ポイント)</td> <td>(+3.9ポイント)</td> </tr> </table> <p>平成17年度の試行を経て、平成18年度より新たに全労災病院に導入した「労災病院間医療安全相互チェック」(近隣労災病院2~4病院ごとに12グループに分け、グループ内で相互にチェックを行う)を計画通り実施し、自院で見落としがちな問題点・課題を明確にし、グループ内で情報を交換、共有化したことにより、医療安全に関する問題点の改善と医療安全への質の向上を図った。</p> <p>また、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、各労災病院において、全職員を対象とした医療安全に関する研修会を年2回以上実施するとともに、「医療安全推進週間」(11/19日~11/25土)では新たに全労災病院共通のテーマを定め(平成18年度は「患者・地域住民との情報共有と患者・地域住民の主体的参加の促進」)、患者・地域住民も広く参加できる取組を行った。</p> <p>医療の安全性及び透明性の向上のため、平成18年7月「労災病院医療上の事故公表基準」を策定し、10月より医療事故・インシデント事例のデータ集積を開始した(平成19年5月一括公表)。</p>		H17		H18	受審	28施設	→	29施設	(受審率)	87.5%	→	90.6%	認定	25施設	→	28施設	(認定率)	78.1%	→	87.5%	H17.5	H17.11	H18.5	H18.11	(225項目)	(225項目)	(257項目)	(265項目)	68.4%	90.5%	91.3%	95.2%		(+22.1ポイント)	(+0.8ポイント)	(+3.9ポイント)
	H17		H18																																				
受審	28施設	→	29施設																																				
(受審率)	87.5%	→	90.6%																																				
認定	25施設	→	28施設																																				
(認定率)	78.1%	→	87.5%																																				
H17.5	H17.11	H18.5	H18.11																																				
(225項目)	(225項目)	(257項目)	(265項目)																																				
68.4%	90.5%	91.3%	95.2%																																				
	(+22.1ポイント)	(+0.8ポイント)	(+3.9ポイント)																																				

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>○ 高度・専門的医療水準の維持・向上を図るため、適切な取組が計画的になされているか。</p> <p>・ 13分野(案)毎の専門医からなる検討委員会において臨床評価指標が策定され、これに基づき、医療の質に関する自己評価が行われたか。</p> <p>・ 勤労者医療に関するカリキュラムの拡充を図るため、検討会が設置され、勤労者の健康を取り巻く状況等を踏まえたカリキュラムの見直しが行われたか。</p> <p>・ 工学技術を用いた義肢装具等の研究・開発に関し、その成果をリハビリテーションに活用しているか。</p> <p>・ 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムが作成されたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 本項目においては、高度・専門的医療の提供について、中期計画・年度計画において定められている事項を着実に実施するとともに、医療機関としての基盤である良質で安全な医療の提供を目指し、病院機能評価の受審、クリニカルパス活用の推進、安全な医療の推進を重点事項として取り組んだ。</p> <p>病院機能評価については、全ての労災病院で500以上の評価項目全てをクリアすることを目標として問題点の改善に取り組み、本年度に受審した3病院を含め、受審率90.6%(29病院)、認定率87.5%と全国病院の状況(認定率25.9%)を大きく上回っている。</p> <p>また、分かりやすい医療の提供、医療の標準化や情報の共有化を通じたチーム医療の推進を図るため、クリニカルパスの作成やその適用を強力に推進した(作成件数3,303件・対前年度比23.1%増、適用率85.0%)。</p> <p>安全な医療の推進については、全労災病院共通の「医療安全チェックシート」の項目の見直しと解説書の作成を行うとともに、各施設で「医療安全確保のための改善計画書」を策定し本部が指導・支援を行うことにより、平成17年度11月のチェック結果では、項目達成率が全病院平均90.5%だったが平成18年度11月では、95.2%と4.7ポイント上昇した。また、平成17年度の試行を経て、平成18年度より新たに全労災病院に導入した「労災病院間医療安全相互チェック」を計画通り実施し、医療安全に関する問題点の改善と医療安全への質の向上を図った。さらに、医療の安全性及び透明性の向上のため、「労災病院医療上の事故公表基準」を策定し、医療事故・インシデント事例のデータ集積を開始した(平成19年5月一括公表)。</p> <p>以上のことから、自己評定を「A」とした。</p> <p>(注1) □は厚生労働省独立行政法人評価委員会による17年度評価結果への対応</p> <p>・ 平成16年度に策定した12分野13疾病毎の臨床評価指標に基づき17年度の労災病院の医療の質に関する自己評価を18年度に行い、集積した基礎データを各労災病院にフィードバックすることにより医療の質の向上に努めた。</p> <p>・ 勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成するため、勤労者医療に関する特別講義を含む新カリキュラムに基づき、勤労者の作業環境や健康管理の実際を学習するため、企業見学実習を実施した。また、災害看護を習得するため、労災病院と協力し、災害看護演習に参加した。</p> <p>・ 研究開発テーマの「麻痺患者の運動機能再建」に基づく取組の一環として、平成17年度に引き続き、吊り上げトレッドミルを用いた歩行訓練を実施し、25人を対象として延べ1,037回実施し、麻痺患者のリハビリテーションに活用した。</p> <p>・ 民間企業及び大学との共同研究により研究成果の製品化について、検討を重ねた。</p> <p>・ 高齢者の転倒等により生じる大腿骨頸部骨折については、寝たきりや認知症とも深く関わる問題であるが、その大腿骨頸部骨折を防止するためのヒッププロテクターを開発し、平成18年10月に特許申請を行った。</p> <p>・ 得られた研究成果については、関係学会や研究会等における発表(9回)や全国の医療福祉関係者が集まる国際福祉機器展覧会への出展(2回)等を通じて周知に努めた。また、リハ技師養成施設や医療機関のリハ技師等からの見学要請にも積極的に対応した(計13機関)。</p> <p>・ 医師の臨床研修に関しては、臨床研修指定病院となっている32労災病院において勤労者医療に関する研修プログラムを実践するとともに、各労災病院における初期研修及び後期研修の特色やプログラム等を網羅した「労災病院研修医募集ガイドブック」の改</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ 計画以上の成果を上げていると判断する。</p> <p>・ 病院機能評価において、全国病院の認定率が25.9%なのに対し、87.5%という高い数字をあげた。</p> <p>・ クリニカルパスを対前年度比で23.1%増で作成した。</p> <p>・ 労災病院医療上の事故公表基準を策定し、データ集積を開始した。</p> <p>・ 医療安全チェックシートの項目の見直しと解説書の作成を行った。</p> <p>・ 地域医療連携パスを導入した。</p> <p>・ 労災病院間医療安全相互チェック制度を開始した。</p> <p>・ いずれも手間のかかる取組であるため、着実に前進させて欲しい。</p>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該プログラムに基づき医師臨床研修が実施されるとともに、指導医、研修医の意見を参考にし、当該プログラムの改善が図られているか。</li> <li>・ 勤労者医療に関する研修プログラム内容の充実を図り、集合研修が実施されたか。</li> <li>・ 受講者に対するアンケート調査、労災病院における患者満足度調査の結果等を検証し、研修カリキュラムの充実に反映されたか。</li> <li>・ 救急救命士の病院研修受入等による消防機関との連携強化、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフの育成に取り組んでいるか。</li> <li>・ 救急搬送患者が6万3千人以上受け入れられたか。</li> <li>・ 全ての病院において、患者から満足のいく医療が受けられているとの評価が70%以上得られたか。</li> <li>・ 当該年度に病院機能評価受審を計画していた病院で、受審が行われたか。</li> <li>・ クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用が推進されたか。</li> <li>・ 患者満足度調査の結果をさわやか患者サービス委員会の活動等を通じて、業務の改善に反映されたか。</li> <li>・ 全労災病院共通の医療安全チェックシートの統一に向けて、見直しが行われたか。</li> <li>・ 全ての労災病院において、医療安全に関する研修会が計画的に年2回以上実施されたか。</li> <li>・ 全ての労災病院が医療安全推進週間に参加したか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訂版を2千部作成し、「医学生・研修医のための研修病院合同セミナー」において配布する等により、研修プログラムの周知及び研修医の確保に努めた。</li> <li>・ 労災病院グループの医師を全国的かつ効率的に募集するため、本部が一括して募集・採用活動を実施する「医師確保制度」を創設し、当機構のホームページや医師募集サイトへの掲載を通じて平成19年1月から募集活動に着手した。 上記の取組を通じて、平成19年度当初に全労災病院で107名の初期研修医、88名の後期研修医、2名の労災病院群後期研修医、計197名の研修医を確保した。</li> <li>・ 看護師確保のため、当機構の理事の大学訪問や看護師の合同就職説明会に参加するなど積極的な募集活動を展開した。また、キャリアアップ支援のための各種制度の整備、推進や院内保育所の整備等の離職対策により離職率が平成17年度11.7%から平成18年度10.8%に減少した。</li> <li>・ 労災病院群の共同、連携による「労災病院群後期臨床研修制度」の充実・強化を目的として、本部においてフォローアップ委員会を開催し、各労災病院の臨床研修に関する基本データを取りまとめるとともに、初期研修医及び指導医を対象とした本部主催の集合研修の開催等について意見交換を行った。</li> <li>・ 医師等各職種を対象とした本部主催の22研修に勤労者医療に関する講義科目を取り入れ、延べ1,148人が受講し、勤労者医療に係る具体的内容やその重要性等、勤労者医療の重要性の認識が図られた。</li> <li>・ 受講者のアンケート調査等の結果を基に、平成18年度の本部が主催する集合研修に勤労者医療に関する講義を取り入れることで研修カリキュラムの充実を図った。なお、研修終了後のアンケートを集計した結果、受講者の8割が理解したとの回答を得た。</li> <li>・ 救急救命士の病院研修受入等による消防機関との連携強化、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフの育成に取り組みを行った。</li> <li>・ 救急搬送患者を67,942人受け入れた。</li> <li>・ 全ての病院において、患者から満足のいく医療が受けられているとの評価を70%以上得られた（全労災病院78.7%）。</li> <li>・ 平成18年度病院機能評価実施予定の3病院で受審した。</li> <li>・ クリニカルパスについて、作成件数3,303件（対前年比23.1%増）、パス適用疾患適用率85.0%と、作成やその適用を協力を推進した。</li> <li>・ 患者満足度調査の結果をさわやか患者サービス委員会の活動等を通じて、業務の改善に反映した。</li> <li>・ 平成16年度に全労災病院共通の「医療安全チェックシート」を作成し、平成17年度より導入した。平成18年度は項目の見直しと解説書の作成を行うとともに、各施設で「医療安全確保のための改善計画書」を策定し本部が指導・支援を行うことにより、平成17年度11月のチェック結果では、項目達成率が全病院平均90.5%だったが平成18年度11月では、95.2%と4.7ポイント上昇した。 また、平成17年度の試行を経て、平成18年度より新たに全労災病院に導入した「労災病院間医療安全相互チェック」を計画通り実施し、医療安全に関する問題点の改善と医療安全への質の向上を図った。</li> <li>・ 全労災病院において、医療安全に関する研修会を年2回以上実施し、外部講師の他、職員による講演、事例研究、発表等主体的な取組を行った。</li> <li>・ 全労災病院が医療安全推進週間（11/19日～11/25土）に参加するとともに、新たに全労災病院共通のテーマを定め、患者・地域住民も広く参加できる取組を行った。</li> <li>・ 医療の安全性及び透明性の向上のため、平成18年7月「労災病院医療上の事故公表基準」を策定し、10月より医療事故・インシデント事例のデータ集積を開始した（平成</li> </ul>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

19年5月一括公表)。

【17 ‘評価】

労災病院事業については、職員のモチベーションの向上といった観点から、勤労者医療の中核的な役割を果たす医療機関として日本国内、あるいは、世界的な視野から労災病院グループのポジショニングを明らかにし、各労災病院がこれを共有することが適切である。

□ 労災病院のポジショニングについては、労災疾病13分野研究開発事業等における成果について国際学会での発表、インパクト・ファクターの高い雑誌への英文原著論文掲載といった取組を通して勤労者医療分野における実績を積み上げ、情報発信していくことにより、本邦或いはグローバルエリアの中での当該分野における労災病院グループの存在意義を確立していけるよう努めるとともに、それら成果を労災病院グループの共通財産として共有、活用していくことにより組織全体のレベルアップを図っていくこととする。



中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>⑤ 行政機関等への貢献 国が設置している検討会、委員会等への参加要請に協力するとともに、迅速・適正な労災認定に係る意見書の作成等を通じて行政活動に協力すること。</p>	<p>⑤ 行政機関等への貢献 ア 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が設置する委員会への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。</p> <p>イ 労災認定に係る意見書等の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応する。</p>	<p>⑤ 行政機関等への貢献 ア 労災認定基準等の見直しに係る検討会に参加するほか、国の設置する委員会への参加、情報提供等により行政機関に協力する。</p> <p>イ 労災認定に係る意見書等を適切かつ迅速に作成するため、複数の診療科にわたる事案については院内の連携を密にする。</p>	<p>⑤ 行政機関等への貢献 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料08-01</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料08-02</span> ア 国の設置する委員会への参加等</p> <p>i アスベスト問題への対応 平成17年6月に表面化したアスベスト暴露による健康問題に関し、政府の閣議決定(平成17年7月)に基づく「アスベスト問題への当面の対応」(アスベスト問題に関する関係閣僚会合とりまとめ)として、平成17年度に引き続き、以下の取組を行った。</p> <p>(i) アスベスト関連疾患の診断・治療の中核となる医療機関として24労災病院に設置した「アスベスト疾患センター」において、アスベスト健診等に取り組んだ。 また、平成17年度に労災病院及び産業保健推進センター等に設置した健康相談窓口において、引き続き地域住民等からの健康相談に対応した(平成18年度相談件数: 9, 212件)アスベストブロックセンター(全国7カ所)においてアスベスト小体計測検査を実施</p> <p>(ii) 平成17年度に発刊した「アスベスト関連疾患日常診療ガイド」の増補改訂版を作成した。(初版分と合わせて、12, 000部以上の売上げ)</p> <p>(iii) 労災疾病等研究・開発、普及事業において、「アスベスト関連疾患」分野を新設し、新たな研究課題に着手した。 なお、平成17年度から実施していた、労災病院グループにおける中皮腫の自験症例132例に係る研究結果の要旨をとりまとめ、関係機関等に対し情報提供を行った。 ・中皮腫は石綿曝露と相当の因果関係があること ・治療方法として早期診断に基づく外科的切除が最良の方法であること ・石綿曝露の医学的所見として胸膜プラーク、石綿小体の存在が重要であること</p> <p>(iv) 労災指定医、産業医等を対象とするアスベスト関連疾患診断技術研修を全国18カ所で開催(受講者数782名)</p> <p>ii 国の設置する委員会等への出席 国(地方機関を含む)の要請に応じて、労災病院の医師等が委員会や検討会等に積極的に出席し、労災疾病等に係る医学的知見を提供した。</p> <p>イ 労災認定に係る意見書等を適切かつ迅速に作成するため、複数の診療科にわたる事案については院内の連携を密にした。 (意見書処理日数) 平成17年度 19. 2日 平成18年度 14. 4日</p>

評価の視点	自己評定	S	評 定	S
<p>・ 労災認定基準等の見直しに係る検討会や国が設置する委員会等への参加、情報提供等の協力が行われたか。</p> <p>・ 複数の診療科にわたる労災認定に係る意見書等の作成が、適切かつ迅速に行われているか。</p> <p>【17 評価】          今後は、第2のアスベスト問題が生じないよう診療活動や臨床医学研究等を通じて得られた労災疾病に係る新たな知見について行政へ積極的に提言・情報提供することを期待する。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 平成18年度においては、行政貢献という観点から、①アスベスト問題への対応、②国の設置する委員会等への出席などの課題に取り組んだ。特にアスベスト問題への対応に関しては平成17年度に引き続きアスベスト健診や相談対応に取り組んだほか、新規取組事項として、全国の産業医等を対象とした石綿(アスベスト)関連疾患診断技術研修の実施(全国18都市)及び労災認定に必要な石綿小体の計測(目視・手作業等により1件当たり6～7時間を要する)時、行政機関からの要請に応じて労災病院グループ以外では対応困難な取組にも積極的に対応し、平成17年度を大きく上回る実績を残したことから、自己評定を「S」とした。</p> <p>(注1) □は厚生労働省独立行政法人評価委員会による17年度評価結果への対応</p> <p>・ 労災認定基準の見直し等の際し、医学的見地から検討を行うことを目的として国が設置・主催する委員会や検討会等の際し、医学的知見を有する労災病院の医師が当該委員会等への参加要請に積極的に対応した。</p> <p>・ なお、各都道府県においても、労災請求事案の審査・検討に当たり労働局や労働基準監督署が定期的実施する審査会等に労災病院の医師が出席し、医学的見地から助言や情報提供を行った。</p> <p>・ 複数の診療科にわたる労災認定に係る意見書等の作成について、処理日数を前年度から4.8日短縮した。</p> <p>□ 労災疾病研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、随時小冊子や症例集等にとりまとめ、行政機関(厚生労働省、各労働局等)に配布することにより情報提供に努めている。          [例:「中皮腫の自験症例132例に係る研究結果要旨」(冊子)、「画像による今日の職業別じん肺症例選集」(症例集)等]</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ アスベスト問題について迅速に適確な対応を行った。</p> <p>・ 労災指定医、産業医等を対象とするアスベスト関連疾患診断技術研修を全国18カ所で開催した。</p> <p>・ 計画以上の成果を上げている。</p> <p>・ 労災病院医師が、労災認定基準見直し等の行政に貢献した。</p> <p>・ 労災認定に係る意見書を迅速に作成した。</p> <p>・ 労災病院グループにおける中皮腫の実験症例132例の研究を行い、関係機関等に対し情報提供を行った。</p> <p>・ 自己評価の通りと思料する。</p>	

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営 被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上(※)確保すること。</p> <p>※参考：平成14年度実績 医療リハビリテーションセンター 75.4% 総合せき損センター 78.8%</p>	<p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>① 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業復帰に向けた機能の改善状況を勘案しつつ、職業リハビリテーションセンターとの連携を図る。</p> <p>② 総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、職業復帰に向けた機能の改善状況を勘案しつつ、せき髄損傷者職業センターとの連携を図る。</p>	<p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>① 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。また、職業リハビリテーションセンターとの効果的かつ効率的な業務運営をする上で、さらに連携すべき業務を検討する。</p> <p>② 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後の医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、せき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。また、せき髄損傷者職業センターとの効果的かつ効率的な業務運営をする上で、さらに連携すべき業務を検討する。</p>	<p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料09-01-01</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料09-01-02</span></p> <p>① 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、患者毎の障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、次の取組を通じて患者の職場・自宅復帰を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度の障害や併発する疾病に対応した複数診療科医師、看護師、リハビリテーション技師、栄養士、MSW等によるチーム医療の実施・重度の障害や併発する疾病に対応した複数診療科医師、看護師、リハビリテーション技師、栄養士、MSW等によるチーム医療の実施</li> <li>・ 在宅就労支援プログラム等の実施</li> <li>・ 職業リハビリテーションセンターとの合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価、患者毎のプログラム改良及び退院後のケアの実施等</li> </ul> <p>この結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が81.1%を達成するとともに、患者からの満足度は88.7%(特に「たいへん満足」が59.8%)と去年に引き続き高い評価が得られた。</p> <p>さらに、職業リハビリテーションセンターとの運営協議会等を通じて効果的かつ効率的な業務運営について連携すべき業務を検討している。</p> <p>② 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、患者毎の障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、次の取組を通じて患者の職場・自宅復帰を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度の障害や併発する疾病に対応した複数診療科医師、看護師、リハビリテーション技師、栄養士、MSW等によるチーム医療の実施</li> <li>・ 患者の障害に応じた車いす・関連機器の改良・指導の実施</li> <li>・ せき髄損傷者職業センターとのせき損症例検討会やチーム医療懇話会の実施等、相互連携によるリハビリテーションの評価、患者毎のプログラム改良及び退院後のケアの実施等</li> </ul> <p>この結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が82.5%を達成するとともに、患者からの満足度は83.6%(特に「たいへん満足」が52.1%)と去年に引き続き高い評価が得られた。さらに、せき髄損傷者職業センターとのせき損検討会やチーム医療懇話会等を通じて効果的かつ効率的な業務を検討している。</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>・ 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対するチーム医療の推進及び職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が80%以上確保されたか。</p> <p>・ 外傷による脊椎・せき髄損傷患者に対するチーム医療の推進及びせき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能職業復帰可能である退院患者の割合が80%以上確保されたか。</p> <p>【17 評価】 今後、更に患者の職場・自宅復帰を進めていくには、退院後の実情を踏まえたきめ細やかな対応をしていく必要がある。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、他の医療機関において対応困難な重度の四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者及び外傷による脊椎・せき髄障害患者（いずれも全身管理が必要）を国内の広範囲にわたる地域から受け入れ、</p> <p>①患者毎の障害に応じたプログラムの作成 ②重度の障害や併発する疾病に対応した複数診療科医師、看護師、リハビリテーション技師等によるチーム医療の提供 ③病院内に併設された職業リハビリテーションセンター・せき髄損傷者障害センターとの連携等による職場復帰等支援等により、中期目標に示された医学的に職場・自宅復帰可能である者の割合80%以上を前年度に引き続き達成した。</p> <p>また、患者満足度調査においては、両センターとも高い満足度（医療リハビリテーションセンター88.7%、総合せき損センター83.6%）が得られた。※労災病院の平均満足度78.7%。また、両センターとも「たいへん満足」の割合が高く、医療リハビリテーションセンターは全患者の59.8%、総合せき損センターは全患者の52.1%が「たいへん満足」という回答を得た（労災病院平均の40.2%を大幅に上回る。）。</p> <p>以上のことから、自己評定を「A」とした。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ 患者の満足度において「たいへん満足」が5割以上であることは注目すべきである。</p> <p>・ 計画通りである。</p> <p>・ 患者毎の障害に応じたプログラムを作成した。</p> <p>・ 患者満足度調査において、高い満足度を得た。</p> <p>・ 自己評定通りである。</p>	
	<p>(注1) □は厚生労働省独立行政法人評価委員会による17年度評価結果への対応</p>			
	<p>・ 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者等に対し、患者毎の障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、併発する疾病に対応した複数診療科医師、看護師、技師等によるチーム医療の実施や職業リハビリテーションセンターとの相互連携によるリハビリテーションの取組等を通じて、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が81.1%となり、目標値である80%以上を確保した。</p> <p>・ 総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、患者毎の障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、併発する疾病に対応した複数診療科医師、看護師、技師等によるチーム医療の実施、脊髄損傷者職業センターとの相互連携によるせき損症例検討会・プログラム改良等を通じて、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が82.5%となり、目標値である80%以上を確保した。</p>			
	<p>□ 患者の退院後の実情を踏まえた職場・自宅復帰を進める観点から、患者の状況に応じた在宅就労支援プログラムの実施、車いす・自動車関連機器の改造、職業リハビリテーションセンター・せき髄損傷者障害センターとの連携等による各種支援を通じてきめ細やかな対応に努めた。</p>			

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>3 健康診断施設の運営業務 海外勤務健康管理センターにおいては、次の取組により、海外派遣労働者の健康管理の向上を図ること。</p> <p>(1) 海外派遣労働者に対する健康診断や派遣企業の安全衛生担当者に対する講習会への参加等の海外勤務健康管理センターの利用者を中期目標期間中、6万5千人以上（※）確保するとともに、海外派遣労働者の健康増進、メンタルヘルス等に関する調査研究を行い、その成果を広く情報提供すること。 また、センター利用者については、海外派遣労働者の健康管理に有用であった旨の評価を80%以上確保すること。</p> <p>（※参考：平成14年度実績 12,414人×5年間の5%増）</p> <p>(2) 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を行うため、海外巡回健康相談を実施し、巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得るとともに、当該事業の効果的な実施のため、ニーズ調査等を行い、派遣対象地域の見直し等を行うこと。</p>	<p>3 健康診断施設の運営業務 海外勤務健康管理センターにおいては、次のような取組を行うことにより、海外派遣労働者の健康管理の向上を図る。</p> <p>(1) センター利用者を確保するため、海外派遣労働者や派遣企業に対する広報活動を強化するとともに、毎年度、定期的にセンター利用者に対するニーズ調査及び満足度調査を行いその結果を次年度の業務運営に反映する。</p> <p>また、長期海外赴任者の生活習慣病及びメンタルヘルス不全等に関する調査研究を行うとともに、研究成果をホームページで提供し、中期目標期間中、アクセス件数を9万件以上（※）得る。</p> <p>（※参考：平成14年度実績 15,600件×5年間の15%増）</p> <p>(2) 医療不安が大きく、一定数以上邦人労働者が在留している地域を対象に現地日本人会等からの情報を調査分析し、海外巡回健康相談を実施するとともに、海外巡回健康相談時に満足度調査、ニーズ調査を行い、その結果を次回の海外巡回健康相談の業務内容の改善、派遣対象地域の見直し等に反映する。</p>	<p>3 健康診断施設の運営業務 海外派遣労働者の健康管理の向上を図るため、海外勤務健康管理センターにおいて次のような取組を行う。</p> <p>(1) センター利用者の確保等 ① 海外派遣労働者や派遣企業に対する広報活動の強化により、健康診断被験者・講演会受講者等の施設サービス利用者を1万3千1百人以上確保するとともに、利用者満足度調査を実施し、海外派遣労働者の健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得る。 また、新型インフルエンザの対応など海外派遣企業での感染症危機管理の支援を重点的に行う。</p> <p>② センター利用者に対する満足度調査の結果を検討し、業務の改善に反映する。</p> <p>③ 「海外勤務による生活習慣病の健康への影響についての解析」（平成16年～平成18年の3年計画の3年目）及び「メンタルヘルス不全に影響を及ぼす諸要因の解明」（平成16年～平成18年の3年計画の3年目）についての調査研究を実施するとともに、これまでの研究成果をホームページで情報提供し、1万8千件以上のアクセスを得る。</p> <p>(2) 海外巡回健康相談・研修及び交流 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を図るため、次のような取組を行う。</p> <p>① 医療面の不安の大きい地域で、邦人労働者が一定数以上在留している地域を対象に、現地日本人会等からの情報を調査分析し、必要な国、都市において海外巡回相談を実施する。</p>	<p>3 健康診断施設の運営業務 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料10-01</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料10-02</span> 海外派遣労働者の健康管理の向上を図るため、海外勤務健康管理センターにおいて次のような取組を行った。</p> <p>(1) センター利用者の確保等 ア 岡山、滋賀、広島、東京の各産業保健推進センターで開催された海外赴任者健康管理セミナー、横浜、大阪で開催された海外健康管理指導者研修会に講師を派遣し産業保健関係者に海外勤務健康管理センターの業務をPRするとともに海外派遣労働者の健康管理の重要性を周知し知識の向上に努めた。 さらに最新の海外医療に関する研修実施状況、セミナーの開催状況及び鳥・新型インフルエンザガイドラインの改訂をホームページに掲載する等の情報提供を行った。その結果、施設サービス利用者は15,907人となった。 イ センター利用者の増に伴い、海外健診者の利便性を図るために予約枠の拡大を図るとともに海外医療情報提供の強化に努めた。また、海外赴任中の派遣労働者にメール・FAXによる相談の実施によるサービス強化に努めた結果、8月及び2月に実施した利用者満足度調査において95.2%の利用者から有益であったという評価を得た。</p> <p>② 満足度調査の結果を踏まえ、海外医療相談コーナーを新たに設置した。同コーナーにおいて、本部が行う海外巡回健康相談で得られた知見と海外勤務健康管理センターに蓄積する一時帰国者及び帰国者から収集した赴任地での医療情報、生活情報をセンター利用者に対して提供した。また、当該情報をホームページに掲載する等、他施設には出来ないサービスの強化を進め海外医療情報発信の基地としての役割を果たした。</p> <p>③ 「海外勤務による生活習慣病の健康への影響についての解析」（平成16年～平成18年の3年計画の3年目）及び「メンタルヘルス不全に影響を及ぼす諸要因の解明」（平成16年～平成18年の3年計画の3年目）についての調査研究を実施し、併せて7題の研究成果の中間報告をホームページに掲載した。 また、鳥・新型インフルエンザ、狂犬病等の海外医療情報も迅速に提供した結果、55,275件のアクセス数を確保した。</p> <p>(2) 海外巡回健康相談・研修及び交流 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を図るため、次のような取組を行った。</p> <p>① 医療面の不安の大きい地域で、在留邦人数が一定数以上の地域を対象として現地日本人会、在外公館の情報及び外務省等との検討結果に基づき巡回対象地域の選定を行い、前期（6月～7月）中期（10月～11月）後期（2月）にアジア、アフリカ、中南米、東欧、中近東の31カ国47都市に11チームを派遣し海外巡回健康相談を実施した。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>また、赴任地先の医療サービスの向上に向けた協力を図ること。</p>	<p>また、赴任地先の医療サービスの向上に資するための現地医療関係者を対象とした研修及び交流を実施するとともに、研修効果の評価を行い、結果を次回研修に反映する。</p>	<p>② 海外巡回健康相談時に実施した満足度調査、ニーズ調査の結果に基づき、翌年度の海外巡回健康相談についての改善策の検討及び派遣対象地域の見直しを行う。</p> <p>③ 海外勤務者が赴任地先で必要とする医療サービスの向上のため、現地医療関係者を対象とした研修及び交流を実施する。また、研修生に対して研修効果の評価を行い、その結果に基づき次回研修の改善について検討する。</p>	<p>海外巡回健康相談時に日系企業の工場の巡視を可能な限り実施し現地の生活・労働環境を踏まえたきめの細かい健康相談を行った。</p> <p>また、薬剤師をベトナム・ホーチミン市に派遣し薬剤情報調査を実施した。これは、現地医薬品と日本の医薬品との成分・服用量等を比較し在留邦人が現地医薬品を適正に使用できることを目的としたものであり、調査後に海外勤務健康管理センター医師の協力を得て作成した「海外薬剤対比ハンドブック」を現地日本人会等に配布するとともにホームページでも情報提供を行った。</p> <p>② 満足度調査・ニーズ調査及び派遣対象地域の見直し</p> <p>ア 満足度調査の結果に基づく業務の改善 前期、中期、後期の海外巡回健康相談時に各都市の相談者203人に満足度調査を実施した。有効回答は202人（回答率99.5%）であり、97.0%の有用であった旨の評価を得た。 満足度調査の中で相談時のプライバシー配慮への希望が多かったことを受けて、受付時から相談終了時までの一貫したプライバシー確保に努めた海外巡回健康相談を実施した。 また婦人科等の専門的な相談には海外勤務健康管理センターとの連携を強化し、相談者に対してFAX、メール相談の活用をPRした。日本人会に実施したニーズ調査に基づき、現地在留邦人がより円滑に健康相談を受けることができるよう海外巡回健康相談の派遣時期、行程、内容等を検討し翌年度の海外巡回健康相談に反映させた。</p> <p>イ 派遣対象地域の見直し 満足度調査、海外各都市の日本人会に対して実施したニーズ調査及び相談者数等を踏まえ外務省関係者と検討会を重ねた結果、アジア、東欧地域について派遣地域、国・都市の組み合わせ及び日程の見直しを行い現地のニーズに見合った巡回時期、効率的な巡回日程および都市編成とした。</p> <p>ウ 海外勤務健康管理センターとの連携 巡回健康相談の実施に際し、海外勤務健康管理センターに蓄積されている海外の医療情報を巡回チームに提供するとともに、帰国後は海外巡回健康相談で得られた知見を海外勤務健康管理センターに提供する等の相互連携を強化し、現地のニーズに対応できるよう業務内容の向上を推進した。</p> <p>③ 現地医療関係者を対象とした研修及び交流</p> <p>ア 海外友好病院からの受け入れ ・ 5月にマレーシア、タイ、ケニアの海外友好病院から医師1名、薬剤師1名、看護師1名を招聘し「日本における医療制度、診療システム及び日本の文化について」の研修を実施した。研修内容の充実を図るため帰国後に研修報告書を提出させた。また、研修生が現地医療機関で研修成果を生かすことで、海外勤務者が現地の医療機関に安心して受診できる医療環境の体制整備が図られた。</p> <p>イ その他の受け入れ ・ 6月に中国の医療サービス企業から10名の研修生を受け入れ「日本の医療環境を理解する医療研修」を実施した。 ・ 9月にタイの医療機関から薬剤師を受け入れて、「日</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績				
			<p>本の医療制度、診療システムの研修」を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同じく9月に平成18年度JICA集団研修コースの8カ国10名の研修生を受け入れ日本の医療制度の講義及び施設見学を実施した。</li> </ul> <p>上記を含め平成18年度は計7回の研修・交流を実施した。</p>				
評価の視点		自己評定	A		評 定	B	
<p>○ 海外勤務健康管理センターの運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 一貫した健康管理サービスの提供 海外派遣労働者に対する健康診断は民間医療機関等でも行われているが、海外勤務健康管理センターにおいては、海外派遣労働者及びその家族に対して赴任前から赴任中、一時帰国、帰国後までの一貫した健康管理サービスを提供している。</p> <p>赴任前</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生規則第45条の2に基づく健康診断</li> <li>赴任先の状況に応じた予防接種の実施</li> <li>赴任先の医療事情、感染症等の現地特有の疾病等に関する情報提供</li> <li>栄養指導による生活習慣病に対する予防対策の実施</li> </ul> <p>赴任中・一時帰国</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外からのEメール・FAXによる医療相談、栄養相談の実施</li> <li>赴任前健康診断結果・巡回健康相談結果との比較に基づく健康指導</li> <li>一時帰国者からの最新の現地医療情報の提供及び収集</li> </ul> <p>帰国後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生規則第45条の2に基づく健康診断</li> <li>赴任中に悪化した健康診断データ改善のための健康指導</li> <li>帰国者からの最新の現地医療情報の収集・提供</li> </ul> <p>○ 海外医療関係者の知識の向上 海外勤務健康管理センターには世界中から収集された医療情報が蓄積されており、その情報発信基地として産業医、産業看護職、海外派遣企業の健康管理者等に産業保健推進センターが開催する海外赴任者健康管理セミナーをはじめとする各種講演会、研修会を通じて情報提供し海外医療に携わる人々の知識の向上に努めている。</p> <p>また、在留邦人が安心して現地の医療機関に受診できるように海外の医療従事者を招聘し、日本および日本人に対する理解を深めてもらうため研修・交流を行っている。このように国内及び海外に在住する海外派遣労働者に対する一貫した健康管理サービスを実施している施設は当センターだけである。</p> <p>○ 最新の海外医療情報の提供 海外勤務健康管理センターでは、鳥・新型インフルエンザや狂犬病等へ対応するため最新の感染症等の情報を迅速に情報提供するとともに、海外派遣労働者に対する健康診断・予防接種及びFAX・Eメールによる医療相談等、他施設には出来ない海外赴任前から帰国後まで一貫したフォローアップサービスについて積極的に広報活動を行った結果、15,907人の利用者を確保した。</p> <p>また、海外勤務健康管理センターにおいて独自に入手した海外医療情報、海外赴任者の健康管理に関する調査研究の研究成果及び海外薬剤情報調査にて入手した現地の薬剤情報をホームページに随時掲載するなど国内外の利用者がいつでも当該情報にアクセスできるような体制を整えていることで55,275件のアクセス数を確保した。</p> <p>○ 満足度調査における高い評価 海外勤務健康管理センター利用者及び海外巡回健康相談利用者から、それぞれ95.2%及び97.0%と中期目標で示された80%を大幅に上回る満足度を得た。</p> <p>以上のことから自己評定を「A」とした。</p>			<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ほぼ順調に目標の達成はされている。</li> <li>今後、情報提供だけでなく、より実質的な健康管理の向上について現地の医療機関とのネットワーク向上を期待する。</li> <li>計画通りと判断する。</li> <li>海外派遣労働者に対し、EメールやFAXも活用したきめ細かい健康管理サービスを促進した。</li> <li>満足度調査において高い評価を得た。</li> <li>最新の海外医療情報。生活情報等も利用者に促した。</li> <li>他の機関との協同体制チェック、赴任地に応じたサービスの視点等を検討して欲しい。</li> </ul>		

- ・ 利用者の利便性に立ったパンフレットなどにより周知、広報活動が行われたか。
- ・ 施設利用者が1万3千1百人以上確保されたか。
- ・ 施設利用について有用であった旨の評価を80%以上得られたか。
- ・ 満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されたか。
- ・ 長期海外赴任者の生活習慣病及びメンタルヘルス不全等についての調査研究が順調に推移しているか。
- ・ これまでの研究成果をホームページで情報提供を行い、1万8千件以上のアクセスが得られたか。
- ・ 海外巡回健康相談が必要な国、都市において計画どおりに相談が実施されたか。
- ・ 海外巡回健康相談時に実施した満足度調査において、健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得られたか。
- ・ 満足度調査、ニーズ調査の結果に基づき、翌年度の海外巡回健康相談について改善策の検討及び派遣対象地域の見直しが行われたか。
- ・ 海外の医療機関等の医師、看護師等を対象とした研修及び交流が実施されたか。
- ・ 研修効果の評価等に基づき、次回研修の改善について検討が行われたか。

【17 '評価】

今後とも、業務の維持・向上を図りつつ、具体的な効果に着目して事業を遂行することが必要である。

(注1) □は厚生労働省独立行政法人評価委員会による17年度評価結果への対応  
(注2) ■は総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による平成17年度二次評価への対応

- ・ 海外派遣企業を訪問し広報活動を行うとともに、機関誌「海外勤務と健康」を海外派遣企業等関係団体に6200部配布した。産業医及び企業の健康管理者を対象とした研修会においても当センターの業務についての広報活動を行った。本部で作成した「海外赴任者の健康管理支援事業」についてのパンフレットを全国の商工会議所及び中小企業団体中央会に配布した。また、海外巡回健康相談時にも現地日本人会に配布し海外でのPRに努めた。
- ・ 積極的な広報活動の結果、15,907人の利用者を確保した。
- ・ センター利用者の増に伴い、海外健診者の優先的な利用を実施するとともに、海外医療情報提供の強化に努めた結果、満足度95.2%の有用であった旨の評価が得られた。
- ・ 満足度調査の結果を踏まえ「海外医療相談コーナー」を新たに設置し、利用者から入手した海外の最新医療情報、生活情報を提供している。
- ・ 18年度は3年計画の最終年度であり研究成果として有用なデータを得た。研究成果を利用者に分かりやすく情報提供する方法を検討している。
- ・ 生活習慣病及びメンタルヘルスの研究に併せて計7題の研究成果の中間報告及び鳥・新型インフルエンザ、狂犬病等の最新の海外医療情報及び海外薬剤調査で入手した薬剤情報をホームページに掲載した結果、55,275件のアクセスを得た。
- ・ 派遣直前に政情不安定となったバングラディッシュ2都市は派遣チームの安全を優先し急遽派遣を中止としたが、他の都市については、現地からの医療情報、治安情報を適切に収集し、現地邦人組織との連携を密にして計画のとおり実施した。
- ・ 過去の満足度調査の結果から相談者の要望を取り入れて受付時から相談時点までを通して相談者のプライバシーの確保に配慮するとともに、相談者に対して海外勤務健康管理センターで実施しているEメール、FAXによる赴任中、帰国後のフォローアップ健康相談について周知を行うことにより、97.0%の有用であった旨の評価が得られた。
- ・ 満足度調査、ニーズ調査の結果、アンカラ（トルコ）、廈門・合肥（中国）の3都市を派遣中止とした。また、現地医療状況の改善が見られる広州（中国）については、18年度の結果を踏まえ、現地日本人会と協議しながら派遣の見直しを検討することとした。
- ・ 海外友好病院3カ国（ケニア・マレーシア・タイ）から派遣された医師、薬剤師、看護師、中国の医療サービス企業から派遣された研修生10名及びJICA集団研修コース8カ国10名の研修生との研修・交流等、平成18年度は計7回の研修・交流を実施した。
- ・ 帰国後に海外友好病院の研修者からは研修報告書を提出させ研修効果を把握するとともに、次回の研修に反映させるようにした。

□①広報活動の強化

産業保健推進センターで開催された産業医、産業看護職及び企業の健康管理者を対象とした研修会、講習会及び神奈川産業貿易振興協会が開催した「海外セミナー」において海外勤務健康管理センターのパンフレットを配布する等、事業のPRに努めた。また、本部で作成した「海外赴任者の健康管理支援業務」のパンフレットを全国の商工会議所及び中小企業団体中央会等に配布するとともに、機構が実施している海外巡回健康相談時においても現地日本人会に配布し海外でのPRにも努めた。



②他施設にはないサービスの提供

機構が実施している海外巡回健康相談で得られた医療情報、現地日本人会・在外公館及び海外勤務健康管理センター利用者から聴き取りした調査等、独自に入手した情報を当センター、各産業保健推進センターでの研修会等で活用し海外医療に関わる人材の知識の向上に努めている。

特に鳥・新型インフルエンザガイドラインは流行の状況に合わせて改訂を行い、最新の情報を提供するように努めている。

また、利用者満足度調査の結果を受けて海外医療相談コーナーを新たに設置することで他の施設では類を見ない健診から最新の海外医療情報、生活情報までを利用者に提供している。

③ニーズ調査の実施

研修会、講習会の際にはアンケート調査を行い、その結果を次回の研修に反映させることとしている。

特に、当センターで開催している「海外健康管理指導者研修会」の参加者のうち99.2%から当研修会を継続して利用したいとの評価を得ている。また、満足度も99.2%の評価を得ている。今後もアンケート調査、ニーズ調査を継続して行い、海外勤務健康管理センターの事業効果のアップにつなげるように努めていく。

■ 海外勤務健康管理センターでは海外巡回健康相談や現地日本人会及び一時帰国、帰国後の健診者から得られた各派遣国の医療情報に応じた健康診断・予防接種を実施している。健診者には派遣国、派遣地域の医療情報、衛生環境を情報提供することで赴任先での健康管理を支援している。

また、薬剤情報調査で得た情報を海外薬剤対比ハンドブックに取りまとめ、海外勤務健康管理センター利用者のニーズに合わせ配布する等きめの細かい活用をしている。

このような一貫した健康管理は海外勤務健康管理センターが世界各国の医療事情に精通しているからこそ可能であり、他医療機関で実施することは困難である。

海外勤務健康管理センターは海外赴任者の健康管理を行う唯一の施設として様々な情報を蓄積しており、今後ともそのデータを分析し海外医療に有効な情報を各方面に発信していく情報発信基地としての役割を担っていく。また、海外勤務者、あるいはその健康管理に携わる産業医、企業の健康管理者の質の向上と育成に関する取組を進める組織として今後もその必要性を高めていく。

【17'2次評価】

海外勤務健康管理センターが行っている海外赴任者のための健康診断等の健康管理事業については、同様の健康診断が一般病院及び一般診療所等で広く実施されている状況に加え、本法人としての実施施設は1か所であるという現状を踏まえ、その必要性、有効性の検討に資する評価を行うべき。

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>4 産業保健関係者に対して研修又は相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針として、産業保健関係者に対する支援を行うこと。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施 中期目標期間中、産業医等の産業保健関係者に対し、延べ1万回以上（※1）の研修を実施するとともに、研修内容等の改善を図る仕組みを充実すること。 また、産業保健関係者からの相談を、中期目標期間中、4万8千件以上（※2）実施すること。 なお、研修又は相談の利用者については、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保すること。</p> <p>（※参考1：平成14年度実績 1,916回×5年間の5%増）</p> <p>（※参考2：平成14年度実績 9,098件×5年間の5%増）</p>	<p>4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、産業保健関係者に対する支援機能を強化する。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施</p>	<p>4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とした産業保健関係者に対する支援を行うため、産業保健推進センターにおいては次のような取組を行う。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施 産業保健関係者に対し、次のような取組を行うことにより延べ2千回以上の研修を実施するとともに、産業保健関係者からの相談を9千6百件以上確保する。また、利用者満足度調査を実施し、研修又は相談の利用者から産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保するとともに、アスベスト問題への対応等、現下の産業保健情勢等を踏まえ、ニーズに応じた研修及び相談を実施する。 さらに、研修・相談等の実施が労働者の健康状況の改善に寄与した効果等について実態調査を行い、その結果を研修・相談等の業務運営に反映させる。</p>	<p>4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とした産業保健関係者に対する支援を行うため、産業保健推進センターにおいては次のような取組を行った。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施 資料11-01-01 資料11-01-02 資料11-01-03 産業医、産業看護職等の産業保健関係者に対し、延べ3,058回の研修（受講者数85,949人）を実施するとともに、産業保健関係者から12,116件の相談に応じた。 研修及び相談の利用者満足度調査を実施したところ、研修については91.2%、相談については97.9%の利用者から、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を得た。</p> <p>i 産業医等に対する専門的研修 ・実施回数：3,058回 [年度計画の152.9%、16～18年度で中期目標（10,000回以上）の85.3%を達成] ・受講者数（産業医等）：85,949人 [17年度81,420人に対して5.6%の増] ・満足度（産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価）：91.2% [中期目標である80%以上を大幅に上回った]</p> <p>ii 産業医等に対する専門的相談 ・相談件数：12,116件 [16～18年度で中期目標（48,000件以上）の78.2%を達成] ・満足度（産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価）：97.9% [中期目標である80%以上を大幅に上回った]</p> <p>iii 能登半島地震被災者等への緊急対応 「産業保健推進センター緊急対応マニュアル」に基づいて、石川センターが能登半島地震の被災者・事業主等のPTSD・うつ病に関し相談体制を整備し、関係機関に周知した。</p> <p>iv 研修、相談等の事業効果把握のための実態調査の実施と結果の活用 「産業保健推進センター事業による効果把握のための実態調査」を実施し（調査票交付数5,110件、有効回収数1,717件）、センターが行う研修、相談、情報提供等の事業の効果を把握した。その結果、 ・産業保健スタッフの能力が向上した第1次効果85.0% ・事業場内の産業保健活動が活性化した第2次効果76.6% ・労働者の健康状況が改善した第3次効果70.9%</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
	<p>① 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、ニーズ調査やモニター調査等の結果に基づき、研修のテーマや内容に関する専門家による評価を行い、研修内容の質の向上を図る。</p> <p>また、利便性の向上の観点から、インターネット等多様な媒体を用いた研修案内、研修の申込受付を実施する。</p>	<p>① 産業医等の産業保健関係者に対する研修内容の質の維持・向上を図るため、研修内容等の改善を図る仕組み（計画－実施－評価－改善を継続的に実施する仕組み）を継続的に運用する。</p> <p>また、実践的な研修の拡大を図るとともに、労働安全衛生法の改正を踏まえた過重労働・メンタルヘルス問題に対応した研修を行うとともに、産業医等産業保健関係者に対し働く女性の母性健康管理に関する研修を実施する。さらに、利便性の一層の向上を図るため、インターネット、情報誌を用いた研修案内を更新し、研修の申込受付を継続して実施する。</p>	<p>の効果が認められ結果を公表した。</p> <p>また、本調査では、産業保健推進センター事業に係るニーズも同時に把握したので、今後の事業に反映するとともに、定期的な実態調査を継続し、長期的に事業効果の把握・分析を行うこととする。</p> <p>① 研修内容の質の向上及び利便性の向上</p> <p>次のa～eに示す「計画－実施－評価－改善」のサイクルによる研修内容等の改善を図る仕組みを継続的に実施する等により以下のように研修内容の質の向上が図られた。</p> <p>a ニーズ調査、産業保健モニター制度等によるニーズの把握  b 運営協議会の意見を踏まえた事業計画の策定  c 事業計画に基づく事業の実施  d 評価担当産業保健相談員等による事業実績の評価  e 評価結果を踏まえた事業の改善</p> <p>ア 実習・実践的研修の実施割合の拡大  [1,070回実施(研修全体の35.0%)]  各センターにおいては、把握したニーズに基づき、グループ討議を取り入れた双方向研修、産業医職場巡視のための実地研修、産業医・主治医ペアの当該メンタルヘルス不調者の職場復帰システム研修等を実施し、実践的研修回数を拡大した。</p> <p>イ 時宜を得たテーマによる研修の実施  各センターはニーズに応じて、改正労働安全衛生法の施行を受けた産業医が行う長時間労働者に対する面接指導に関する研修を237回、メンタルヘルスに関する研修を631回、またアスベストに関する研修を166回実施する等時宜を得た研修を実施した。</p> <p>ウ 働く女性の母性健康管理研修を実施（新規）  少子化が一層進行する中で、産業保健分野において、働く女性の支援を推進するため、厚生労働省の企画競争形式の委託事業である同研修事業にセンターが行う事業として応募し、産業医等産業保健スタッフの母性健康管理に関する資質の向上を図り、企業における母性健康管理体制の整備を進めるための必要な知識を付与することを目的として、働く女性の母性健康管理に関する研修を全センターで(46回)開催した。</p> <p>エ 利便性の向上  利便性の向上を図るため、各産業保健推進センターのホームページを充実し、インターネット等による研修案内及び申し込み受付を18年度に全センターに拡大した。</p> <p>また、研修についても、受講者のニーズに応じて、センター所在地以外での開催、土・日、夜間(18:00以降)開催の実施回数を拡大した。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
	<p>② 産業保健関係者からの相談については、多様な分野の専門家の確保、インターネット等多様な媒体での相談の受付等により、質及び利便性の向上を図る。</p>	<p>② 産業保健関係者からの相談の質を確保するため、産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス等の分野の専門家を確保し、専門的見地から相談に対する回答を行う。</p> <p>さらに、労働安全衛生法の改正を踏まえ、過重労働による健康障害防止に的確に対応するため、脳・心臓疾患等に関する分野の専門家の一層の拡充を図る。</p> <p>また、利便性の向上を図るため、ホームページへ掲載する頻出の相談を充実するとともに、インターネット、FAXによる相談の受付を継続して実施する。</p>	<p>② 産業保健関係者からの相談の質及び利便性の向上</p> <p>ア 脳・心臓疾患分野の専門家等の充実 各産業保健推進センターにおいて、それぞれ、産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令、カウンセリング、保健指導の全6分野の専門家1,243名を産業保健相談員として委嘱（脳・心臓疾患等に関する分野の専門家を充実（62人）し、産業保健推進センター業務の企画・運営に活用するとともに、産業保健関係者からの相談に対し、専門的見地から回答を行った（全センター）。</p> <p>イ アスベスト健康相談の継続実施 17年度から引き続きアスベストによる健康障害の問題に対応するため、各センターに健康相談窓口を開設し、産業保健関係者に加え、労働者、離職者、家族等に対し、健康等に関する相談に応じた（窓口相談件数：585件）。</p> <p>ウ 相談の利便性の向上 相談の利便性の向上を図るため、FAX・インターネットを通じた相談の受付（全センター）を実施するとともに、受け付けた相談については遅くとも1週間以内に回答した。</p> <p>さらに、頻出の相談については、労働者健康福祉機構ホームページ上の産業保健に関するQ&amp;Aを充実し、326項目の質問及び回答を掲載した（アクセス件数15,046件）。</p>

評価の視点	自己評定	S		評 定	A	
<p>○ 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p>		<p>○ 本事業においては、延べ3,058回（年度計画の152.9%、16～18年度の3年間で中期目標の85.3%を達成）の専門的研修を実施するとともに、産業保健関係者から12,116件（年度計画の126.2%、16～18年度の3年間で中期目標の78.2%を達成）の専門的相談に応じるなど、中期計画・年度計画において定められている事項について目標を大幅に上回って実施した。</p> <p>グループ討議を取り入れた双方向研修、産業医職場巡視のための実施研修、産業医・主治医ペアの当該メンタルヘルス不調者の職場復帰システム研修等実習・実践的研修の実施割合を研修全体の35%に拡大した。</p> <p>企業における母性健康管理体制の整備を進めるため、産業医等産業保健スタッフの母性健康管理に関する資質の向上を図り、必要な知識を付与することを目的として、働く女性の母性健康管理に関する研修を全センターで（46回）開催するとともに、17年度から引き続きアスベストによる健康障害の問題に対応するため、各センターに健康相談窓口を開設し、産業保健関係者に加え、労働者、離職者、家族等に対し、健康等に関する相談に応じた（窓口相談件数：585件）。</p> <p>これら時宜を得た研修の実施及び相談体制を整備したことにより、研修については91.2%、相談については97.9%と、中期目標で示された80%を大きく上回る満足度（産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価）を得た。</p> <p>また、平成19年3月25日に発生した能登半島地震における被災労働者・事業主等のPTSD対策に対して、石川センターが「産業保健推進センター緊急対応マニュアル」に基づいて緊急対応する等適切な対応を行った。</p> <p>さらに、独法評価委員会の指摘を踏まえ、研修、相談の実施による事業効果を把握</p>	<p>(理由及び特記事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種の研修目標を超過達成した。</li> <li>良好に目標の達成が行われている。</li> <li>とりわけ産業保健関係者の知的資本の蓄積は、勤労者保健の向上に不可欠であり、大いに期待する。</li> <li>計画以上と判断する。</li> <li>能登半島地震被災者のPTSD対策をして、石川センターが産業保健推進センター緊急対応マニュアルに基づいて適切な対応を行った。</li> <li>産業保健関係者から12,116件の専門的相談に応じた。これは年度計画の126.2%にあたる。</li> <li>産業保健推進センター事業による効果把握のための実態調査を実施し、健康状況改善につながったとする割合につき、70.9%という結果を得た。</li> </ul>	

するため、「産業保健推進センター事業による効果把握のための実態調査」を実施し、その結果、労働者の健康状況の改善につながったとする割合が、利用者全体の70.9%という結果を得るとともに調査結果を公表した。また、同調査で把握したニーズを事業に反映することとした。

これらのことから、自己評定を「S」とした。

(注1) □は厚生労働省独立行政法人評価委員会による17年度評価結果への対応

- 産業保健関係者に対する研修が、延べ2千回以上実施されたか。
- 産業保健関係者からの相談が、9千6百件以上確保されたか。
- 研修又は相談の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価が80%以上確保されたか。
- 研修内容等の質の向上を図る仕組みの充実が図られているか。
- 産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス等の分野の専門家が確保されているか。
- 利便性の向上を図るため、インターネット等を用いた研修案内、研修の申込受付が行われているか。
- インターネット等による相談の受付、頻出の相談のホームページへの掲載が行われているか。

【17 '評価】

今後は、アスベスト以外の他の産業保健分野に関する問題についても、今回と同様に積極的に対応することを期待する。

【17 '評価】

引き続き、研修・相談等を実施することによる事業効果の分析を長期的に行っていく必要がある。

- 各産業保健推進センターにおいて、延べ3,058回の研修(受講者数85,949名)を開催した。
- 産業保健関係者から12,116件の相談に応じた。[アスベストに係る健康窓口相談件数(585件)]
- 研修を受講した者42,400名及び相談窓口を利用した者1,997名を対象として、利用者満足度調査を実施し、研修については91.2%、相談については97.9%の利用者から、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を得た。
- 「計画-実施-評価-改善」のサイクルによる研修内容等の改善を図る仕組みを継続的に運用する等により以下のように産業医等の産業保健関係者に対する研修内容の向上が図られた。
  - ア 実習・実践的研修の実施割合の拡大[1,070回実施(研修全体の35.0%)]グループ討議を取り入れた双方向研修、産業医職場巡視のための実施研修、産業医・主治医ペアの当該メンタルヘルス不調者の職場復帰システム研修等実践的研修の割合を高めた。
  - イ 時宜を得たテーマによる研修の実施
    - 労働安全衛生法の改正を受け、産業医が行う長時間労働者に対する面接指導に関する研修の実施:237回
    - アスベストにかかる研修:166回
  - ウ 働く女性の母性健康管理に関する研修(新規)
    - 全センターで46回(うち1回は2センターで共同開催)した。
- 各産業保健推進センターにおいて、それぞれ、産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス等の分野の専門家1,243名を産業保健相談員として委嘱し、産業保健関係者からの相談に対し、専門的見地から回答を行った。(脳・心臓疾患等に関する分野の専門家62名)
- 各産業保健推進センターのホームページを活用した研修の案内(全センターで実施済)及び申し込み受付(全センターで実施済)を開始するとともに、各産業保健推進センターが発行する情報誌に研修案内(全センターで実施済)を掲載した。
- FAXによる相談の受付(全センターで実施済)、インターネットを通じた相談の受付(全センターで実施済)を実施するとともに、頻出の相談については、産業保健に関するQ&Aとして326項目の質問及び回答をホームページに掲載した。(アクセス件数15,046件)
- 石川センターが「産業保健推進センター緊急対応マニュアル」に基づいて、能登半島地震での被災労働者へPTSD問題等に適切に対応した。今後も産業保健分野における社会的問題が発生した場合、本マニュアルに沿って積極的に対応することとする。
- 研修・相談等を実施することによる事業効果を把握・分析するため、「産業保健推進センター事業による効果把握のための実態調査」を実施した。その結果、労働者の健康状況の改善につながったとする割合は、利用者全体の70.9%ということが明らかになった。今後も同調査を実施することにより長期的な事業効果を把握・分析することとする。

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助</p> <p>ホームページ等を通じて産業保健に関する情報を提供するとともに、当該情報の質の向上、利便性の向上を図ること。 また、地域の産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局、労働基準監督署と連携し、地域産業保健センターに対する支援を強化するとともに、事業主に対する広報及び啓発等を行うこと。</p>	<p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助</p> <p>① 産業保健関係者に対し、年4回発行する情報誌及びホームページ等により、産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家の意見の反映により、提供する情報の質の向上を図り、中期目標期間中、ホームページのアクセス件数を112万件以上（※）得る。 また、ビデオ・図書の計画的な整備を行い、そのリストをホームページ上で公開する。</p> <p>（※参考：平成14年度実績 192,497件×5年間の15%増）</p>	<p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助 産業保健に関する情報の質の向上及び利便性の向上を図るため次のような取組を行うとともに、地域の産業保健活動の促進を図る。</p> <p>① 産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」、ホームページ及びビデオ・図書により産業保健に関する情報を提供するとともに、提供する情報の質の向上を図るため産業保健相談員会議において検討を行う。これらによりホームページのアクセス件数については40万件以上得る。 また、ビデオ・図書リストの隣接センター間での共有化、ホームページ上での公開等、貸出サービスの向上により貸出件数の増加を図る。</p>	<p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助 産業保健に関する情報の質の向上及び利便性の向上を図るため次のような取組を行うとともに、地域の産業保健活動の促進を図った。 <b>資料12-01</b></p> <p>i ホームページの充実によるアクセス件数の増大等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業保健推進センターホームページ アクセス件数：832,429件 [対前年度比で30.4%増、中期計画の112万件以上に対し、16～18年度の3年間で中期計画を大幅に上回る196万件（175.1%）を達成]</li> <li>・ビデオ・図書 整備件数：82,687件 貸出件数：67,337件</li> <li>・「産業保健21」 発行回数：4回 発行部数：286,000部 配布先：産業保健推進センターで把握しているすべての産業医、産業看護職、衛生管理者等（いずれも企業経由）</li> <li>・産業保健情報誌（地域版として各センター毎に作成） 発行回数：160回 発行部数：610,000部 配付先：地域の産業医、産業看護職、衛生管理者等（いずれも企業経由）</li> </ul> <p>ii 石綿飛散現場でのマスクもれ率に関する調査の実施 岡山産業保健推進センターにおいて、石綿飛散が予想される家屋解体作業現場での労働者のマスクもれ率に関する調査を行った結果、一定以上のもれ率がある等重大な事実が判明した。このため、行政へ情報提供を行うとともに、報道発表を行った。（19年5月発表） なお、19年度はこの調査結果を基に、全国的に関係者に対し、防じんマスクの適正な管理と着用を中心とした実践的な教育・研修を実施する。</p> <p>① 産業保健関係者に対する情報提供の質の向上 産業保健関係者に対し、産業保健活動に資する情報を提供するため、機構本部及び各産業保健推進センターにおいては、ア、イ、ウに示す情報の質の向上を図る取組を行った結果、ホームページアクセス件数が832,429件と増大し、対前年度比30.4%の増、中期計画の112万件以上に対し、16～18年度の3年間で中期計画を大幅に上回る196万件（175.1%）を達成した。 また、ビデオ・図書の貸出希望者が、当該センターのみならず、隣接センターの保有するビデオ・図書も容易に利用できるようなホームページ等を改善したことにより、ビデオ、図書の貸出が67,000件を超えるなどの成果があった。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
	<p>② 各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会における助言を行うとともに、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上研修を実施する。また、事業主に対し、ホームページ等多様な媒体による広報及び啓発を行う。</p>	<p>② 各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会に出席し助言を行う。また、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、東京、大阪で新任研修を行うとともに、各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修を実施する。事業主に対しては、ホームページ、情報誌による広報を実施するとともに、事業主セミナーを開催し意識の啓発を行う。</p>	<p>ア 機構本部 産業医活動の成果や好事例、国における産業安全衛生の動きに加え、メンタルヘルス対策に関する記事、産業医による長時間労働者に対する面接指導を義務づけた改正労働安全衛生法に関する記事等時宜に適した記事を掲載した情報誌「産業保健21」を発行し、企業を経由して全国の産業医等に配付するとともに、産業保健情報を、普及・教育の観点から47都道府県の教育委員会、47都道府県の地域保健担当部局に配付した。 さらに、「産業保健推進センター事業による事業効果の把握のための実態調査」結果を「産業保健21」及びホームページに掲載し公表した。</p> <p>イ 各産業保健推進センター 産業構造等に応じた地域の情報、近隣県の情報（一部の記事を近隣のセンターと共同編集）を掲載するなど、内容の充実した産業保健情報誌（地域版）を発行し、企業を経由して地域の産業医等に配付するとともに、地域産業保健情報、研修の案内・受付、ビデオ・図書のリストの掲載、頻繁な更新（3,380回）など、各センターのホームページの内容を充実した。 また、利用者に対しメールマガジンを発行し、最新の産業保健情報等を提供した。（6センター）</p> <p>ウ 情報の質を高めるための検討委員会 「産業保健21」が提供する情報の質の向上を図るため、機構本部において、外部の有識者等からなる検討委員会を開催し審議を行うとともに（平成18年4月17日開催）、各産業保健推進センターにおいて、産業保健相談員会議を開催し審議を行った。（148回）</p> <p>エ ホームページのアクセス解析による多元的評価 東京センターのホームページを例としてアクセス解析を行い、その解析内容を分析・検討し、ホームページについて多元的な評価を行うとともに、ホームページの充実を図った。</p> <p>② 郡市区医師会に設置されている地域産業保健センター（全国347ヶ所）への支援及び事業主に対する啓発活動 各産業保健推進センターにおいて、次の取組を行った。</p> <p>ア 地域産業保健センターへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域産業保健センター運営協議会に出席、助言（429回）</li> <li>・ 地域産業保健センターの新任コーディネーターに対し、コーディネーターとして必要な基本的知識を付与するための研修を実施（東京5月23日開催：26人参加、大阪5月24日開催：18人参加） ※研修受講者に対するアンケート調査では、97.1%の受講者から「十分理解」又は「かなり理解」した旨の評価を得た。（3段階評価、有効回答34人）</li> <li>・ 地域産業保健センターのコーディネーターに対する能力向上研修を開催。（86回）</li> <li>・ 地域産業保健センター登録医研修の実施</li> </ul>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業保健に関する法令・制度等を分かりやすく解説したハンドブックを制作・配布した。</li> <li>イ 事業主に対する啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページ及び情報誌を用いて情報提供を行うとともに現下の産業保健問題等に関する事業主セミナーを開催（605回）し、併せて助成金事業について周知し、事業主の意識の啓発を図った。また、機構本部のホームページに産業保健に関するQ&amp;Aを掲載した。（326項目）</li> </ul> </li> </ul>	
評価の視点	自己評定	A	評 定	A
	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 産業保健関係者に対し、産業保健活動に資する情報を提供するため、機構本部及び各産業保健推進センターにおいては、次のような情報の質の向上を図る取組を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ホームページ内容の充実及びアクセス件数の大幅な増加 改正労働安全衛生法の動向の掲載、頻出の相談内容に対するQ&amp;Aの充実・拡大、全国の産業保健推進センターとのリンクなどによる内容の充実を図るとともに、各産業保健推進センターは、地域産業保健情報、研修の案内・受付、ビデオ・図書のリストの掲載、頻繁な更新（3,380回）などにより各センターのホームページの内容を充実した。 その結果、ホームページアクセス件数が832,429件と増大し、対前年度比30.4%の増、中期計画の112万件以上に対し、16～18年度の3年間で中期計画を大幅に上回る196万件（175.1%）を達成した。</li> <li>2 マスクもれ率に関する調査の実施 岡山産業保健推進センターによる石綿飛散が予想される家屋解体作業現場でのマスクもれ率に関する調査を実施した。さらに、調査結果を行政へ情報提供し、公表（19年5月）するとともに、調査結果を基に、関係者に対する教育・研修を実施することとした。</li> <li>3 「産業保健21」等情報誌の普及活動の強化 産業医活動の成果や好事例、国の労働衛生施策の動向、産業医による長時間労働者に対する面接指導に関する記事等時宜に適した記事を掲載した「産業保健21」を発行し、企業を経由して全国の産業医等に配布するとともに、産業保健情報の普及・教育の観点から47都道府県の教育委員会、地域保健担当部局、公立図書館等に配布した。</li> <li>4 「産業保健推進センター事業による効果把握のための実態調査」結果の公表 「産業保健推進センター事業による効果把握のための実態調査」結果を「産業保健21」及びホームページに掲載・公表した。</li> <li>5 ホームページのアクセス解析 東京センターのホームページをアクセス解析し、解析内容を分析・検討した上で、ホームページの充実を図り、その結果を多角的に評価した。今後は他センターに水平展開する。</li> </ol> <p>以上1～5により自己評定を「A」とした。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アスベスト、メンタルヘルスを始め、勤労者の個別の情報ニーズに対応する努力を期待する。</li> <li>・ 現状ではホームページも含めて「待ち」の情報提供の印象があり、また、企業だけでなく「勤労者」への積極的な情報提供を期待する。</li> <li>・ ほぼ計画通りと判断する。</li> <li>・ ホームページについて、頻出相談内容に対するQ&amp;Aの充実、拡大、改正労安法の動向の掲載などを行った。その結果アクセス件数が対前年度比30.4%増となった。</li> <li>・ 家屋解体作業現場でのマスクもれ率に関する調査を実施し、その結果を行政へ情報提供し、公表し、また関係者の教育、研修に生かした。</li> </ul>	



・ 産業保健関係者に対し、情報誌及びホームページ等により産業保健に関する情報の提供が行われているか。

・ 産業保健相談員会議において、情報の質の向上に関する検討が行われたか。

・ ホームページのアクセス件数が40万件以上得られたか。

・ ビデオ・図書が計画的に整備され、そのリストがホームページ上で公開されているか。

・ 地域産業保健センター運営協議会に出席し助言を行っているか。

・ 地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修が行われたか。また、各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修が行われたか。

・ 事業主に対し、ホームページ等による広報、事業主セミナーが行われているか。

#### 【17年度2次評価】

産業保健推進センター（47か所）については、管理業務等のブロック内の集中化が検討されていることを踏まえ、業務の効率的かつ効果的な実施の観点から、組織の集約化等についての検討に資する評価を行うべき。

（注1）□は厚生労働省独立行政法人評価委員会による17年度評価結果への対応

（注2）■は総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による17年度二次評価への対応

・ 機構本部及び産業保健推進センターにおいて、情報誌、ホームページによる情報提供を行うとともに、各産業保健推進センターにおいてビデオ・図書の貸出を行った。その他、報道機関への公表、雑誌への投稿、メールマガジンの発行、調査研究発表会の開催を通じて産業保健情報の提供を行った。

また、「産業保健推進センター事業による効果把握のための実態調査結果」をホームページ上に掲載・公表した。

・ 提供する情報の質の向上を図るため、機構本部において外部の有識者等からなる委員会を設置し審議を行うとともに（年1回開催）各産業保健推進センターにおいて、産業保健相談員会議を開催し審議を行った。（123回）

□ 「ホームページの充実については、従来から指摘されているとおりアクセス件数だけでは不十分ではないか。少なくとも件数×評価のように多角的に行う必要があるのではないか。」との指摘に対しては、ホームページについては、一層の充実を図るため、センターのホームページについてアクセス解析を行い、当該解析内容を分析・検討することにより、ホームページについて多角的な評価を行うとともに改善の方向性を把握し、今後の改善・更新に反映させることとした。

また、各産業保健推進センターにおいては、産業保健モニターの意見や評価担当相談員を活用した情報提供等について勤労者の健康の保持の改善に対する客観的評価を行った。

・ 産業保健情報誌を普及・教育の観点から全国47都道府県の学校保健、地域保健関係部署に情報誌「産業保健21」を配布した。

・ 地域産業保健情報、研修の案内・受付・ビデオのリストの掲載など、ホームページの内容を充実し、832,429件（対前年度比で30.4%の増、16～18年度の3年間で中期計画の175.1%を達成）のアクセス件数を得た。

・ 産業保健関係者のニーズ等を踏まえ、産業保健相談員会議で今年度購入すべきビデオ・図書の検討を行い整備を行った。（保有数：ビデオ28,918本、図書53,769冊・貸出件数：67,337件）

・ 地域産業保健センターの活動を支援するため、各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会に出席し（429回）助言等を行った。

・ 地域産業保健センターの新任コーディネーターに対し、コーディネーターとして必要な基本的知識を付与するため、東京及び大阪の2カ所で研修を実施した。アンケートの結果、全ての参加者から「十分理解した」「かなり理解した」旨の評価を得た。

また、各産業保健推進センターにおいて、コーディネーターを対象として能力向上のための研修を実施した。（86回）

・ 事業主に対し、産業保健に関する意識の啓発を行うため、ホームページ等を通じた広報を行うとともに、事業主セミナーの開催（605回）、地域の安全衛生大会等への協力等を通じて、産業保健活動の理解の促進を図った。

■ 各センター間の業務の連携・集中化として、当該センターのみならず近隣センターのビデオ・図書の共同利用を促進するためホームページの改善等を行った結果、ビデオ・図書の貸し出しが増加した。

また、今年度は、首都圏の3センターが共同して中小企業の健康職場づくり支援モデル事業を試行することとしており、その事業効果を分析した上で全国へ展開することとしている。

今後はさらに業務の連携・集中化を進め、業務の効率化を進めていく。他方、事業効果把握のための実態調査を実施した結果、県内他地域での研修会の開催、地域の他企業の産業保健スタッフとの情報交換など、地域に密着したサービスの要望が

大きかった。

各センター間の業務の集約化においては、引き続き間接部門である管理業務の集約化を検討してまいりたい。

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務</p> <p>(1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保 業績評価を実施し、効果的・効率的な支給業務の実施を図ること。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 労働基準監督署、地域産業保健センター等と連携し、助成金の一層の周知を図ること。</p> <p>(3) 手続の迅速化 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、申請書の受付締切日から支給日までの期間を原則として、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、45日以内（※1）、自発的健康診断受診支援助成金については、25日以内（※2）とすること。 （※参考1：平成14年度実績 61日） （※参考2：平成14年度実績 25日）</p>	<p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務</p> <p>(1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保 業績評価を実施するとともに、その評価を踏まえた業務の見直しを行い、より効果的・効率的な支給業務を行う。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 ホームページなど多様な媒体を用いた広報、労働基準監督署、地域産業保健センター等と連携した周知活動を実施する。</p> <p>(3) 手続の迅速化 支給業務のマニュアル化等事務処理方法の見直しを図るとともに、助成金業務に関する会議を毎年開催し、その内容を徹底する。また、不正受給防止を図るため、必要に応じて情報収集、実態調査を実施する。</p>	<p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務 助成金の効果的・効率的な支給等を図るため、次のような取組を行う。</p> <p>(1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保 助成金の効果的・効率的支給を行うために策定した支給業務に関する業績評価実施細則に基づき、業務についての業績評価を行い、その結果を業務運営に反映させるとともに、評価結果については、ホームページ等で公表する。 また、助成金については、助成の効果等についての定量的な測定やアンケート調査を実施し、その結果等の分析を行う。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 ホームページに助成金に関するQ&amp;Aを引き続き掲載するとともに、産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」に助成金に関する記事を掲載する。 また、労働衛生関係団体及び業界団体等に対し、ポスター、パンフレット等を配布して周知活動を行い、その機関誌等に助成金に関する記事の掲載を依頼するとともに、事業主セミナー等を活用して積極的に利用勧奨を行う。 さらに、労働基準監督署、地域産業保健センターに対して助成金の周知について協力の依頼を行うとともに、周知活動の効果を把握するため、ホームページのアクセス件数や情報誌の読者アンケートを実施する。</p> <p>(3) 手続の迅速化 事務処理用コンピュータ新システム及び支給業務マニュアルにより、申請書の受付締切日から支給日までの事務処理の短縮を図るとともに、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の継続事業場（2年目・3年目）における事務処理等の負担軽減を図るため、支給申請様式のプレプリント化を実施する。 また、不正受給防止を図るため、会議等で支給業務マニュアルに基づく書類審査の徹底</p>	<p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務 [資料13-01] [資料13-02] 助成金の効果的・効率的な支給等を図るため、次のような取組を行った。</p> <p>(1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保 ①業績評価に基づき業務運営に反映させた事項 業績評価実施細則に基づき、業務についての業績評価を行い、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金申請書のプレプリント化の実施、支給業務日数の短縮を図った。 ②ホームページ等での公表 業績評価の結果については、ホームページ等で公表した。 ③アンケート調査の分析結果 ア 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金 助成金支給期間が終了した事業場に対してアンケートを行った結果、満足度は67.3%の高い評価を受け、「従業員の健康に対する意識が変わった」、「従業員の健康診断受診率が向上」など、具体的効果が認められた。さらに事業が終了する事業場に対し、引き続き産業医等による産業保健活動を継続できるよう、地域センターと連携をとり、フォローアップをした結果、引き続き産業保健活動を継続する事業場の割合は75.1%であった。 イ 自発的健康診断受診支援助成金 この制度をまた利用したい深夜業従事者が91.3%と高い評価を受け、この制度を利用して「健康上の不安解消に役だった」が77.7%と具体的効果が認められた。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 ①日本商工会議所及び全国中小企業団体中央会が行う研修（全国58カ所）時に両団体の本部を通じパンフレット等を配布するとともに、各産保センターが講師派遣を行った際に両団体の会員事業主に助成金制度の周知を行った。 ②公的機関と連携した結果、周知活動の効果を把握するための本部ホームページの助成金制度アクセス件数は23,065件と前年度を6,900件上回った。 ③関係団体の発行する機関誌等5誌（産業医学ジャーナル、働く人の安全と健康、季刊労働衛生管理、月刊ろうさい、労働安全衛生広報）に助成金に関する記事を掲載し、事業主セミナー等を活用して積極的に利用勧奨を行った。 ④情報誌「産業保健21」に助成金に関する記事を掲載した。 ⑤情報誌の読者アンケートで7割以上の読者から、助成金の利用案内を理解するとともに助成金活用事例について参考になったとの回答を得た。</p> <p>(3) 手続の迅速化 ①小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の申請書の受付締切日から支給日までの事務処理の短縮を図り、前年度49日に対し47日と2日間短縮した。 ②小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の支給申請様式のプレプリント化を実施し、事務処理等の負担軽減を図った。</p> <p>(4) 不正受給の防止 ①不正受給防止を図るため、会議等で支給業務マニュアルに基づく書類審査の徹底を指示した。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
		<p>を指示するとともに、必要に応じて情報収集等のため、実態調査を実施する。          なお、不正受給が発生した場合は、速やかに公表する。</p>	<p>②情報収集等のため、実態調査を実施した。(17事業場の実態調査を行った結果、不正受給は無かった。)</p> <p>(5) 助成金事業の効果の把握</p> <p>① 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金のアンケート結果</p> <p>ア 調査期間 平成19年3月</p> <p>イ 対象者 平成18年度助成金終了事業場(3カ年間) 614事業場</p> <p>ウ 回収率 75.1%</p> <p>エ 調査項目</p> <p>i 満足度 満足度 67.3% (大いに満足24.4%、満足42.9%)</p> <p>ii 本事業の具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3ヶ年の産業保健活動の効果に対する評価(複数回答) 従業員に対する意識が変わった(52.3%) 従業員の健康診断受診率が向上(27.5%) 従業員への衛生・健康教育が充実した(34.1%) の評価があった。</li> <li>・産業保健活動の継続 事業終了後に産業保健活動を継続する事業場の割合は、75.1%であった。</li> <li>・本事業に対する意見・要望 助成期間の延長、助成金額の見直し、提出書類の簡素化等の意見・要望があった。</li> </ul> <p>オ 分析結果 利用事業場における労使の意識や健康診断受診率の向上が図られるなど、本助成金事業の効果が認められた。</p> <p>② 自発的健康診断受診支援助成金のアンケート結果</p> <p>ア 調査期間 平成18年4月～19年3月</p> <p>イ 対象者 深夜業従事者(2,385人)</p> <p>ウ 回収率 49.3%</p> <p>エ 調査項目</p> <p>i 満足度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この制度をまた利用したいと思う(91.3%)</li> </ul> <p>ii 本事業の具体的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの健康確保または健康上の不安解消に役立った(77.7%)</li> <li>・本事業に対する意見・要望 助成金額を増やしてほしい、健康診断項目を増やしてほしい等の意見・要望があった。</li> </ul> <p>オ 分析結果 健康確保または健康上の不安解消に役立っており、今後も利用したいと思う深夜業従事者が多く、高い評価を得た。</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>○ 助成金の支給業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>・ 支給業務に関する評価方法等の検討、策定、これに基づく業績評価を行い、その結果が業務運営の改善に反映されるとともに、ホームページ等で公表されているか。</p> <p>・ 助成金に関するQ &amp; Aのホームページへの掲載、「産業保健21」及び労働衛生関係団体等への助成金に関する記事の掲載、労働衛生関係団体等へポスター等の配付、労働基準監督署等に対する助成金の周知についての依頼等、助成金に関する周知活動が着実に進められたか。</p> <p>・ 支給業務マニュアルの作成、事務処理用コンピュータシステムの見直しが行われ、事務処理の短縮が図られたか。</p> <p>・ 助成金業務等に関する会議が開催され、助成金業務の不正受給防止等の指示が行われ、支給業務マニュアルの徹底が図られ、必要に応じて情報収集等が実施されたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金はアンケート調査結果を検討して、支給業務の短縮、適正かつ効率的な運営を図った。小規模事業場産業保健活動支援促進助成金申請書のプレプリント化の実施により、事務処理の効率化、事業場の利便性の向上が図られた。助成金の効果的・効率的支給を行うために策定した支給業務に関する業績評価実施細則に基づき、業務について業績評価を行い、その結果を公表するとともに、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の支給業務日数を49日から47日と2日間短縮した。また、自発的健康診断受診支援助成金の支給業務日数は中期目標の25日以内を達成した。本部ホームページの助成金制度のアクセス件数は前年度の16,165件が6,900件増の23,065件となった。不正受給の防止に関しては、申請時等に厳正な審査を行うことのほか、対象事業場の実態調査を実施した。(調査の結果、不正受給は無し)助成金の効果把握のアンケートの結果、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業は利用事業場における労使の意識や健康診断受診率の向上が図られるなど、本助成金の効果が認められ、自発的健康診断受診支援助成金の効果も健康上の不安解消に役立っており、高い評価を受けた。</p> <p>以上のことから自己評定を「A」とした。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ おおむね目標を達成している。但し、助成金事業の必要性については十分な精査をされたい。</p> <p>・ ほぼ計画通りと判断する。</p> <p>・ 支給までの期間の短縮が図られた。</p> <p>・ 助成金制度のホームページのアクセス件数が前年度から6,900件増の23,065件となった。</p> <p>・ 自己評定通りである。</p>	
<p>・ 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務に関する業績評価実施細則に基づき、業績評価委員会産業保健部会において、助成金の支給業務に関する改善措置に対する評価を受けている。</p> <p>・ 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、支給申請様式のプレプリント化を平成18年度に実施した。</p> <p>・ 業績評価委員会産業保健部会の評価結果はホームページ等で公表した。</p> <p>・ 助成金に関するQ &amp; Aのホームページの掲載、情報誌「産業保健21」及び関係団体の発行する機関誌等5誌(産業医学ジャーナル、働く安全と健康、季刊労働衛生管理、月刊ろうさい、労働安全衛生広報)に助成金に関する記事を掲載し、事業主セミナー等を活用して積極的に利用勧奨を行った。また、日本商工会議所及び全国中小企業団体中央会が行う研修(全国58ヶ所)時に両団体の本部を通じてパンフレット等を配布するとともに、各産保センターが講師派遣を行った際に両団体の会員事業主に助成金制度の周知を行った。</p> <p>・ 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の支給申請様式のプレプリント化を実施したことで、記載ミス減少により事務処理が短縮された。</p> <p>・ 不正受給防止を図るため、会議等で支給業務マニュアルに基づく書類審査の徹底を指示するとともに、実態調査を行った。(17事業場の実態調査を行った結果、不正受給はなかった。)</p>				

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>6 未払賃金の立替払業務</p> <p>(1) 立替払の迅速化            審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均で30日以内（※）とすること。</p> <p>（※参考：平成14年度実績 43.7日）</p> <p>(2) 立替払金の求償            代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。</p>	<p>6 未払賃金の立替払業務</p> <p>(1) 立替払の迅速化            審査業務のマニュアル化の徹底等事務処理方法の見直し、支払回数拡大を行うとともに、立替払制度及びその請求手続に関して、Q&amp;A方式により分かりやすく説明するなどホームページ等を活用した情報提供を充実する。</p> <p>(2) 立替払金の求償            立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促等を適時適切に行うことにより、弁済可能なものについて最大限確実な回収を図る。</p>	<p>6 未払賃金の立替払業務</p> <p>(1) 立替払の迅速化            平成17年度に引き続き、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を中期目標期間中に、平均で30日以内を堅持するため、次の措置を講ずる。</p> <p>① 審査マニュアル及び疑義事例集を作成し、新任職員研修に活用する。</p> <p>② 原則週1回の立替払いを継続する。</p> <p>③ 請求書の記載方法や立替払制度等を解説した破産管財人等向けのパンフレットの配付先をさらに増やすとともに、制度や手続きを紹介するホームページの内容を更新し、情報提供の充実を図る。</p> <p>(2) 立替払金の求償            賃金債権の回収を図るため、立替払の求償について次のような取組を行う。</p> <p>① 事業主等への求償等周知            事業主等に対し立替払制度の趣旨や当機構の求償権行使に関するホームページ、パンフレット等により、さらなる周知徹底を図る。</p> <p>② 清算型における確実な債権保全            破産事案等弁済が配当等によるものについては、裁判手続への迅速かつ確実な参加及びインターネットによる清算・配当情報を収集する。</p>	<p>6 未払賃金の立替払業務 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料14-01</span></p> <p>(1) 立替払の迅速化            審査の適正化・効率化を進め、平成17年度に引き続き、不備事案を除いて、請求書の受付日から支払日までの期間「平均30日以内」を堅持するため、次の措置を講じた。            これらの取組により、平成18年度の支払期間は、平成17年度より1.0日短縮されて28.6日となり、2年連続して中期目標で示された平均30日以内を達成した。</p> <p>① 審査マニュアル及び疑義事例集を作成し、新任職員研修及び疑義事案検討会（計6回開催）で活用した。</p> <p>② 原則週1回の立替払を堅持し、年間50回の支払を実施した。</p> <p>③ パンフレットについては、従前の配布先（各労働基監督署、各地方裁判所、日本弁護士会連合会）に加え、新たに全国社会保険労務士会連合会及び各都道府県社会保険労務士会に配布することとした。            また、ホームページについては、立替払請求書のダウンロード機能の追加等4回の更新を行った。            ホームページアクセス件数            平成18年度23,690件（対前年度比34.2%増）            （平成17年度17,650件）            （平成16年度12,604件）</p> <p>④ 大型倒産事案について、破産管財人等に対して、証明書等作成前の事前指導を実施した。</p> <p>(2) 立替払金の求償</p> <p>① 事業主等への求償等周知            事業主等に対し、立替払制度の趣旨や当機構の求償権行使について、ホームページ、パンフレット等により一層の周知徹底を図った。            （パンフレットの配布先の増、ホームページの更新…(1)の③）</p> <p>② 清算型における確実な債権保全            破産事案では、管財人に対する賃金債権代位取得の事前通知を徹底し、債権届出を要する案件の全件（2,153件）について届出を行って、裁判手続に迅速に参加した。            なお、平成18年度に配当のあった事業所数は1,051件であり、18年度末に破産手続参加中の事業所数は2,237件となっている。            また、インターネットによる官報検索を行い、清算・配当情報を収集して、確実な債権管理を行った。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
		③ 再建型における弁済の履行督促 再建型である民事再生事案等については、再生債務者等に対して債務承認書又は弁済計画書の提出督促及び弁済督促を行う。	③ 再建型における弁済の履行督促 再建型の事案で債務承認書又は弁済計画書が未提出となっている71事業所の全件について、計414回の提出督促を行った。その結果、56事業所から提出がなされた。 また、再建型の事案で弁済不履行となっている81事業所の全件について、計381回の弁済督促を行った。その結果、64事業所から弁済がなされた。

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>○ 未払賃金の立替払業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>・ 中期目標期間中に平均30日以内とする目標が達成可能な程度に推移しているか。</p> <p>・ 審査業務マニュアル化の徹底等事務処理方法の改善が行われたか。</p> <p>・ 原則週1回の支払は実施されているか。</p> <p>・ 破産管財人等向けの分かりやすいパンフレット及び制度や手続きを紹介するホームページが作成され、情報提供の充実が図られたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 未払賃金立替払の迅速化については、審査マニュアル及び疑義事例集を活用した新任職員研修や疑義事案検討会の開催(6回)による審査業務標準化の徹底、原則週1回払・年間50回払の堅持、パンフレット配布先の拡大やホームページの更新による情報提供の充実、大型事案における破産管財人等に対する事前指導の実施に取り組んだ。これらの取組の結果、請求書の受付日から支払日までの期間は、前年度より1.0日短縮されて28.6日となり、2年連続して中期目標で示された平均30日以内を達成した。</p> <p>立替払金の求償については、パンフレットやホームページにより事業主等へ一層の周知徹底を図るとともに、破産事案では債権届出を要する案件2,153件の全件について届出を行い、裁判手続に迅速に参加した。また、再建型である民事再生事案等については、債務承認書又は弁済計画書が未提出となっている71事業所の全件について414回の提出督促を行った結果、56事業所から提出がなされ、弁済不履行となっている81事業所の全件について計381回の弁済督促を行った結果、64事業所から弁済がなされた。</p> <p>以上のことから、自己評定を「A」とした。</p> <p>(注1) □は厚生労働省独立行政法人評価委員会による17年度評価結果への対応</p> <p>・ 審査業務標準化の徹底、週1回払の堅持等の取組により、平成18年度の支払期間は前年度より1.0日短縮されて28.6日となり、2年連続して中期目標で示された平均30日以内を達成した。</p> <p>・ 審査マニュアル及び疑義事例集を作成し、新任職員研修及び疑義事案検討会(計6回開催)で活用する等審査業務の標準化の徹底を図った。 また、大型倒産事案については、破産管財人等に対して、証明書等作成前の事前指導を実施した。</p> <p>・ 原則週1回払を堅持し、平成17年度と同様、年間50回の支払を行った。</p> <p>・ 破産管財人等向けのパンフレットについては、従前の配布先(各労働基準監督署、各地方裁判所、日本弁護士連合会)に加え、新たに全国社会保険労務士会連合会及び各都道府県社会保険労務士会に配布することとした。また、ホームページについては、立替払請求書のダウンロード機能の追加等4回の更新を行った。なお、ホームページのアク</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ ほぼ目標を達成していると評価する。。</p> <p>・ 疑義事例等や審査マニュアルを活用し新任職員研修や疑義事案検討会を開催し、審査業務標準化を徹底した。</p> <p>・ 請求書の受付から支払いまでの期間が前年度より1.0日短縮された。</p> <p>・ 立替払金の求償につき、破産事案では債権届出を要する全案件について届出を行った。また、民事再生事案等については、債務承認書又は弁済計画書が未提出だった71事業所中56事業所から提出がなされ、弁済不履行だった81事業所中64事業所から弁済がなされ、これらの結果に大きく貢献した。</p> <p>・ タイムリー、スピーディーに進めて欲しい。</p>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業主に対する求償等について、ホームページ、パンフレット等により周知が図られたか。</li> <li>・ 裁判手続への参加は適宜適切に行われているか。</li> <li>・ 再生債務者等に対し、債務承認書又は弁済計画書の提出督促は実施されているか。</li> <li>・ 弁済計画による弁済が不履行の場合、履行督促はされているか。</li> </ul> <p>【17 ‘評価】</p> <p>今後とも、業務の質の維持・向上を図りつつ、業務のより一層の効率化に向けて努力することを期待する。</p>	<p>セス件数は、18年度23,690件と、前年度(17,650件)に比べて34.2%増となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パンフレットの改定やホームページの更新に当たって、立替払制度の趣旨や機構の求償権の行使に関しても内容の充実を行い、事業主等に対する一層の周知徹底を図った。</li> <li>・ 平成18年度の破産事案のうち債権届出を要する案件の全件(2,153件)について届出を行い、裁判手続に迅速に参加した。 また、インターネットの官報検索システムにより、清算・配当情報の収集に努めた。</li> <li>・ 再建型の事案で債務承認書又は弁済計画書が未提出となっている71事業所の全件について、計414回の提出督促を行った結果、56事業所から提出がなされた。</li> <li>・ 再建型の事案で、弁済計画に基づく弁済が指定の期日に行われていない81事業所の全件について、計381回の弁済督促を行った結果、64事業所から弁済がなされた。</li> </ul> <p>□ 未払賃金の立替払については、新任職員への研修の実施、疑義事案検討会の開催等による審査業務の標準化の徹底や、原則週1回払の堅持に努めるとともに、制度周知のためのパンフレット等の内容の充実、配布先の拡大等の取組を進め、支払日数の一層の短縮に努めていく。また、立替払金の求償については、事業主等に対しパンフレットやホームページを通じて機構の求償権行使について周知を図るとともに、清算型における確実な債権保全や再建型における弁済督促に努めていく。</p>	
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--



中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>7 リハビリテーション施設の運営業務                      リハビリテーション施設については、入所者の自立更生の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者個々の状況に応じた適切な生活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより自立能力の確立を図りつつ、カウンセリング、就職指導等を行うことにより、中期目標期間中に、社会復帰率を25%以上（※）とすること。</p> <p>（※参考：平成10～14年度実績 21.0%）</p>	<p>7 リハビリテーション施設の運営業務                      （1）各人の適性に応じた社会復帰プログラムの作成や就職指導等により自立能力を早期に確立する。</p> <p>（2）国の都道府県労働局等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する。</p>	<p>7 リハビリテーション施設の運営業務                      （1）入所者の自立能力の早期確立を図るため、入所者毎の社会復帰プログラムに則り、定期的（3ヶ月に1回程度）にカウンセリングを実施するなどの支援を行い、社会復帰率を前年度実績に比し1ポイント以上高める。</p> <p>（2）都道府県労働局や障害者職業センター等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援するとともに、社会福祉関係機関と連携し自宅等への社会復帰を支援する。</p> <p>（3）作業所の効率的活用の観点から早期の再編を目指し、必要な準備を進める。</p>	<p>7 リハビリテーション施設の運営業務 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料15-01</span>                      （1）入所者の自立能力の早期確立を図るため、入所者ごとに社会復帰プログラムを作成し、定期的（3箇月に1回）にカウンセリングを実施する等の支援を行い、社会復帰意欲を喚起した。その結果、社会復帰率は、平成17年度実績より2.3ポイント高い26.0%となった。</p> <p>（2）都道府県労働局（ハローワーク）と連携し、入所者に対する就職情報の提供（188件）、障害者合同就職面接会への参加奨励（7名参加）等を行ったほか、地域障害者職業センターから作業指導・助言を受ける（47件）等、早期就職への支援に努めた。また、社会福祉関係機関と連携し、自宅等への社会復帰を支援（16名）した。</p> <p>（3）平成18年6月に北海道、広島両作業所の平成19年度中の廃止を決定し、円滑な廃止に向けた取組を進めている。また、存続する作業所については、作業内容の見直し、社会復帰の促進等の運営改善を強力に進めている。</p>

評価の視点	自己評定	A		評 定	A	
<p>○ リハビリテーション施設の運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>・ 社会復帰プログラムを作成し、定期的（3ヶ月に1回程度）にカウンセリングを実施しているか。</p> <p>・ 社会復帰率は、24.7%以上達成することができたか。</p>	<p>（理由及び特記事項）</p> <p>○ 入所者ごとの社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施、入所者に対する就職情報の提供等の支援を行うことにより、平成18年度の実績率は平成17年度実績より2.3ポイント高い26.0%となり、中期目標に示された25%以上を上回った。</p> <p>また、作業所の抜本の見直しが必要であるとの外部評価機関からの指摘を受け、「労災リハビリテーション作業所のあり方に関する有識者懇談会」を設置して検討をいただき、その提言を踏まえて、平成18年6月に、北海道、広島両作業所の平成19年度中の廃止を決定し、在所者のニーズ、希望に沿った退所先の確保等円滑な廃止に向けた取組を進めている。</p> <p>また、存続する作業所については、在所者の社会復帰に資する作業内容の見直し、近隣の雇用・福祉関係機関や施設との連携強化による社会復帰の促進等の運営改善を強力に進めている。</p> <p>以上のことから自己評定を「A」とした。</p> <p>（注）□は厚生労働省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による平成17年度評価結果への対応</p> <p>・ 入所者ごとに障害特性や希望に応じた社会復帰プログラムを作成し、定期的（3箇月に1回）にカウンセリングを実施した。</p> <p>・ 入所者に対する社会復帰支援等に努めた結果、平成18年度の実績率は平成17</p>			<p>（理由及び特記事項）</p> <p>・ おおむね計画どおり進んでいる。ただし、他の公的リハビリテーションとの棲み分け、連携のあり方については精査されたい。</p> <p>・ ほぼ計画通りと判断する。</p> <p>・ 個別の入所者に着目した社会復帰プログラム作成等、きめの細かいサービスを実施した。</p> <p>・ 定期的なカウンセリングの実施により入所者が意欲的に社会復帰に取り組むことをサポートした。</p>		

<p>・ 就職情報の提供など入所者の就職に対する支援は適切に行われているか。</p> <p>【17 ‘評価】      今後も、障害者自立支援法の動向も踏まえつつ、対象者の職業・社会的リハビリテーションに取り組むことを期待する。</p> <p>【17 ‘2次評価】      せき髄損傷者などの自立更生を援助するため設置されている労災リハビリテーション作業所（8か所）については、業務の効率的かつ効果的な実施の観点から、引き続き、在所者の長期滞留化が進んでいる現状や入所率の低下等の運営実績も踏まえた段階的再編等を含むそのあり方の検討に資する評価を行うべき。</p>	<p>年度実績より2.3ポイント高い26.0%となり、中期目標に示された25%以上を上回った。</p> <p>・ ハローワーク、地域障害者職業センター等関係機関と積極的に連携し、求人情報の提供（188件）、障害者合同就職面接会への参加（7名）、地域障害者職業センターの専門カウンセラーによる作業指導・助言を受ける（47件）等の支援を行った。</p> <p>□ 労災リハビリテーション作業所のあり方については、機構に設置した「労災リハビリテーション作業所のあり方に関する有識者懇談会」において検討を進め、その報告書を踏まえ2作業所（北海道及び広島）の平成19年度中の廃止を決定したところである。今後は、廃止作業所における在所者の円滑な退所先の確保等を図るとともに、存続する6作業所については、作業内容の改善、社会復帰の促進等、作業所の運営改善を強力に推し進めていくこととしており、その運営改善状況等を見極めながら、引き続き作業所のあり方について検討を進めていくこととしている。</p>	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>8 納骨堂の運営業務 産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を80%以上得ること。</p>	<p>8 納骨堂の運営業務 毎年、産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談窓口の設置及び植栽による環境美化を行う。 また、産業殉職者合祀慰霊式の開催時に満足度調査を実施し、その結果を業務内容の改善に反映する。</p>	<p>8 納骨堂の運営業務 産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談及び植栽による環境美化を行う。 また、産業殉職者合祀慰霊式当日の参列者のほか、日常時における参拝者に対する満足度調査について年間を通して実施し、遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を80%以上得るとともに、調査の結果を検討し、業務の改善に反映する。</p>	<p>8 納骨堂の運営業務 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料16-01</span> (1) 平成18年10月17日に産業殉職者合祀慰霊式を開催した。また、納骨等に関する相談に応じるとともに、植栽等による環境美化に努めた。 (2) 産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に対して満足度調査を実施し、慰霊式の参列者の93.3%、日々の参拝者の91.4%、平均で92.9%の遺族等から、慰霊の場にふさわしいとの高い評価を得た。 (3) 平成16年度の満足度調査の結果に基づき平成17年度に改善を行った事項に関しては、開催時期については昨年を5.0ポイント上回る88.3%から、開催時間については昨年を6.4ポイント上回る86.6%の遺族から満足であるとの評価を得ており、引き続き満足度は大幅に向上している。</p>
<p>評価の視点</p>	<p>自己評定</p>	<p>A</p>	<p>評 定</p> <p>B</p>
<p>○ 納骨堂の運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>・ 相談窓口の対応及び植栽による環境美化を含む「満足度調査」の結果、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価が80%以上得られたか。</p> <p>・ 満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 平成18年10月17日に産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、納骨等に関する相談に応じるとともに、植栽等による環境美化に努めた。 この結果、産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に対して実施した満足度調査では、慰霊式の参列者の93.3%、日々の参拝者の91.4%、平均で92.9%の遺族等から、慰霊の場にふさわしいとの高い評価を得ており、中期目標に示された80%以上を大幅に上回る結果となった。また、不満足との評価は僅少であった。 なお、満足度調査の結果に基づき改善を行った合祀慰霊式の開催時期及び開催時間に関しては、満足度が大幅に向上した。</p> <p>以上のことから自己評定を「A」とした。</p> <p>・ 産業殉職者合祀慰霊式の開催、納骨等に関する丁寧な相談、植栽等による環境美化を行い、この結果、産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に対して実施した満足度調査では、慰霊式の参列者の93.3%、日々の参拝者の91.4%、平均で92.9%の遺族等から慰霊の場にふさわしいとの高い評価を得ており、中期目標に示された80%以上を大幅に上回る結果となった。また、不満足との評価は僅少であった。 なお、日々の参拝者に対する満足度調査は、「アンケート調査の対象者は、合祀慰霊式の参列者だけでなく、母集団を正確に反映したものとする必要がある」旨の平成16年度評価委員会における指摘を踏まえ、平成17年12月から実施しているものである。</p> <p>・ 満足度調査の結果を踏まえて平成17年度に改善を行った合祀慰霊式の開催時期及び開催時間については、開催時期については昨年を5.0ポイント上回る88.3%から、開催時間については昨年を6.4ポイント上回る86.6%の遺族から満足であるとの評価を得ている。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ 計画を順調に達成している。 ・ ほぼ計画通りと判断する。 ・ 納骨堂の納骨等に関する相談に応じるとともに、環境美化に努めた。 ・ 参拝者等の満足度調査で高い評価を得た。</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項及び次の事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該計画に基づいた運営を行うこと。</p> <p>(1) 独立行政法人移行後の労災病院においては、勤労者医療の中核的役割を的確に果たしていくため、中期目標期間中において、計画的に経営改善を図り、経営基盤を確立し、収支相償（損益均衡）を目指すこと。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標中「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>(1) 労災病院については、中期目標期間中において、新入院患者の増を図ること等により診療収入を確保しつつ、人件費の適正化、物品調達コストの縮減、効率的な設備投資等による経費の縮減を図ることにより、計画的に経営を改善し、収支相償（損益均衡）を目指す。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標中「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>(1) 労災病院については、新入院患者の確保、平均在院日数の短縮、新たな施設基準の取得等による収入の確保、診療報酬の動向等に対応した人件費の縮減、労災病院間の共同購入等による物品調達コストの縮減、高度・専門的医療水準を維持しつつ稼働率の高い機器を優先整備すること等により損益を改善する。 なお、こうした経営改善の努力にもかかわらず、平成18年度に予定されている診療報酬改定を含む医療制度改革等の影響が相当程度残る場合にあっても、近い将来、収支相償（損益均衡）が確実に展望できるような経営基盤を実現するよう、取組を計画的に推進する。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料17-01</span></p> <p>1 中期目標で定めた一般管理費、事業費等の効率化目標及び労災病院においては、中期目標期間の最終年度において収支相償を達成するという目標を踏まえた年度計画を作成した。年度計画に基づく業務運営の結果は、平成18年度財務諸表及び決算報告書のとおりである。</p> <p>(1) 平成20年度までに収支相償を目指すという中期目標・中期計画・年度計画を確実に達成するため、労災病院が取り組むべき事項、方向性を示した「平成18年度機構運営方針（労災病院編）」を策定・指示するとともに、それを踏まえて様々な取り組みを行った。 特に、平成18年4月に行われた△3.16%の診療報酬マイナス改定は過去最大の下げ幅であり、この影響は対前年度比の収入減として△78億円が見込まれた。このマイナス改定を最小限に止めるため、医療の質の向上及び効率化を目指して以下の取り組み等を行った結果、△32億円の収入減に下げ止めることができた。 一方、費用の面においては、給与費、材料費等の削減を中心に△63億円の削減を図ることができた。 この結果、平成18年度は当期損失を△42億円まで圧縮し、平成17年度の損失額△73億円から31億円の改善、平成15年度からは3年間で149億円と相当の改善を達成した。</p> <p>① 労災病院に対する経営指導・支援 ア 本部の「経営改善推進会議」において、昨年に引き続き労災病院の改善に向けて診療報酬マイナス改定への対応、新たな施設基準の取得、高点数の施設基準取得や経費縮減方を検討し実施した。 イ 「本部・病院間協議（病院協議）」において決定した個々の病院の運営計画と上半期の結果を照らし合わせ、診療報酬改定の影響額、収支及び患者数等を分析し、それに基づき下半期の「経営目標見直し後計画」とその目標達成に向けた行動計画を策定させるとともに、逐次ヒアリングを実施しフォローアップに努めた。 ウ 平成18年度計画の達成が危惧される病院に対して、実地指導を行い、本部主導による「経営改善報告書」を提出させ協議を実施した。</p> <p>② 収入確保及び支出削減対策の具体的な取組 ア 診療収入の確保 医療の質の向上及び効率化を図りつつ、診療報酬マイナス改定の影響額を最小限に止めるため、全労災病院に対して収入確保対策の助言・指導を行い、新たな施設基準及び上位基準の早期取得、地域医療支援病院の取得、DPCの導入等を図り診療単価をアップさせ、診療収入の確保に努めた。 (ア) 医療の質の向上により収入増となった主な項目 a 医療連携強化・上位基準の取得等によるもの DPCの導入（+63億円）、7対1・10対1等入院基本料の取得（+18億円）、地域医療支援病院の取得（+1億円）、室料差額収入等の増（+19億円） b 高度・専門的な医療の推進によるもの</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>(2) 労働安全衛生融資については、債権管理を適切に行い、財政投融資への確実な償還に努めること。</p> <p>(</p>	<p>(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、財政投融資への償還を確実に実行する。</p> <p>2 予算（人件費の見積りを含む。） 別紙1のとおり</p> <p>3 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>4 資金計画 別紙3のとおり</p>	<p>(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、財政投融資への年度別償還計画を確実に実行する。</p> <p>また、正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額626百万円を回収する。</p> <p>2 予算 別紙1のとおり</p> <p>3 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>4 資金計画 別紙3のとおり</p>	<p>高度な手術の増加（+60億円）、外来化学療法等の増加（+28億円）</p> <p>(イ) 医療の効率化により収入減となった項目等 平均在院日数の短縮による入院患者数の減（△89億円）、病診連携の推進等による外来患者数の減（△54億円）、その他、診療報酬マイナス改定の影響として△78億円が加わる。</p> <p>イ 給与費の削減 事務職等の削減及び12月期賞与（期末手当）0.1月分カット・管理職加算割合2%カット（△17億円）を行ったが、医療の質や安全の確保に不可欠な医師・看護師の増を図るための人件費の増が避けられなかったため2億円減に止まった。</p> <p>ウ 材料費の削減 高度な手術及び外来化学療法等の増により材料費の増加が見込まれる中で、後発医薬品への移行による薬品費の減及び契約努力等による縮減。（△3.5億円） また、医療材料については新たに2病院がSPD一括供給方式を導入し、現在20病院で稼働。こうしたスケールメリットを活かして手術用縫合糸の共同購入の実施による縮減。（△2.9億円）</p> <p>エ 経費 ・医師、看護師の過重労働軽減を図るため、嘱託医師増による謝金の増、看護周辺業務の委託化による増が見込まれる中で、保守内容の見直し等による雑役務費等の減（△1.6億円）を図ることにより経費増加を抑えた。 以上の取組に加え、全般的な経費の見直しを行い、特に次の取組により経費の縮減を図った。 ・CT・MRI等の高度放射線医療機器については、本部主導による共同購入の実施による縮減（△5.6億円） ・設備管理業務の人員削減など業務内容見直しによる業務委託費の縮減（△1.1億円） ・井戸水浄化システム、節水バルブの設置等による光熱水費の縮減（△77百万円）</p> <p>オ 承継償却済資産の再償却期間満了に伴う減価償却費の減 独立行政法人移行時の経理処理として、耐用年数終了後の医療機器等については、16・17年度の2か年で再償却を実施したことにより一時的に減価償却費が増加したものの、再償却終了後の18年度は減価償却費が△57億円減額した。</p> <p>(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行い、財政投融資への償還を計画どおりに実行した。</p> <p>また、正常債権の回収金は、一部の債権について全額繰上償還等が発生したことにより、目標額を上回った。</p>

評価の視点	自己評定	A		評 定	A	
<p>・ 運営費交付金を充当して行う事業（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務を除く）については、中期計画に基づく予算が作成され、当該予算の範囲内で予算が執行されているか。</p> <p>・ 労災病院については、中期目標期間中に計画的に経営改善を図り収支相償（損益均衡）を目指すため、損益改善目標を策定し、その目標を実現するために適切な措置を講じたか。また、その結果、損益が改善したか。</p> <p>・ 労働安全衛生融資については、計画どおりに財政投融資への償還が行われているか。</p> <p>・ 運営費交付金を充当して行う事業（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務を除く）に係る予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。</p> <p>・ 運営費交付金については収益化基準にしたがって適正に執行されているか。</p> <p>・ 運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、その理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。</p> <p>【17 ‘評価】 平成18年度以降は、診療報酬のマイナス改定がある等厳しい経営環境の中、改定等による影響額などを詳細に把握・分析しつつ、中期目標達成に向けてさらなる改善の工夫を行うことが必要である。</p> <p>【17 ‘評価】 依然として当該年度の当期損失は73億円であり、診療報酬マイナス改定の厳しい環境の中、労災病院全体としての収支相償を目指し、良質な医療サービスの提供に十分配慮しつつ、次年度以降もさらなる収支の改善に取り組むことを期待する。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 労災病院について、平成18年4月に行われた△3.16%の診療報酬マイナス改定の影響を最小限に止めるため、医療の質の向上及び効率化を目指して、診療収入の確保、給与費の削減、材料費及び経費の削減等の経営努力を行った結果、平成17年度当期損益は△73億円から前年度比31億円の損益改善を達成し、当期損益を△42億円まで圧縮した。</p> <p>以上のことから、自己評定を「A」とした。</p> <p>(注) □は厚生労働省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による平成17年度評価結果への対応</p> <p>・ 年度計画に基づき、予算の範囲内で業務運営を実施した。</p> <p>・ 労災病院について、平成18年4月に行われた△3.16%の診療報酬マイナス改定の影響を最小限に止めるため、医療の質の向上及び効率化を目指して、診療収入の確保、給与費の削減、材料費及び経費の削減等の経営努力を行った結果、平成17年度当期損益は△73億円から前年度比31億円の損益改善を達成し、当期損益を△42億円まで圧縮した。また、平成15年度の当期損益△191億円から比較すれば、3年間で149億円もの大幅な改善を達成した。(中期目標に対する達成率78.0%)</p> <p>・ 労働安全衛生融資については、年度計画に基づき、財政投融資への償還を実行した。</p> <p>・ 予算と実績の差異については、一般管理費及び事業費において効率化を図り経費縮減に努めたことなどその発生理由は合理的なものである。</p> <p>・ 費用進行化基準にしたがって適正に執行している。</p> <p>・ 一般管理費及び事業費において、効率化を図り経費縮減に努めたことなどにより、10.3億円が収益化されず残ったものである。</p> <p>□ 労災病院が、今後も医療水準を維持発展させ、高度・専門的医療を提供するためには、経営基盤の確立が必須である。平成18年度の診療報酬の大幅なマイナス改定という医療を取り巻く厳しい情勢の下、効率的かつ質の高い医療を提供する体制の確立が必要である。</p> <p>そのためには、医療の急性期化が一段と進む中、平均在院日数短縮に伴う病床稼働率の低下に対し、病診連携等の強化により新入院患者の確保に努めるとともに、診療報酬改定に則した新たな施設基準の取得等により診療単価のアップを図り対応していく。</p> <p>また、引き続き業務委託化の推進等による人件費の抑制、薬品の同種同効品の整理、後発医薬品の採用、医療材料のSPD一括供給方式導入病院及び対象品目の拡充による</p>			<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ 医療収入状況の厳しい中、ほぼ予定通りに目標を達成しているのは高く評価する。</p> <p>・ 努力面が見られる。</p> <p>・ 診療報酬マイナス改定や医師確保の困難さ等、厳しい状況の中で経費削減に努めた。</p> <p>・ 労働安全衛生融資につき、貸付債権の適切な管理</p> <p>・ 回収を行い、財政投融資への償還を計画通り実施した。</p> <p>・ 労働者健康福祉機構が、独法に移行する過程で、繰越欠損金を穴埋めするため政府出資金を使って相殺し、減資をした。本来なすべきことを、相殺という手段を使ったことは、許しがたい。即ち、6,100億円を、国民の税金を無駄にしたということである。従って、「当期利益は△73億円から前年から前年度比31億円の損益改善を達成し、△42億円に圧縮した」という事案は、このような裏事情があるということ、当機構は全く目をつむっているということである。</p>		

医療諸費の縮減等更なる支出節減に取り組んでいく。

一方、本部においては、医療機器の共同購入等更なる経費削減の方策とともに、各経営改善病院に対しては、経営改善計画のために重点的に継続的なフォローアップと指導を実施していく。

さらに、対前年度に比べ収支状況の悪化している病院に対しては、役員又は本部職員が病院へ出向いて経営改善についての個別指導を行うとともに、事務局長を本部に呼んで協議を行っていくこととしている。

これら諸々の取組により、平成20年度までの経営目標達成に努めることとしている。

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績	
	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 4,184百万円（運営費交付金年間支出の3/12月を計上）</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延による資金不足等</p> <hr/> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <hr/> <p>第6 剰余金の使途 本中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 4,025百万円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延による資金不足等</p> <hr/> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <hr/> <p>第6 剰余金の使途 労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 短期借入金の実績なし。</p> <hr/> <p>第5 重要な財産の譲渡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岩手労災病院については、平成19年2月27日に土地の無償譲渡契約及び土地建物の売買契約を平成19年3月22日に器具備品の売買契約をそれぞれ契約した。</li> <li>西有田委託病棟については、平成19年3月28日に建物の売買契約を締結した。</li> <li>東京都世田谷区南烏山地区所在財産については、平成19年3月20日に土地の売買契約を締結した。</li> </ul> <hr/> <p>第6 剰余金の使途 剰余金はなし。</p>	
評価の視点	自己評価	B	評 定	B
	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○岩手労災病院等について、適正に建物等資産の譲渡手続きを実施したことから、自己評価を「B」とした。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>順調に進めていることは評価する。</li> <li>岩手労災病院等の資産譲渡手続きを適正に実施した。</li> </ul>	



中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項なし</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 中期計画開始時の役職員の構成及び員数</p> <p>① 役員：理事長1人、理事4人、監事2人（うち1人は非常勤）</p> <p>② 職員：運営費交付金職員800人、労災病院職員12,922人</p> <p>(2) 人員に係る計画 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、その職員数の抑制を図る。（期首：800人 期末：720人）</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画 勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金（注1）により次の病院の施設整備を行う。</p> <p>① 病院名 関東労災病院、東京労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院</p> <p>② 予定額（注2） 総額 56,098百万円 （注1）当該施設整備費補助金は、本中期目標期間中に限る措置として講じられたものである。 （注2）「予定額」は、中期目標期間の施設建設費計画額である。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>① 環境の変化等に応じた弾力的な組織運営を進める観点から、労災病院を中心とした施設間の人事交流を推進するための制度を構築するとともに、当該制度の積極的活用と今後の定着化を図るため職員へのPRや動機付けに取り組む。</p> <p>② 優秀な人材を幅広く確保するための新たな取組みとして、本部と施設の協同により地域毎に学校訪問や採用説明会等を実施する。</p> <p>(2) 人員に係る計画 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、「年度別削減計画」に基づき△6人を削減し、780人以内とする。</p> <p>2 施設・整備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画 勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金により次の病院の施設整備を行う。</p> <p>① 病院名 関東労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院</p> <p>② 予定額 総額 11,288百万円</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料19-01</span></p> <p>(1) 人事に関する取り組み</p> <p>① 柔軟な人事交流を推進するため、労災病院間派遣交流制度及び転任推進制度を創設。制度導入初年度の適用者を選出し従前対象となっていなかった管理職以外の看護職や医療職を中心に人事異動を行った。</p> <p>（参考）平成18年度適用者数 交流派遣制度適用者数 30人 転任推進制度適用者数 18人 また、両制度の更なる積極的な活用を促す文書を本部より各施設長あて発出するとともに、両制度の適用となった者の感想文、体験談を社内誌「ろうさいフォーラム」に掲載し、職員への啓発に努めた。</p> <p>② 社会的現象となった看護師不足への対応も含め優秀な人材を確保するため、看護系大学を訪問し募集活動を行うとともに、初の試みとして看護職採用説明会を開催。</p> <p>（参考）平成18年度実績 訪問看護系大学数 30校 採用説明会の開催 8都市9会場</p> <p>(2) 人員について 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、平成18年度期首職員数（780人）の範囲内で配置した。</p> <p>（参考） 平成16年度期首 800人 平成17年度期首 786人 平成18年度期首 780人 平成19年度期首 745人</p> <p>2 施設・整備に関する計画 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料19-02</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料19-03</span></p> <p>(1) 労災病院に係る計画 勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金により次の病院の施設整備を行った。</p> <p>① 病院名 関東労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院</p> <p>② 実績見込額 総額 11,284百万円</p>

中期目標	中期計画	平成18年度計画	平成18年度の業務の実績
	<p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画            労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を行う。</p> <p>① 予定額(注3)            総額 2,467百万円            (注3) 「予定額」は、中期目標期間の施設整備の計画額である。</p>	<p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画            労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を行う。            予定額 689百万円</p> <p>(3) 吹付けアスベスト等に係る対策            平成17年度に実施した施設における吹付けアスベスト状況調査の結果に基づき、引き続きアスベスト対策工事を実施する。</p> <p>(4) 建物の機能向上及び長寿命化に係る計画            「施設別保全台帳」を基に規模・用途に応じた標準ライフサイクルコストを設定し、各施設の改修投資の平準化を図る。</p>	<p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画            労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により労災看護専門学校の教室及び学生寮等の補修工事、リハビリテーション作業所のトイレ改修工事等の施設整備を行った。            実績見込額 687百万円</p> <p>(3) 吹付けアスベスト等に係る対策            平成17年度に実施した施設における吹付けアスベスト状況調査の結果に基づき、アスベスト対策工事を実施した。</p> <p>(4) 各病院の光熱水費等の基礎データを入力した「施設別保全台帳」(CD-ROM版)を作成した。それを基に標準ライフサイクルコストを設定した。</p> <p>(5) 総合的な省エネルギー対策の推進            施設における光熱水費の削減を図るため、平成17年度旭労災病院にESCO事業を導入し、平成18年度は設備機器を更新するための改修工事を実施した。            また、「労災病院ESCO事業マニュアル」を作成し、全労災病院に配布した。</p>

評価の視点	自己評定	A		評 定	A	
-------	------	---	--	-----	---	--

	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人事に関しては、運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数の配置について中期計画どおり職員を削減した。</li> <li>施設間の人事交流を通じて職員の活性化や能力開発を図るとともに、労災病院グループの中で人材の有効活用を行うことを目的として創設した「労災病院等間派遣交流制度」及び「労災病院等間転任推進制度」の適用者を決定し、従前は対象となっていなかった職員の人事異動を実施して、職員の適正配置と活性化を図った。          また、看護師不足対策と優秀な人材の確保を目的に、看護系大学を訪問するとともに初めての試みとして看護職員採用説明会を実施するなど、新たな人材供給ルートを開拓した。さらに、施設及び部門の業務目標の達成を確実にするため、管理職について個人別の役割目標を設定した「個人別役割確認制度」を導入し、運用を開始した。</li> <li>労災病院に係る計画及び労災病院以外の施設に係る計画については、年度計画に沿った業務実績を上げた。</li> <li>吹付けアスベスト等に係る対策については、平成17年度に引き続き対策工事を実施した。</li> <li>建物の機能向上及び長寿命化に係る計画については、「施設別保全台帳」(CD-ROM版)により、施設ごとのライフサイクルコストの設定が可能となり、今後の効率的な施設運営の基礎に資することができた。          また、各病院の劣化状況や保全情報の迅速な把握が可能となった。</li> <li>総合的な省エネルギー対策の推進については、旭労災病院におけるESCO事業を着実に推進するとともに、労災病院でESCO事業を行う場合の実務書として「労災病院ESCO事業マニュアル」を作成し、全労災病院に配布した。</li> </ul> <p>以上のことから、自己評定を「A」とした。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の能力とモラルを同時に向上させる取組として新たに「個別役割確認制度」導入の試みをするなど高く評価する。</li> <li>計画通りと判断する。</li> <li>労災病院等間派遣交流制度及び転任推進制度を創設し、柔軟な人事交流を行った。</li> <li>看護職員採用説明会を実施した。</li> <li>さらに徹底した効率化を期待する。</li> </ul>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) □は厚生労働省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による平成17年度評価結果への対応

・ 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、「年度別削減計画」が策定され、これに基づき削減されているか。

・ 施設整備に関する計画が順調に推移しているか。

【17 評価】

今後は、人件費の適正化と能力向上の両立を図りつつ、職員の活性化を図るとともに、施設の保全に向け一層努力することを期待する。

・ 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、平成18年度期首職員数780人の範囲内で配置した。

・ 関東労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院及び九州労災病院に係る施設整備計画並びに労災病院以外の労災看護専門学校、労災リハビリテーション作業所等に係る施設整備計画について、年度計画に沿った業務実績を上げた。

□ 職員の活性化については、引き続き労災病院間における活発な人事交流を推進していく観点から、労災病院等間派遣交流制度及び転任推進制度の積極的な活用を促す文書を本部から施設に対して発出するとともに社内報「ろうさいフォーラム」に両制度の特集を組むなど、より一層の活性化を図るべく、職員に対する周知を徹底していく。

施設の保全については、保全台帳を含む「施設保全情報システム」を整備し、各労災病院に配付した。このシステムを活用することにより、各労災病院に対して①施設保全業務の効率化②計画的な施設保全計画の作成③省エネルギーに向けた取り組みなどライフサイクルコストのマネジメントに対する支援を行っていく。